

(財務諸表(一般勘定))

法人種別・名称	(関連公益法人)	(関連公益法人)	(関連公益法人)
事項	社団法人協力隊を育てる会	独立行政法人国際協力機構国際協力共済会	独立行政法人国際協力機構厚生会
業務概要	(1) 協力隊及び隊員の活動に関する知識を普及し、国民各層の理解を深めること (2) 青年層の協力隊参加意欲を昂揚すること (3) 協力隊参加に当たっての社会的障害の除去を図ること等	国際協力機構が海外に派遣する専門家及びその家族並びに青年海外協力隊員等及びその家族の生活の安定と福祉の向上を図るため、以下の事業を行う。 (1) 給付事業 ① 業務によらない病気又は負傷に係る療養費等の給付 ② 死亡に係る弔慰金の給付 ③ 障害に係る見舞金の給付 (2) 福祉事業 ① その他前述の目的を達成するために必要な福祉事業	会員相互扶助の精神に基づき、国際協力機構役職員等及びその家族の福祉の向上及び親睦、融和を図ることを目的とし、以下の事業を行う。 (1) 給付に関する事業 (2) 貸付に関する事業 (3) 福利厚生に関する事業 (4) その他厚生会の目的を達成するために必要な事業
役員氏名	役員数24名 会長 足立 房夫 副会長 青木 盛久 常任理事 松岡 和久 (元国際協力事業団 理事) (元国際協力機構 理事)	役員数10名 (すべて国際協力機構 役職員現任) 会長 金子 節志 (理事) 副会長 大石 千尋 (国際協力人材部長) 運営委員 佐渡島 志郎 (総務部長) 運営委員 佐々木 弘世 (人事部長) 運営委員 山田 和行 (財務部長) 運営委員 岡村 邦夫 (企画部長) 運営委員 早瀬 隆昌 (調達部長) 運営委員 黒柳 俊之 (経済基盤開発部長) 運営委員 伊藤 隆文 (青年海外協力隊事務局長) 会計監査役 三浦 和紀 (財務部次長<財務担当>)	機構選定役員数10名 (すべて国際協力機構 役職員現任) 会長 金子 節志 (理事) 副会長 佐々木 弘世 (人事部長) 副会長 広田 幸紀 (人事部審議役) 幹事 井倉 義伸 (人事部次長<厚生・給与担当>) 幹事 藤井 敬太郎 (人事部 厚生課長) 幹事 小西 淳文 (総務部次長) 幹事 三浦 和紀 (財務部次長<財務担当>) 幹事 永江 勉 (国際協力人材部次長<計画・調整担当>) 幹事 三輪 修己 (研究所 次長) 監査役 中村 秀敏 (財務部審議役) その他互選役員数9名 (国際協力機構 職員)
関連公益法人等とJICAの取引の関連図	国際協力機構 → (社) 協力隊を育てる会 (業務委託)	国際協力機構 → 国際協力共済会 (機構内設置)	国際協力機構 → 厚生会 (機構内設置)
資産	91,832,624円	2,334,474,005円	1,259,836,815円
負債	12,275,234円	90,916,736円	6,183,259円
正味財産期首残高	78,869,133円	2,298,765,213円	586,203,464円
当期正味財産増減額			
一般正味財産増減の部	○収益 ・受取補助金等 7,978,074円 ・その他の収益 174,946,390円 ○費用 182,236,207円	○収益 ・受取補助金等 0円 ・その他の収益 1,033,954,549円 ○費用 1,089,162,493円	○収益 ・受取補助金等 0円 ・その他の収益 139,251,035円 ○費用 92,094,088円
指定正味財産増減の部	○収益 0円 ○費用 0円	○収益 0円 ○費用 0円	○収益 0円 ○費用 0円
正味財産期末残高	79,557,390円	2,243,557,269円	1,253,653,556円
当期収入合計額	183,766,964円	1,033,954,549円	139,251,035円
当期支出合計額	190,676,631円	1,089,162,493円	92,094,088円
当期収支差額	△6,909,667円	△55,207,944円	47,156,947円
関連公益法人等の基本財産に対する出えん、拠出、寄附等の明細	該当なし	基本財産に対する拠出： 基金 900,000,000円 (但し、専門家等の掛金及び負担金を含む)	事業費に充てるための負担金： 国際協力機構 負担金 35,903,090円
関連公益法人に対する債権・債務の明細	未払金 41,841,957円	該当なし	該当なし
債務保証の明細	該当なし	該当なし	該当なし
事業収入とJICAの発注等に係る金額・割合 (競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合)	総事業収入182,896,964円 (うちJICA取引額 158,882,076円 86.9%) 競争契約 ( 0円 0%) 企画競争・公募 (158,882,076円 100%) 競争性のない随意契約 ( 0円 0%)	該当なし	該当なし

〔財務諸表(有償資金協力勘定)〕

財 産 目 録

(平成21年3月31日現在)

【有償資金協力勘定】

(単位：円)

流動資産	10,864,945,745,557	
現金及び預金	23,202,903,346	当座預金 三菱東京UFJ銀行
貸付金	10,922,714,876,903	1,805 口
貸倒引当金	△ 138,452,696,283	
前渡金	2,640,052,018	
前払費用	57,685,881	
未収収益	54,617,329,904	
未収貸付金利息	54,189,655,157	当年度における未収貸付金利息
未収コミットメントチャージ	427,674,468	当年度における未収コミットメントチャージ
未収受取利息	279	当年度における受取利息
未収入金	105,125,531	
仮払金	23,322,862	18 口
立替金	137,797	
算定割当量	37,007,598	
固定資産	172,271,795,922	
有形固定資産	17,628,605,985	
建物	2,515,572,701	8 棟 (延 11,809.84㎡)
構築物	54,006,986	20 点
機械装置	181,960,753	20 点
車両運搬具	137,539,018	56 点
工具器具備品	565,140,010	105 点
土地	13,873,270,000	6 箇所 ( 8,947.93㎡)
建設仮勘定	301,116,517	
投資その他の資産	154,643,189,937	
投資有価証券	1,063,005,453	5 口
関係会社株式	133,522,709,762	10 口
破産債権、再生債権、更生債権 その他これらに準ずる債権	53,325,873,302	13 口
貸倒引当金	△ 33,872,251,875	
長期前払費用	2,796,984	
差入保証金	601,056,311	48 点
合計	11,037,217,541,479	

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

【有償資金協力勘定】

(単位:円)

資産の部

I 流動資産

現金及び預金		23,202,903,346	
貸付金	10,922,714,876,903		
貸倒引当金	△ 138,452,696,283	10,784,262,180,620	
前渡金		2,640,052,018	
前払費用		57,685,881	
未収収益			
未収貸付金利息	54,189,655,157		
未収コミットメントチャージ	427,674,468		
未収受取利息	279	54,617,329,904	
未収入金		105,125,531	
仮払金		23,322,862	
立替金		137,797	
算定割当量		37,007,598	
流動資産合計			10,864,945,745,557

II 固定資産

1 有形固定資産

建物	2,586,484,419		
減価償却累計額	△ 70,911,718	2,515,572,701	
構築物	56,226,213		
減価償却累計額	△ 2,219,227	54,006,986	
機械装置	191,298,205		
減価償却累計額	△ 9,337,452	181,960,753	
車両運搬具	152,179,674		
減価償却累計額	△ 14,640,656	137,539,018	
工具器具備品	636,016,170		
減価償却累計額	△ 70,876,160	565,140,010	
土地		13,873,270,000	
建設仮勘定		301,116,517	
有形固定資産合計			17,628,605,985

2 投資その他の資産

投資有価証券		1,063,005,453	
関係会社株式		133,522,709,762	
破産債権、再生債権、更生債権 その他これらに準ずる債権	53,325,873,302		
貸倒引当金	△ 33,872,251,875	19,453,621,427	
長期前払費用		2,796,984	
差入保証金		601,056,311	
投資その他の資産合計			154,643,189,937

固定資産合計 172,271,795,922

資産合計

11,037,217,541,479

(財務諸表(有償資金協力勘定))

負債の部

I 流動負債

1年以内償還予定財政融資資金借入金	403,029,160,000
未払金	1,444,473,555
未払費用	12,890,373,200
リース債務	143,809,092
預り金	23,440,766
賞与引当金	223,587,652
仮受金	63,935

流動負債合計 417,754,908,200

II 固定負債

債券	30,000,000,000
財政融資資金借入金	2,600,370,482,000
長期リース債務	282,763,866
退職給付引当金	7,459,786,715

固定負債合計 2,638,113,032,581

負債合計 3,055,867,940,781

純資産の部

I 資本金

政府出資金	7,390,855,785,510
-------	-------------------

資本金合計 7,390,855,785,510

II 利益剰余金

準備金	497,603,467,224
当期末処分利益	92,981,824,450
(うち当期総利益)	(92,981,824,450)

利益剰余金合計 590,585,291,674

III 評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	△ 91,476,486
--------------	--------------

評価・換算差額等合計 △ 91,476,486

純資産合計 7,981,349,600,698

負債純資産合計 11,037,217,541,479

## 損 益 計 算 書

(平成20年10月1日～平成21年3月31日)

【有償資金協力勘定】

(単位：円)

## 経常費用

## 有償資金協力業務関係費

債券利息	208,604,986	
借入金利息	25,928,755,392	
業務委託費	2,354,525,907	
債券発行費	141,971,771	
外国為替差損	41,417,175	
人件費	1,958,870,898	
退職給付引当金繰入	1,514,870,270	
物件費	4,360,000,447	
減価償却費	167,985,213	
税金	12,955,323	
関係会社株式評価等損	9,533,830	
その他経常費用	454,500,741	37,153,991,953
経常費用合計		<u>37,153,991,953</u>

## 経常収益

## 有償資金協力業務収入

貸付金利息	110,089,225,258	
国債等債券利息	19,981,366	
受取配当金	9,566,930,000	
貸付手数料	609,231,044	
関係会社株式評価等益	28,911,244	
貸倒引当金戻入	2,859,178,261	123,173,457,173

## 財務収益

受取利息	279	279
雑益		170,072,406
償却債権取立益		8,817,340
政府交付金収入		6,750,000,000

## 経常収益合計

## 経常利益

130,102,347,19892,948,355,245

## 臨時利益

## 賞与引当金戻入

33,469,20533,469,205

## 当期純利益

92,981,824,450

## 当期総利益

92,981,824,450

キャッシュ・フロー計算書  
(平成20年10月1日～平成21年3月31日)

【有償資金協力勘定】

(単位：円)

I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	貸付による支出	△ 395,277,813,269
	民間借入金の返済による支出	△ 64,000,000,000
	財政融資資金借入金の返済による支出	△ 196,162,554,000
	利息の支払額	△ 26,631,215,431
	人件費支出	△ 1,943,825,890
	その他の業務支出	△ 9,180,891,479
	貸付金の回収による収入	319,454,975,568
	民間借入による収入	64,000,000,000
	財政融資資金借入による収入	85,300,000,000
	債券の発行による収入	29,858,028,229
	政府交付金収入	6,750,000,000
	貸付金利息収入	111,964,321,656
	その他の業務収入	<u>1,966,312,137</u>
	小計	△ 73,902,662,479
	利息及び配当金の受取額	<u>9,597,565,336</u>
	業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 64,305,097,143
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	固定資産の取得による支出	△ 350,105,019
	固定資産の売却による収入	139,315,840
	関係会社株式の清算による収入	<u>423,306,000</u>
	投資活動によるキャッシュ・フロー	212,516,821
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	リース債務の返済による支出	△ 62,245,596
	政府出資の受入による収入	<u>83,290,000,000</u>
	財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>83,227,754,404</u>
IV	資金増加額	19,135,174,082
V	資金期首残高	<u>4,067,729,264</u>
VI	資金期末残高	<u><u>23,202,903,346</u></u>

利益の処分に関する書類

【有償資金協力勘定】

(単位：円)

I 当期末処分利益		92,981,824,450
当期総利益	92,981,824,450	
II 利益処分量		92,981,824,450
準備金	92,981,824,450	

**行政サービス実施コスト計算書**  
(平成20年10月1日～平成21年3月31日)

【有償資金協力勘定】

(単位：円)

I 業務費用		
(1) 損益計算書上の費用		
業務費	<u>37,153,991,953</u>	37,153,991,953
(2) (控除) 自己収入等		
業務収入	△ 123,173,457,173	
財務収益	△ 279	
雑益	△ 170,072,406	
償却債権取立益	<u>△ 8,817,340</u>	<u>△ 123,352,347,198</u>
業務費用合計		△ 86,198,355,245
II 引当外退職給付増加見積額		9,700,560
III 機会費用		
政府出資の機会費用		<u>49,239,712,263</u>
IV 行政サービス実施コスト		<u>△ 36,948,942,422</u>



## 重要な会計方針

### 【有償資金協力勘定】

#### 1 減価償却の会計処理方法

##### 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～50年
構築物	1～39年
機械装置	1～20年
車両運搬具	1～6年
工具器具備品	1～18年

#### 2 賞与支給に係る引当金及び見積額の計上基準

賞与引当金は、役職員への賞与の支払いに備えるため、役職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

#### 3 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職給付引当金は、役職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異：その発生年度に一括して損益処理しております。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、会計基準第38に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

#### 4 引当金等の計上根拠及び計上基準

##### 貸倒引当金

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

#### 5 有価証券の評価基準及び評価方法

##### (1) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ただし、持分相当額が取得原価より下落した場合には、持分相当額としております。

##### (2) その他有価証券（時価のないもの）

移動平均法による原価法を採用しております。

**6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準**

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

**7 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法**

政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成21年3月末利回りを参考に1.34%で計算しております。

**8 リース取引の処理方法**

リース料総額が3百万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が3百万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

**9 消費税等の会計処理**

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

## 注記事項

### 【有償資金協力勘定】

## 貸借対照表関係

当機構は株式会社日本政策金融公庫が承継した次の国際協力銀行既発債券について、連帯して債務を負っております。

財投機関債	1,100,000,000,000	円
政府保証外債	8,400,000,000	ドル
	1,250,000,000	ユーロ
	3,000,000,000	バーツ

## 損益計算書関係

当機構は平成14年12月10日付の政府発表「債務救済方式の見直し」による影響から円借款関連損失を計上しており、日本政府からは当機構の財務の健全性を維持するため引き続き遺漏なきを期したいとの方針が表明されております。この方針の下、当事業年度に、円借款関連損失に対応して、政府一般会計より6,750百万円の交付金が交付されており、これを政府交付金収入として計上しております。

## キャッシュ・フロー計算書関係

キャッシュ・フロー計算書における資金は、当座預金であります。

### (1) 資金の期末残高と貸借対照表科目の別の内訳

(平成21年3月31日現在)

現金及び預金	23,202,903,346	円
資金の期末残高	23,202,903,346	円

### (2) 重要な非資金取引

ファイナンス・リースによる資産の取得

工具器具備品 69,544,440 円

## 行政サービス実施コスト計算書関係

公務員からの出向職員に係る機会費用の対象者数

引当金外退職給付増加見積額のうち9,700,560円は、出向職員(延べ12人)に係る退職給付引当金の当年度増加額を内規に基づき計上しております。

## 退職給付関係

(1) 退職給付債務及びその内訳 (単位：円)

	平成 20 事業年度
(1) 退職給付債務	△9,768,022,234
(2) 年金資産	2,308,235,519
(3) 未積立退職給付債務 (1)+(2)	△7,459,786,715
(4) 会計基準変更時差異の未処理額	0
(5) 未認識数理計算上の差異	0
(6) 未認識過去勤務債務(債務の減額)	0
(7) 貸借対照表計上額純額 (3)+(4)+(5)+(6)	△7,459,786,715
(8) 前払年金費用	0
(9) 退職給付引当金 (7)-(8)	△7,459,786,715

(2) 退職給付費用の内訳 (単位：円)

	平成 20 事業年度
(1) 勤務費用	375,694,863
(2) 利息費用	44,961,147
(3) 期待運用収益	0
(4) 過去勤務債務の費用処理額	0
(5) 数理計算上の差異の費用処理額	1,370,212,338
(6) その他(厚生年金基金加入者掛金)	△52,460,298

(3) 退職給付債務などの計算基礎

	平成 20 事業年度
(1) 割引率 退職年金	2.0%
(2) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(3) 数理計算上の差異の処理年数	1年
(4) その他(会計基準変更時差異の処理年数)	1年

## 持分法損益等

当機構には特定関連会社がないため、連結財務諸表を作成しておりませんが、関連会社にかかる持分法損益等は次のとおりです。

(1) 関連会社に対する投資の金額	133,532,243,592 円
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額	138,785,487,302 円
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額	19,486,053,591 円

## 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

## 重要な後発事象

該当事項はありません。

(財務諸表(有償資金協力勘定))

附属明細書

【有償資金協力勘定】

(1) 固定資産の取得、処分、減価償却費及び減損損失累計額の明細

(単位：円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		減損損失累計額		差引当期末 残高	備考
						当期償却額	当期償却額	当期損益内	当期損益外		
有形固定資産 (償却費損益内)	建物	2,521,910,384	64,574,035	0	2,586,484,419	70,911,718	70,911,718	0	0	2,515,572,701	
	構築物	55,951,427	274,786	0	56,226,213	2,219,227	2,219,227	0	0	54,006,986	
	機械装置	190,876,042	422,163	0	191,298,205	9,337,452	9,337,452	0	0	181,960,753	
	車両運搬具	137,918,863	14,260,811	0	152,179,674	14,640,656	14,640,656	0	0	137,539,018	
	工具器具備品	531,085,953	104,930,217	0	636,016,170	70,876,160	70,876,160	0	0	565,140,010	
	計	3,437,742,669	184,462,012	0	3,622,204,681	167,985,213	167,985,213	0	0	3,454,219,468	
非償却資産	土地	13,873,270,000	0	0	13,873,270,000	0	0	0	0	13,873,270,000	
	建設仮勘定	112,248,435	219,356,928	30,488,846	301,116,517	0	0	0	0	301,116,517	
	計	13,985,518,435	219,356,928	30,488,846	14,174,386,517	0	0	0	0	14,174,386,517	
有形固定資産合計	建物	2,521,910,384	64,574,035	0	2,586,484,419	70,911,718	70,911,718	0	0	2,515,572,701	
	構築物	55,951,427	274,786	0	56,226,213	2,219,227	2,219,227	0	0	54,006,986	
	機械装置	190,876,042	422,163	0	191,298,205	9,337,452	9,337,452	0	0	181,960,753	
	車両運搬具	137,918,863	14,260,811	0	152,179,674	14,640,656	14,640,656	0	0	137,539,018	
	工具器具備品	531,085,953	104,930,217	0	636,016,170	70,876,160	70,876,160	0	0	565,140,010	
	土地	13,873,270,000	0	0	13,873,270,000	0	0	0	0	13,873,270,000	
	建設仮勘定	112,248,435	219,356,928	30,488,846	301,116,517	0	0	0	0	301,116,517	
	計	17,423,261,104	403,818,940	30,488,846	17,796,591,198	167,985,213	167,985,213	0	0	17,628,605,985	
投資その他の資産	投資有価証券	1,154,481,939	0	91,476,486	1,063,005,453	0	0	0	0	1,063,005,453	
	関係会社株式	133,926,638,348	0	403,928,586	133,522,709,762	0	0	0	0	133,522,709,762	
	破産債権、再生債権、 更生債権その他これら に準ずる債権	75,156,018,602	1,126,272,087	22,956,417,387	53,325,873,302	0	0	0	0	53,325,873,302	
	貸倒引当金(固定)	△ 56,359,245,221	△ 454,500,741	△ 22,941,494,087	△ 33,872,251,875	0	0	0	0	△ 33,872,251,875	
	長期前払費用	6,992,459	0	4,195,475	2,796,984	0	0	0	0	2,796,984	
	差入保証金	747,093,608	44,273,352	190,310,649	601,056,311	0	0	0	0	601,056,311	
	計	154,631,979,735	716,044,698	704,834,496	154,643,189,937	0	0	0	0	154,643,189,937	

(2) 有価証券の明細

投資その他の資産として計上された有価証券

(単位：円)

	銘柄	取得価額	純資産に持分割合を乗じた価額	貸借対照表計上額	当期費用に含まれた評価差額	摘要	
						その他有価証券評価差額	
関係会社株式	スマトラパルプ株式会社	2,758,289,455	2,748,755,625	2,748,755,625	△ 9,533,830		
	日本シンガポール石油化学株式会社	5,850,525,774	5,850,525,774	5,850,525,774	0		
	日本・サウジアラビアメタノール株式会社	7,149,297,104	7,896,327,638	7,149,297,104	0		
	サウディ石油化学株式会社	29,079,522,477	32,327,978,951	29,079,522,477	0		
	カフコジャパン投資株式会社	2,436,204,983	2,800,297,165	2,436,204,983	0		
	日本ウジミナス株式会社	20,219,037,435	21,081,986,342	20,219,037,435	0		
	日伯紙パルプ資源開発株式会社	15,010,803,073	15,010,803,073	15,010,803,073	0		
	日本アサハンアルミニウム株式会社	25,024,662,250	25,024,662,250	25,024,662,250	0		
	日本アマゾンアルミニウム株式会社	26,002,629,979	26,042,879,422	26,002,629,979	0		
	タイリカバリーファンド	1,271,062	1,271,062	1,271,062	0		
	合計	133,532,243,592	138,785,487,302	133,522,709,762	△ 9,533,830		
その他有価証券	種類及び銘柄	取得価額	時価	貸借対照表計上額	当期費用に含まれた評価差額	その他有価証券評価差額	摘要
	アジアインフラストラクチャ開発会社	21,567,376	-	21,567,376	0	0	
	国際連合大学信託基金	154,336,600	-	154,336,600	0	0	
	世銀炭素基金	279,917,854	-	262,944,946	0	△ 16,972,908	
	地方企業育成基金	362,403,531	-	308,288,977	0	△ 54,114,554	
	メキシコ環境基金	336,256,578	-	315,867,554	0	△ 20,389,024	
合計	1,154,481,939	-	1,063,005,453	0	△ 91,476,486		
貸借対照表計上額合計		134,686,725,531	138,785,487,302	134,585,715,215	△ 9,533,830	△ 91,476,486	

(3) 貸付金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘要
			回収額	償却額		
貸付金	10,847,779,238,478	394,374,303,714	319,438,665,289	0	10,922,714,876,903	
破産債権、再生債権、更生債権 その他これらに準ずる債権	75,156,018,602	1,126,272,087	14,923,300	22,941,494,087	53,325,873,302	
合 計	10,922,935,257,080	395,500,575,801	319,453,588,589	22,941,494,087	10,976,040,750,205	

## (4) 借入金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高	平均利率(%)	返済期限	摘要
財政融資資金借入金	3,114,262,196,000	85,300,000,000	196,162,554,000	3,003,399,642,000 (403,029,160,000)	1.672	2009年11月 ～2033年11月	

※ ( ) 内は1年以内償還予定のもの。



(5) 債券の明細

(単位:円)

銘 柄	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高	平均利率(%)	償還期限	摘要
第1回国際協力機構債券	0	30,000,000,000	0	30,000,000,000 ( 0)	2.47%	2028年9月	

※ ( ) 内は1年以内償還予定のもの。

(6) 引当金の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘要
			目的使用	その他		
賞与引当金	257,056,857	223,587,652	257,056,857	0	223,587,652	

(7) 貸付金等に対する貸倒引当金

(単位:円)

区 分	貸付金等の残高			貸倒引当金の残高			摘要
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高	
貸付金	10,847,779,238,478	74,935,638,425	10,922,714,876,903	141,311,874,544	△ 2,859,178,261	138,452,696,283	
破産債権、再生債権、更生債権 その他これらに準ずる債権	75,156,018,602	△ 21,830,145,300	53,325,873,302	56,359,245,221	△ 22,486,993,346	33,872,251,875	
合 計	10,922,935,257,080	53,105,493,125	10,976,040,750,205	197,671,119,765	△ 25,346,171,607	172,324,948,158	

(8) 退職給付引当金

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
退職給付債務合計額	7,558,077,789	2,438,189,869	228,245,424	9,768,022,234	
退職一時金に係る債務	3,061,963,113	258,509,228	136,304,228	3,184,168,113	
厚生年金基金に係る債務	4,496,114,676	2,179,680,641	91,941,196	6,583,854,121	
未認識過去勤務債務及び未認識 数理計算上の差異	0	0	0	0	
年金資産	1,613,161,344	787,015,371	91,941,196	2,308,235,519	
退職給付引当金	5,944,916,445	1,651,174,498	136,304,228	7,459,786,715	

(9) 保証債務の明細

(単位：円)

区 分	期首残高		当期増加		当期減少		期末残高		摘要
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
財投機関債〈公募〉	27	1,200,000,000,000	0	0	2	100,000,000,000	25	1,100,000,000,000	

(単位：ドル)

区 分	期首残高		当期増加		当期減少		期末残高		摘要
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
政府保証外債 (ユーロドル債〈公募〉)	7	4,900,000,000	0	0	0	0	7	4,900,000,000	

(単位：ドル)

区 分	期首残高		当期増加		当期減少		期末残高		摘要
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
政府保証外債 (グローバルドル債〈公募〉)	3	3,500,000,000	0	0	0	0	3	3,500,000,000	

(単位：ユーロ)

区 分	期首残高		当期増加		当期減少		期末残高		摘要
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
政府保証外債 (ユーロユーロ債〈公募〉)	2	1,250,000,000	0	0	0	0	2	1,250,000,000	

(単位：パーツ)

区 分	期首残高		当期増加		当期減少		期末残高		摘要
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
政府保証外債 (タイパーツ債〈公募〉)	1	3,000,000,000	0	0	0	0	1	3,000,000,000	

※当機構は株式会社日本政策金融公庫が承継した国際協力銀行既発債券について、連帯して債務を負っております。

(10) 資本金及び資本剰余金の明細

(単位：円)

	区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
資本金	政府出資金	7,307,565,785,510	83,290,000,000	0	7,390,855,785,510	出資金受入による増加

## (11) 積立金等の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高	摘要
個別法第31条第5項準備金	497,603,467,224	0	0	497,603,467,224	

## (12) 国等からの財源措置の明細

(単位：円)

区 分	当期交付額	左の会計処理		摘要
		経常収益	収益計上	
政府交付金収入	6,750,000,000	6,750,000,000	6,750,000,000	

※当機構は平成14年12月10日付の政府発表「債務救済方式の見直し」による影響から円借款関連損失を計上しており、日本政府からは当機構の財務の健全性を維持するため引き続き遺漏なきを期したいとの方針が表明されております。この方針の下、円借款関連損失に対応して、政府一般会計より交付金が交付されており、これを政府交付金収入として計上しております。

(13) 役員及び職員の給与の明細

(単位：千円、人)

区 分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	23,285	12	-	4
職員	(2,554) 1,827,778	(11) 1,500	(-) 136,304	(0) 66
合計	(2,554) 1,851,063	(11) 1,512	(-) 136,304	(0) 70

(注) 1 役員に対する報酬等の支給基準

役員に対する報酬等は、「独立行政法人国際協力機構役員給与規程」及び「独立行政法人国際協力機構役員退職手当規程」に基づき支給しております。

2 職員に対する給与等の支給基準

職員に対する給与の支給は、「独立行政法人国際協力機構職員給与規程」及び「独立行政法人国際協力機構職員退職手当規程」に基づき支給しております。

3 支給人員数

役員については、期末現在の人数と上表の支給人員は異なります。  
職員については、年間平均支給人員数により記載しております。

4 その他

臨時職員に対する給与の支給について、括弧内に外数として記載しております。

(14) 上記以外の主な資産、負債及び費用の明細

物件費		(単位：円)
区 分	金 額	
業務諸費	1,528,122,244	
情報システム関係費	689,601,763	
不動産賃借料	497,347,848	
旅費交通費	409,248,041	
その他経費	1,235,680,551	
合 計	4,360,000,447	



(15) 関連会社の明細

事項	法人種別・名称	(関連会社)	(関連会社)
		日本アサハンアルミニウム株式会社	PT Indonesia Asahan Aluminium
業務概要		インドネシア北スマトラにおけるアサハン川の水力資源を活用した発電事業及びその電力によるアルミ製錬	インドネシア北スマトラにおけるアサハン川の水力資源を活用した発電事業及びその電力によるアルミ製錬
役員氏名		役員数13名 代表取締役社長 松本 基弘 常務取締役 春田 弘司 (旧国際協力銀行 アフリカ地域外事審議役)	-
関連会社とJICAの取引の関連図			
資産		87,679,113,330円	-
負債		37,629,788,830円	-
資本金		99,985,000,000円	-
剰余金		△49,935,675,500円	-
営業収入		3,883,975,887円	-
経常損益		0円	-
当期損益		0円	-
当期末処分利益(当期末処理損失)		△49,935,675,500円	-
JICAが保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式数：99,985,000株</li> <li>・取得価額：25,024,662,250円</li> <li>・貸借対照表計上額：25,024,662,250円</li> <li>・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第二項</li> <li>・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。</li> <li>・出資目的：アルミニウム製錬事業の事業資金</li> <li>・当初出資年月日：1975年12月27日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式数：-</li> <li>・取得価額：-</li> <li>・貸借対照表計上額：-</li> <li>・根拠法：-</li> <li>・法令の規定：-</li> <li>・出資目的：-</li> <li>・当初出資年月日：-</li> </ul>
債権・債務の明細		該当なし	-
債務保証の明細		該当なし	-
総売上高とJICAの発注等に係る金額・割合(競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合)		該当なし	-

(財務諸表(有償資金協力勘定))

事項	法人種別・名称	
	(関連会社)	(関連会社)
	カフコジャパン投資株式会社	Karnaphuli Fertilizer Company Limited
業務概要	Bangladesh・チッタゴン市における尿素及びアンモニア製造	Bangladesh・チッタゴン市における尿素及びアンモニア製造
役員氏名	役員数9名 代表取締役社長 遠藤 剛 代表取締役副社長 臼居 一英 (旧国際協力銀行 国際審査部次長) 監査役 野村 徹 (旧国際協力銀行 環境審査室長)	-
関連会社とJICAの取引の関連図	<pre>           graph LR             A[国際協力機構] -- (出資) --&gt; B[カフコジャパン投資(株)]           </pre>	<pre>           graph TD             A[国際協力機構] -- (出資) --&gt; B[カフコジャパン投資(株)]             B -- (出資) --&gt; C[Karnaphuli Fertilizer Company Limited]           </pre>
資産	8,523,762,066円	-
負債	477,033,921円	-
資本金	5,023,900,000円	-
剰余金	3,022,828,145円	-
営業収入	4,117,490,780円	-
経常損益	3,978,659,313円	-
当期損益	2,794,507,309円	-
当期末処分利益(当期末処理損失)	2,843,977,305円	-
JICAが保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式数：46,606株</li> <li>・取得価額：2,436,204,983円</li> <li>・貸借対照表計上額：2,436,204,983円</li> <li>・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第二項ロ</li> <li>・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。</li> <li>・出資目的：尿素及びアンモニア製造事業資金</li> <li>・当初出資年月日：1990年7月27日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式数：-</li> <li>・取得価額：-</li> <li>・貸借対照表計上額：-</li> <li>・根拠法：-</li> <li>・法令の規定：-</li> <li>・出資目的：-</li> <li>・当初出資年月日：-</li> </ul>
債権・債務の明細	該当なし	-
債務保証の明細	該当なし	-
総売上高とJICAの発注等に係る金額・割合(競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合)	該当なし	-

(財務諸表(有償資金協力勘定))

事項	法人種別・名称	
	(関連会社)	(関連会社)
	日本アマゾンアルミニウム株式会社	サウディ石油化学株式会社
業務概要	アマゾン地域におけるアルミ生産及びアルミ製錬	アルジュベール工業地帯におけるエチレングリコール等石油化学製品の製造・販売
役員氏名	役員数15名 取締役社長 柴崎 徹也 監査役 伊藤 博夫 (旧国際協力銀行 開発セクター部長兼NGO・地方公共団体連携担当審議役)	役員数17名 取締役会長 高下 悦仁郎 常務取締役 酒井 陽三 (旧国際協力銀行 アフリカ地域外事審議役)
関連会社とJICAの取引の関連図	<p>国際協力機構 → 日本アマゾンアルミニウム(株) (出資)</p>	<p>国際協力機構 → サウディ石油化学(株) (出資)</p>
資産	63,670,378,096円	108,556,932,680円
負債	4,818,878,015円	12,908,619,302円
資本金	57,350,000,000円	56,800,000,000円
剰余金	1,501,500,081円	38,848,313,378円
営業収入	3,245,056,524円	66,207,191,293円
経常損益	1,349,777,921円	23,269,302,679円
当期損益	961,328,135円	17,275,033,343円
当期末処分利益(当期末処理損失)	968,145,081円	17,464,420,600円
JICAが保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式数：51,520,000株</li> <li>・取得価額：26,002,629,979円</li> <li>・貸借対照表計上額：26,002,629,979円</li> <li>・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第二項ロ</li> <li>・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。</li> <li>・出資目的：アルミナ及びアルミ製錬事業資金</li> <li>・当初出資年月日：1978年8月29日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式数：2,107,500株</li> <li>・取得価額：29,079,522,477円</li> <li>・貸借対照表計上額：29,079,522,477円</li> <li>・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第二項ロ</li> <li>・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。</li> <li>・出資目的：エチレングリコール等石油化学製品の製造事業資金</li> <li>・当初出資年月日：1981年6月17日</li> </ul>
債権・債務の明細	該当なし	該当なし
債務保証の明細	該当なし	該当なし
総売上高とJICAの発注等に係る金額・割合(競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合)	該当なし	該当なし

(財務諸表(有償資金協力勘定))

事項	法人種別・名称	
	(関連会社)	(関連会社)
	Eastern Petrochemical Company	スマトラパルプ株式会社
業務概要	アルジェベール工業地帯におけるエチレングリコール等石油化学製品の製造・販売	南スマトラ州ムアラエニム県において、アカシアマンギウムの植林木を原料とするパルプ工場の建設、パルプを生産・販売
役員氏名	-	役員数7名 代表取締役社長 新井 稔 代表取締役副社長 田中 裕 (旧国際協力銀行 開発セクター部長) 監査役 丹呉 圭一 (旧国際協力銀行 理事)
関連会社とJICAの取引の関連図	<pre> graph TD     A[国際協力機構] -- (出資) --&gt; B[サウディ石油化学(株)]     A -- (出資) --&gt; C[Eastern Petrochemical Company]             </pre>	<pre> graph TD     A[国際協力機構] -- (出資) --&gt; B[スマトラパルプ(株)]             </pre>
資産	-	6,595,332,286円
負債	-	136,529,708円
資本金	-	13,350,850,000円
剰余金	-	△6,892,047,422円
営業収入	-	8,718,169円
経常損益	-	△62,342,601円
当期損益	-	△63,552,601円
当期末処分利益(当期末処理損失)	-	△6,892,047,422円
JICAが保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式数: -</li> <li>・取得価額: -</li> <li>・貸借対照表計上額: -</li> <li>・根拠法: -</li> <li>・法令の規定: -</li> <li>・出資目的: -</li> <li>・当初出資年月日: -</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式数: 114,032株</li> <li>・取得価額: 2,758,289,455円</li> <li>・貸借対照表計上額: 2,748,755,625円</li> <li>・根拠法: 独立行政法人国際協力機構法第十三条第二項ロ</li> <li>・法令の規定: 我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。</li> <li>・出資目的: パルプ生産事業資金</li> <li>・当初出資年月日: 1995年4月21日</li> </ul>
債権・債務の明細	-	該当なし
債務保証の明細	-	該当なし
総売上高とJICAの発注等に係る金額・割合(競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合)	-	該当なし

(財務諸表(有償資金協力勘定))

事項	法人種別・名称	
	(関連会社)	(関連会社)
	日本ウジミナス株式会社	日伯紙パルプ資源開発株式会社
業務概要	伯ミナス・ジェライス州における製鉄事業	伯ミナス・ジェライス州における造林及びパルプ製造
役員氏名	役員数9名 代表取締役社長 河合 英史 専務取締役 黒田 円参 (旧国際協力銀行 専任審議役)	役員数17名 代表取締役会長 鈴木 正一郎 常務取締役 佐藤 活朗 (旧国際協力銀行 開発第2部長)
関連会社とJICAの取引の関連図	<p>国際協力機構 → 日本ウジミナス (株) (出資)</p>	<p>国際協力機構 → 日伯紙パルプ資源開発 (株) (出資)</p>
資産	69,658,278,500円	122,771,597,266円
負債	14,133,115,912円	30,362,568,111円
資本金	30,091,400,000円	61,788,000,000円
剰余金	25,433,762,588円	30,621,029,155円
営業収入	8,914,777,914円	8,285,027,771円
経常損益	6,735,601,143円	6,854,930,512円
当期損益	5,965,349,799円	5,776,096,992円
当期末処分利益(当期末処理損失)	22,966,395,888円	20,391,569,027円
JICAが保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式数：115,504株</li> <li>取得価額：20,219,037,435円</li> <li>貸借対照表計上額：20,219,037,435円</li> <li>根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第二項ロ</li> <li>法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。</li> <li>出資目的：製鉄事業の事業資金</li> <li>当初出資年月日：1967年4月3日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式数：20,084,000株</li> <li>取得価額：15,010,803,073円</li> <li>貸借対照表計上額：15,010,803,073円</li> <li>根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第二項ロ</li> <li>法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。</li> <li>出資目的：造林及びパルプ製造事業の事業資金</li> <li>当初出資年月日：1974年10月1日</li> </ul>
債権・債務の明細	該当なし	該当なし
債務保証の明細	該当なし	該当なし
総売上高とJICAの発注等に係る金額・割合(競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合)	該当なし	該当なし

(財務諸表(有償資金協力勘定))

事項	法人種別・名称	
	(関連会社)	(関連会社)
	日本・サウジアラビアメタノール株式会社	JSMC PANAMA S. A.
業務概要	アルジュベール工業地帯におけるメタノールの製造	メタノール輸送事業
役員氏名	役員数11名 取締役会長 中村 博海 常務取締役総務部長 大橋 裕 (旧国際協力銀行 開発第4部長) 監査役 武田 薫 (旧国際協力銀行 理事)	-
関連会社とJICAの取引の関連図	<p>国際協力機構 → (出資) → 日本・サウジアラビアメタノール(株)</p>	<p>国際協力機構 → (出資) → 日本・サウジアラビアメタノール(株) → (出資) → JSMC PANAMA S. A.</p>
資産	51,054,398,948円	-
負債	8,714,730,321円	-
資本金	2,310,000,000円	-
剰余金	40,311,257,627円	-
営業収入	84,527,837,554円	-
経常損益	40,728,967,663円	-
当期損益	30,195,234,756円	-
当期末処分利益(当期末処理損失)	21,160,657,627円	-
JICAが保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式数：1,386,000株</li> <li>・取得価額：7,149,297,104円</li> <li>・貸借対照表計上額：7,149,297,104円</li> <li>・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第二項ロ</li> <li>・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。</li> <li>・出資目的：メタノール製造事業資金</li> <li>・当初出資年月日：1979年12月17日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式数：-</li> <li>・取得価額：-</li> <li>・貸借対照表計上額：-</li> <li>・根拠法：-</li> <li>・法令の規定：-</li> <li>・出資目的：-</li> <li>・当初出資年月日：-</li> </ul>
債権・債務の明細	該当なし	-
債務保証の明細	該当なし	-
総売上高とJICAの発注等に係る金額・割合(競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合)	該当なし	-

(財務諸表(有償資金協力勘定))

事項	法人種別・名称	(関連会社)	(関連会社)
		日本シンガポール石油化学株式会社	タイ・リカバリーファンド
業務概要		ジュロン島におけるエチレン等石油化学製品の製造	タイ国の中小・中堅企業の再建・育成促進
役員氏名		役員数9名 社長 米倉 弘昌 代表取締役 野村 徹 (旧国際協力銀行 環境審査室長)	役員数7名 取締役 田中 寧 (国際協力機構 東南アジア第一・大洋州部 次長)
関連会社とJICAの取引の関連図		<p>国際協力機構 → 日本シンガポール石油化学(株) (出資)</p>	<p>国際協力機構 → タイ・リカバリーファンド (出資)</p>
資産		33,657,310,454円	\$5,878,855
負債		83,225,807円	\$9,101,917
資本金		23,876,800,000円	\$50,000
剰余金		9,697,284,647円	△\$3,273,062
営業収入		5,938,138,307円	\$0
経常損益		5,846,109,178円	\$244,186
当期損益		4,723,439,178円	\$244,186
当期末処分利益(当期末処理損失)		4,760,033,647円	△\$3,273,062
JICAが保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式数：9,550,800株</li> <li>・取得価額：5,850,525,774円</li> <li>・貸借対照表計上額：5,850,525,774円</li> <li>・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第二項ロ</li> <li>・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。</li> <li>・出資目的：石油化学製品事業資金</li> <li>・当初出資年月日：1977年8月22日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式数：12,500株</li> <li>・取得価額：1,271,062円</li> <li>・貸借対照表計上額：1,271,062円</li> <li>・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第二項ロ</li> <li>・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。</li> <li>・出資目的：中小・中堅企業の再建・育成資金</li> <li>・当初出資年月日：2001年7月13日</li> </ul>
債権・債務の明細		該当なし	該当なし
債務保証の明細		該当なし	該当なし
総売上高とJICAの発注等に係る金額・割合(競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合)		該当なし	該当なし

## 独立行政法人国際協力機構 平成20年度事業報告書

### 1. 国民の皆様へ

平成20事業年度における当機構を巡る動き、課題及び対処方針等について、以下のとおり報告します。

#### (1) 新JICAの発足

国際協力機構（以下、「機構」という。）は、平成20年10月の改正機構法の施行により旧国際協力銀行（海外経済協力業務）と統合し、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に担い、年間約1兆円の事業規模と約100ヵ国に亘る海外ネットワークを持つ、世界最大の二国間援助の実施機関となりました。新JICAの発足にあたり、機構は、「全ての人々が恩恵を受ける、ダイナミックな開発」を進める（Inclusive and Dynamic Development）ため、グローバル化に伴う課題への対応、公正な成長と貧困削減、ガバナンスの改善、人間の安全保障の実現を使命として、国際競争力を有する質の高い援助の実施に向けた取組を開始しています。

新JICAにおいては、新たに国別の援助実施方針を設け、同方針を具体的な協力目標やその達成のための協力シナリオとして具体化し、事業展開計画をその検討のツールとして活用しながら、3つの援助手法の最適な運用を可能とする業務フローを構築しました。このため、従来、援助手法毎に分かれていた案件の形成段階の事前の調査を「協力準備調査」に一本化することで、協力目標及びそれを達成するための適切な協力シナリオの形成と、協力シナリオに沿って最適な援助手法を選択した上での個別案件の発掘・形成を一連の流れとして行うことができるようになりました。

組織体制においても、援助手法別の組織体制ではなく、政府が策定した政策に則り、地域・国を担当する地域部が司令塔となり、開発途上地域・国毎に、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の3つの援助手法を一体的に活用し、包括的・連続的な支援を推進することが可能な体制を構築し、海外拠点については、旧両機関において同一国に重複存在していた19の事務所を統合し、関係者に対する窓口を一元化しました。

さらに、新JICAの使命の実現に向けた戦略の一環として、開発途上国及び国際機関や他ドナーとのパートナーシップを一層強化するとともに、開発途上国への民間資金フロー増加の認識の下、官民連携を推進し、地方自治体、大学、民間企業、NGO等とのパートナーシップを強化することとしています。また、事業実施の現場で得た数々の知見を活かし、日本の国際協力、ひいては世界の国際協力に資する新しい知的価値を創造し、新たな開発潮流をリードすべく、研究機能と発信力の強化に向けて、「JICA研究所」を設立しました。

#### (2) 統合効果の発揮

機構は、案件の発掘・形成から実施までの援助プロセスを迅速化し、現場のニーズに向け、多様な援助の手法を有機的に組み合わせることによって、開発効果の高いパイロット的な事業やモデル的な協力プログラムの規模を拡大し、また、他の地域やコミュニティにも普及・展開させるといった統合効果の発揮を目指しています。



迅速化については、協力準備調査及び業務フローの変更により、案件形成段階に要する期間の短縮を図りました。具体的には、正式な要請のプロセスを経る前の段階で、事業展開計画を実務的なコンセンサス形成のツールとして活用し、開発途上国のニーズに応じて迅速かつ機動的に調査に着手が可能な制度設計としています。20年度は、円借款事業を念頭においた協力準備調査について調査の要請から実施決定に至るプロセスを短縮するとともに、統合の結果、旧機構の在外事務所を活用できるようになったことで、円借款の進捗管理がよりきめ細かくフォローできるようになり、事業の進捗が大幅に改善されました。

統合により開発効果の増大も実現されました。例えば、パキスタンの農業プログラムでは、技術協力による農民組織強化のモデル作りの成果を円借款事業で面的に拡大して活用する計画に着手しています。また、モンゴル社会セクター支援プログラム（経済危機対応円借款）では、技術協力の成果・蓄積を踏まえた政策アクションを設定した上で、それらを円借款の供与条件とし、さらに、政策アクションの達成をサポートする技術協力の実施を計画することで、目標達成の可能性を相乗的に高めました。

### （3）平成20年度の業務運営に関するその他の取組

機構は、統合に関する一連の取組を進めながら、「独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）」に盛り込まれた機構にかかる個別の見直し事項及び横断的な見直し事項について、第2期中期計画の下でそれぞれ取り組むこととし、着実な実施に取り組みました。

また、適正な事業の実施に向けて、ODAを巡る不祥事・事故の発生を踏まえ、それぞれ個別事案へ適切に対応するとともに、ODA事業に対する信頼の確保に向け、再発防止策を策定し適正な事業の実施に向けた取組を行っています。

かかる効率的かつ適正な組織・業務の運営を行いつつ、政府の政策を踏まえた援助を実施すべく、20年5月第4回アフリカ開発会議（TICAD IV）及び同年7月の洞爺湖サミットにおける日本政府の公約達成に向けて、アフリカの成長の加速化、人間の安全保障の確立、環境・気候変動の3つの柱に沿って、20年度は92のプログラムにおいて案件形成支援を行うとともに、気候変動円借款、環境プログラム無償、各種の技術協力等を通じ、日本政府のクールアース・パートナーシップの進捗に貢献しています。

近年、日本を初めとする国際社会は、資源価格の変動、世界的金融・経済危機、インフルエンザ等の感染症、気候変動等の脅威・課題に直面しており、機構の果たす役割への内外の期待が高まっています。機構は、こうした期待に着実に応えるべく、政府の政策及び開発途上国の需要を踏まえ、専門的・技術的知見を最大限に発揮し、新組織体制の下、機動的かつ効果的に対処していきたいと考えています。

## 2. 基本情報

### (1) 法人の概要

#### ① 法人の目的

独立行政法人国際協力機構は、開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としております。（独立行政法人国際協力機構法第3条）

#### ② 業務内容

当法人は、独立行政法人国際協力機構法第3条の目的を達成するため以下の業務を行います。

- ア) 開発途上国への技術協力
  - ・ 研修員受入
  - ・ 専門家派遣
  - ・ 機材供与
  - ・ 技術協力センター設置・運営
  - ・ 開発計画に関する基礎的調査
- イ) 有償資金協力
  - ・ 円借款
  - ・ 海外投融資
- ウ) 無償資金協力
- エ) 国民等の協力活動の促進
- オ) 移住者に対する援助及び指導等
- カ) 大規模な災害に対する緊急援助
- キ) 人員の養成及び確保
- ク) 調査・研究
- ケ) 附帯業務
- コ) 受託業務

#### ③ 沿革

- 昭和49年8月 国際協力事業団として設立
- 平成15年10月 独立行政法人国際協力機構として設立
- 平成20年10月 旧国際協力銀行（JBIC）の海外経済協力業務及び外務省の無償資金協力業務（外交政策の遂行上の必要から外務省が引き続き直接実施するものを除く）を承継

④設立根拠法

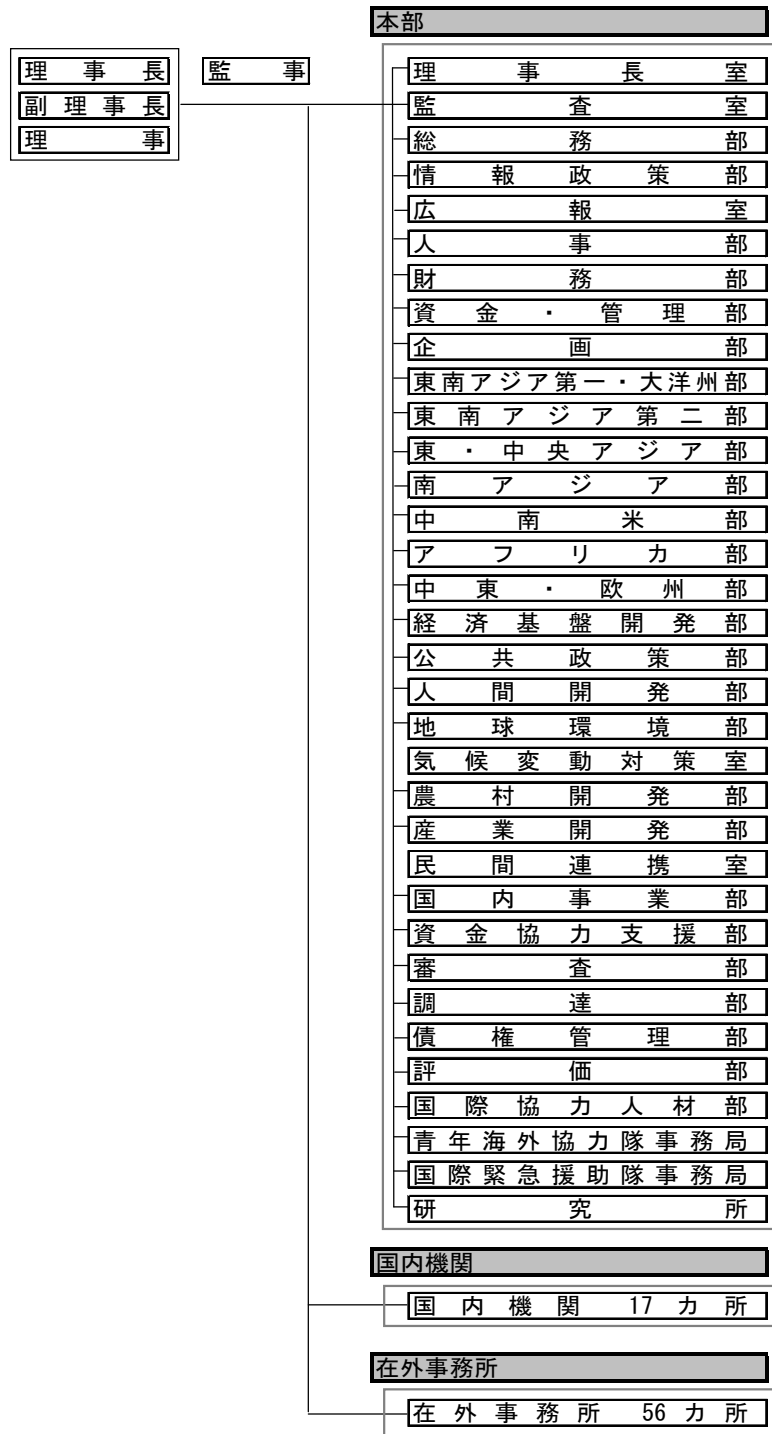
独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）

⑤主務大臣（主務省所管課等）

外務大臣（外務省国際協力局政策課）

財務大臣（財務省大臣官房政策金融課）

⑥組織図



(2) 本部等の住所

本部：東京都渋谷区代々木2-1-1 新宿マインズタワー  
広尾センター：東京都渋谷区広尾4-2-24  
札幌国際センター：北海道札幌市白石区本通16南4-25  
帯広国際センター：北海道帯広市西20条南6-1-2  
筑波国際センター：茨城県つくば市高野台3-6  
東京国際センター：東京都渋谷区西原2-49-5  
横浜国際センター：神奈川県横浜市中区新港2-3-1  
中部国際センター：愛知県名古屋市中村区平池町4-60-7  
大阪国際センター：大阪府茨木市西豊川町25-1  
兵庫国際センター：兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2  
中国国際センター：広島県東広島市鏡山3-3-1  
九州国際センター：福岡県北九州市八幡東区平野2-2-1  
沖縄国際センター：沖縄県浦添市字前田1143-1  
二本松青年海外協力隊訓練所：福島県二本松市永田字長坂4-2  
駒ヶ根青年海外協力隊訓練所：長野県駒ヶ根市赤穂15  
東北支部：宮城県仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第一生命タワービル  
北陸支部：石川県金沢市本町1-5-2 リファール(オフィス棟)  
四国支部：香川県高松市亀井町5-1 百十四ビル  
インドネシア事務所：インドネシア ジャカルタ  
マレーシア事務所：マレーシア クアラルンプール  
フィリピン事務所：フィリピン マニラ  
タイ事務所：タイ バンコク  
ミャンマー事務所：ミャンマー ヤンゴン  
ベトナム事務所：ベトナム ハノイ  
ラオス事務所：ラオス ビエンチャン  
カンボジア事務所：カンボジア プノンペン  
中華人民共和国事務所：中華人民共和国 北京  
モンゴル事務所：モンゴル ウランバートル  
キルギス事務所：キルギス ビシュケク  
ウズベキスタン事務所：ウズベキスタン タシケント  
バングラデシュ事務所：バングラデシュ ダッカ  
インド事務所：インド ニュー・デリー  
ネパール事務所：ネパール カトマンズ  
パキスタン事務所：パキスタン イスラマバード  
スリランカ事務所：スリランカ コロンボ  
東ティモール事務所：東ティモール デイリ  
アフガニスタン事務所：アフガニスタン カブール  
フィジー事務所：フィジー スバ  
パプアニューギニア事務所：パプアニューギニア ポートモレスビー  
ドミニカ共和国事務所：ドミニカ共和国 サントドミンゴ

エルサルバドル事務所：エルサルバドル サンサルバドル  
ホンジュラス事務所：ホンジュラス テグシガルパ  
メキシコ事務所：メキシコ メキシコ  
アルゼンチン事務所：アルゼンチン ブエノスアイレス  
ボリビア事務所：ボリビア ラパス  
ブラジル事務所：ブラジル ブラジリア  
パラグアイ事務所：パラグアイ アスンシオン  
ペルー事務所：ペルー リマ  
ヨルダン事務所：ヨルダン アンマン  
サウジアラビア事務所：サウジアラビア リアド  
シリア事務所：シリア ダマスカス  
トルコ事務所：トルコ アンカラ  
パレスチナ事務所：パレスチナ ガザ  
エジプト事務所：エジプト カイロ  
モロッコ事務所：モロッコ ラバト  
チュニジア事務所：チュニジア チュニス  
エチオピア事務所：エチオピア アディスアベバ  
ガーナ事務所：ガーナ アクラ  
ケニア事務所：ケニア ナイロビ  
マラウイ事務所：マラウイ リロングウェ  
ナイジェリア事務所：ナイジェリア アブジャ  
南アフリカ共和国事務所：南アフリカ共和国 プレトリア  
タンザニア事務所：タンザニア ダルエスサラーム  
ウガンダ事務所：ウガンダ カンパラ  
ザンビア事務所：ザンビア ルサカ  
ブルキナファソ事務所：ブルキナファソ ワガドゥガー  
マダガスカル事務所：マダガスカル アンタナナリボ  
モザンビーク事務所：モザンビーク マプト  
ニジェール事務所：ニジェール ニアメ  
セネガル事務所：セネガル ダカール  
バルカン事務所：セルビア ベオグラード  
フランス事務所：フランス パリ  
英国事務所：英国 ロンドン  
アメリカ合衆国事務所：アメリカ合衆国 ワシントン

## (3) 資本金の状況

(単位：百万円)

区分	期首残高	承継時残高	当期増加	当期減少額	期末残高
政府出資金(一般勘定)	83,333	-	-	-	83,333
政府出資金(有償勘定)	-	7,307,566	83,290	-	7,390,856
資本金合計	83,333	7,307,566	83,290	-	7,474,189

## (4) 役員状況

(平成21年3月31日現在)

役職	氏名	任期	担当	経歴
理事長	緒方貞子	自 平成19年10月1日 至 平成23年9月30日 (再任)		昭和40年～54年 国際基督教大学非常勤講師・準教授 平成3年～12年 第8代国連難民高等弁務官
副理事長	大島賢三	自 平成19年10月1日 至 平成23年9月30日		昭和42年4月 外務省入省 平成16年11月 国連日本政府代表部大使
理事	黒木雅文	自 平成19年10月1日 至 平成21年9月30日 (再任)	総務部 情報政策部(金融庁検査を除く。) 人事部(労務、福利厚生及び人材開発を除く。) 企画部 資金協力支援部 審査部	昭和49年4月 外務省入省 平成16年8月 駐インドネシア日本大使館公使
理事	金子節志	自 平成19年10月1日 至 平成21年9月30日 (再任)	人事部のうち労務及び福利厚生 東南アジア第一・大洋州部(海外投融資を除く。) 国内事業部 国際協力人材部	昭和47年6月 海外技術協力事業団入団 平成15年10月 独立行政法人国際協力機構人事部長
理事	上田善久	自 平成19年10月1日 至 平成21年9月30日 (再任)	情報政策部(金融庁検査) 財務部 資金・管理部 東・中央アジア部 人間開発部 調達部	昭和49年4月 大蔵省入省 平成12年6月 財務省大臣官房審議官 平成13年7月 米州開発銀行理事
理事	松本有幸	自 平成19年10月1日 至 平成21年9月30日 (再任)	中南米部 地球環境部 気候変動対策室 農村開発部	昭和49年4月 農林省入省 平成16年7月 農林水産省関東農政局長

理事	永塚誠一	自 平成19年10月1日 至 平成21年9月30日	東南アジア第一・大洋州部のうち海外投融資 中東・欧州部 産業開発部 民間連携室 評価部 国際緊急援助隊事務局	昭和55年4月 通商産業省入省 平成17年9月 経済産業省通商政策局通商交渉官
理事	橋本栄治	自 平成19年10月1日 至 平成21年9月30日	広報室 アフリカ部 経済基盤開発部 青年海外協力隊事務局	昭和49年4月 海外技術協力事業団入団 平成15年10月 独立行政法人国際協力機構理事長室長
理事	新井泉	自 平成20年10月1日 至 平成22年9月30日	人事部のうち人材開発 東南アジア第二部 南アジア部 公共政策部 債権管理部	昭和50年4月 海外経済協力基金採用 平成19年10月 国際協力銀行理事
理事	恒川恵市	自 平成20年10月1日 至 平成22年9月30日	研究所	昭和55年4月 東京大学採用 平成20年4月 政策研究大学院大学教授
監事	金丸守正	自 平成19年10月1日 至 平成21年9月30日		昭和48年8月 海外技術協力事業団入団 平成17年4月 独立行政法人国際協力機構人事部長
監事	中澤健	自 平成20年10月1日 至 平成22年9月30日		昭和52年4月 財務省入省 平成19年7月 近畿財務局金融安定監理官
監事	丸山淳一	自 平成21年1月23日 至 平成21年9月30日		昭和45年4月 会計検査院採用 平成13年1月 財団法人資源探査用観測システム研究開発機構監事

なお、独立行政法人国際協力機構法第7条に基づく役員の数及び同法第9条に基づく役員の数及び任期は次のとおりです。

役職	定数	任期
理事長	1人	4年（再任されることが出来る）
副理事長	1人	4年（再任されることが出来る）
理事	8人以内	2年（再任されることが出来る）
監事	3人	2年（再任されることが出来る）

#### (5) 常勤職員の状況

常勤職員は平成20年度末において1,664人（前期末比338人増加、25.5%増）であり、平均年齢は39.55歳（前期末40.17歳）となっています。このうち、国等からの出向者は41人、民間からの出向者は7人です。

3. 簡潔に要約された財務諸表

【法人単位】

①貸借対照表

[http://www.jica.go.jp/about/financial/settle/h20/pdf/corp\\_01.pdf](http://www.jica.go.jp/about/financial/settle/h20/pdf/corp_01.pdf)

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産		流動負債	
現金・預金等	90,071	運営費交付金債務	15,471
貸付金	10,922,715	1年以内償還予定財政融資資金借入金	403,029
貸倒引当金(△)	△ 138,453	その他	64,524
その他	66,081	固定負債	
固定資産		資産見返負債	2,220
有形固定資産	75,193	債券	30,000
無形固定資産	11	財政融資資金借入金	2,600,370
投資その他の資産		その他	7,795
破産債権、再生債権、更生債権 その他これらに準ずる債権	53,326	負債合計	3,123,409
貸倒引当金(△)	△ 33,872	純資産の部	
その他	142,291	資本金	
		一般勘定政府出資金	83,333
		有償勘定政府出資金	7,390,856
		資本剰余金	△ 13,415
		利益剰余金	
		準備金	497,603
		前中期目標期間繰越積立金	2,294
		その他	93,373
		評価・換算差額等	△ 91
		純資産合計	8,053,953
資産合計	11,177,362	負債純資産合計	11,177,362

②損益計算書

[http://www.jica.go.jp/about/financial/settle/h20/pdf/corp\\_01.pdf](http://www.jica.go.jp/about/financial/settle/h20/pdf/corp_01.pdf)

(単位：百万円)

	金額
経常費用 (A)	191,784
業務費	180,419
技術協力プロジェクト関係費	72,107
国民参加型協力関係費	24,588
事業支援関係費	18,144
有償資金協力業務関係費	37,154
その他	28,426
一般管理費	10,997
財務費用	367
その他	1
経常収益 (B)	285,126
運営費交付金収益	144,475
有償資金協力業務収入	123,173
その他	17,477
臨時損失 (C)	67
臨時利益 (D)	33
前中期目標期間繰越積立金取崩額 (E)	25
当期総利益 (B-A-C+D+E)	93,334



③キャッシュ・フロー計算書

[http://www.jica.go.jp/about/financial/settle/h20/pdf/corp\\_01.pdf](http://www.jica.go.jp/about/financial/settle/h20/pdf/corp_01.pdf)

(単位：百万円)

	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	△ 32,408
事業支出	△ 138,340
貸付による支出	△ 395,278
民間借入金の返済による支出	△ 64,000
財政融資資金借入金の返済による支出	△ 196,163
運営費交付金収入	153,786
貸付金の回収による収入	319,455
民間借入による収入	64,000
財政融資資金借入による収入	85,300
貸付金利息収入	112,183
その他収入・支出	26,649
II 投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	△ 75
III 財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	83,033
IV 資金に係る換算差額 (D)	△ 109
V 資金増加額 (E=A+B+C+D)	50,441
VI 資金期首残高 (F)	7,230
VII 資金期末残高 (G=F+E)	57,671

④行政サービス実施コスト計算書

[http://www.jica.go.jp/about/financial/settle/h20/pdf/corp\\_01.pdf](http://www.jica.go.jp/about/financial/settle/h20/pdf/corp_01.pdf)

(単位：百万円)

	金額
I 業務費用	64,085
損益計算書上の費用	191,851
(控除) 自己収入等	△ 127,765
II 損益外減価償却等相当額	1,848
III 損益外減損損失相当額	370
IV 引当外賞与見積額	△ 6
V 引当外退職給付増加見積額	3,553
VI 機会費用	50,191
VII 行政サービス実施コスト	120,042

## 【一般勘定】

## ①貸借対照表

[http://www.iica.go.jp/about/financial/settle/h20/pdf/gen\\_01.pdf](http://www.iica.go.jp/about/financial/settle/h20/pdf/gen_01.pdf)

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産		流動負債	
現金・預金等	66,868	運営費交付金債務	15,471
その他	8,600	その他	49,798
固定資産		固定負債	
有形固定資産	57,564	資産見返負債	2,220
無形固定資産	11	その他	52
投資その他の資産	7,101	負債合計	67,541
		純資産の部	
		資本金	
		政府出資金	83,333
		資本剰余金	△ 13,415
		利益剰余金	2,686
		純資産合計	72,604
資産合計	140,145	負債純資産合計	140,145

## ②損益計算書

[http://www.iica.go.jp/about/financial/settle/h20/pdf/gen\\_01.pdf](http://www.iica.go.jp/about/financial/settle/h20/pdf/gen_01.pdf)

(単位：百万円)

	金額
経常費用 (A)	154,630
業務費	143,265
技術協力プロジェクト関係費	72,107
国民参加型協力関係費	24,588
事業附帯関係費	7,670
事業支援関係費	18,144
その他	20,756
一般管理費	10,997
財務費用	367
その他	1
経常収益 (B)	155,024
運営費交付金収益	144,475
その他	10,549
臨時損失 (C)	67
前中期目標期間繰越積立金取崩額 (D)	25
当期総利益 (B-A-C+D)	352

## ③キャッシュ・フロー計算書

[http://www.jica.go.jp/about/financial/settle/h20/pdf/gen\\_01.pdf](http://www.jica.go.jp/about/financial/settle/h20/pdf/gen_01.pdf)

(単位：百万円)

	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	31,897
事業支出	△ 138,340
運営費交付金収入	153,786
その他収入・支出	16,452
II 投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	△ 288
III 財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	△ 195
IV 資金に係る換算差額 (D)	△ 109
V 資金増加額 (E=A+B+C+D)	31,306
VI 資金期首残高 (F)	3,162
VII 資金期末残高 (G=F+E)	34,468

## ④行政サービス実施コスト計算書

[http://www.jica.go.jp/about/financial/settle/h20/pdf/gen\\_01.pdf](http://www.jica.go.jp/about/financial/settle/h20/pdf/gen_01.pdf)

(単位：百万円)

	金額
I 業務費用	150,284
損益計算書上の費用	154,697
(控除) 自己収入等	△ 4,413
II 損益外減価償却等相当額	1,848
III 損益外減損損失相当額	370
IV 引当外賞与見積額	△ 6
V 引当外退職給付増加見積額	3,543
VI 機会費用	952
VII 行政サービス実施コスト	156,991

【有償資金協力勘定】

①貸借対照表

[http://www.jica.go.jp/about/financial/settle/h20/pdf/fin\\_01.pdf](http://www.jica.go.jp/about/financial/settle/h20/pdf/fin_01.pdf)

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産		流動負債	
貸付金	10,922,715	1年以内償還予定財政融資資金借入金	403,029
貸倒引当金(△)	△ 138,453	その他	14,726
その他	80,684	固定負債	
固定資産		債券	30,000
有形固定資産	17,629	財政融資資金借入金	2,600,370
投資その他の資産		その他	7,743
破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権	53,326	負債合計	3,055,868
貸倒引当金(△)	△ 33,872	純資産の部	
その他	135,190	資本金	
		政府出資金	7,390,856
		利益剰余金	
		準備金	497,603
		その他	92,982
		評価・換算差額等	△ 91
		純資産合計	7,981,350
資産合計	11,037,218	負債純資産合計	11,037,218

②損益計算書

[http://www.jica.go.jp/about/financial/settle/h20/pdf/fin\\_01.pdf](http://www.jica.go.jp/about/financial/settle/h20/pdf/fin_01.pdf)

(単位：百万円)

	金額
経常費用 (A)	37,154
有償資金協力業務関係費	37,154
借入金利息	25,929
業務委託費	2,355
人件費	1,959
物件費	4,360
その他	2,552
経常収益 (B)	130,102
有償資金協力業務収入	123,173
貸付金利息	110,089
受取配当金	9,567
その他	3,517
政府交付金収入	6,750
その他	179
臨時利益 (C)	33
当期総利益 (B-A+C)	92,982

## ③キャッシュ・フロー計算書

[http://www.iica.go.jp/about/financial/settle/h20/pdf/fin\\_01.pdf](http://www.iica.go.jp/about/financial/settle/h20/pdf/fin_01.pdf)

(単位：百万円)

	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	△ 64,305
貸付による支出	△ 395,278
民間借入金の返済による支出	△ 64,000
財政融資資金借入金の返済による支出	△ 196,163
貸付金の回収による収入	319,455
民間借入による収入	64,000
財政融資資金借入による収入	85,300
貸付金利息収入	111,964
その他収入・支出	10,416
II 投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	213
III 財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	83,228
IV 資金増加額 (D=A+B+C)	19,135
V 資金期首残高 (E)	4,068
VII 資金期末残高 (G=F+E)	23,203

## ④行政サービス実施コスト計算書

[http://www.iica.go.jp/about/financial/settle/h20/pdf/fin\\_01.pdf](http://www.iica.go.jp/about/financial/settle/h20/pdf/fin_01.pdf)

(単位：百万円)

	金額
I 業務費用	△ 86,198
損益計算書上の費用	37,154
(控除) 自己収入等	△ 123,352
II 引当外退職給付増加見積額	10
III 機会費用	49,240
IV 行政サービス実施コスト	△ 36,949

注： 独立行政法人国際協力機構法第28条に基づく財務諸表は、財産目録、貸借対照表、損益計算書ですが、独立行政法人会計基準第41にあわせ、貸借対照表、損益計算書、及び任意に作成するキャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書を掲載しております。

(参考) 財務諸表の科目の説明 (主なもの)

①貸借対照表

現金・預金等：現金、預金

貸付金：有償資金協力業務の貸付金

貸倒引当金：貸付金等に係る引当金

有形固定資産：土地、建物、機械装置、車両、工具など独立行政法人が長期にわたって使用または利用する有形の固定資産

無形固定資産：有形固定資産、投資その他の資産以外の長期資産で、商標権など具体的な形態を持たない無形固定資産

投資その他資産：投資有価証券、関係会社株式、長期貸付金、差入保証金など

運営費交付金債務：独立行政法人の業務を実施するために国から交付された運営費交付金のうち、未実施の部分に該当する債務残高

資産見返負債：取得した固定資産または、たな卸資産（資本剰余金で整理したものを除く）を整理するもの

債券：事業資金調達のため発行する債券

財政融資資金借入金：財政融資資金からの借入金

政府出資金：国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成するもの

資本剰余金：国から交付された施設費や寄附金などを財源として取得した資産で独立行政法人の財産的基礎を構成するもの

利益剰余金：独立行政法人の業務に関連して発生した剰余金の累計額

前中期目標期間繰越積立金：前中期目標期間から繰り越された積立金

準備金：有償資金協力勘定の利益にかかる積立金

評価・換算差額等：投資有価証券の評価等により発生する評価差額金

②損益計算書

業務費：独立行政法人の業務に要した費用

一般管理費：給与、賞与、法定福利費等、独立行政法人の職員等に要する経費及び、組織運営に必要な経費

財務費用：短期借入金に係る利息の支払等

運営費交付金収益：運営費交付金債務を収益化した額

有償資金協力業務収入：有償資金協力業務の貸付金の利息の受入等

財務収益：預金に係る利息の受入等

臨時損益：固定資産の売却損益、賞与引当金戻入等

前中期目標期間繰越積立金取崩額：改正機構法の施行に向けた組織及び業務の統合に関連した経費の支出並びにやむを得ない事由により前中期目標期間中完了しなかった業務の財源に充てることとして承認を受けた額に沿った費用が発生した場合に、その見合い額を整理するもの

### ③キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等が該当

投資活動によるキャッシュ・フロー：将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出が該当

財務活動によるキャッシュ・フロー：リース債務の返済による支出、国庫納付金の支出等が該当

資金に係る換算差額：外貨建て取引を円換算した場合の差額

### ④行政サービス実施コスト計算書

業務費用：独立行政法人が実施する行政サービスのコストのうち、独立行政法人の損益計算書に計上される費用

損益外減価償却等相当額：償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産の減価償却費等相当額（損益計算書には計上していないが、累計額は貸借対照表に記載されている）

損益外減損損失相当額：独立行政法人が中期計画等で想定した業務を行ったにもかかわらず生じた減損損失相当額（損益計算書には計上していないが、累計額は貸借対照表に記載されている）

引当外賞与見積額：財源措置が運営費交付金により行われることが明らかな場合の賞与引当金見積額（損益計算書には計上していないが、仮に引き当てた場合に計上したであろう賞与引当金見積額を貸借対照表に注記している）

引当外退職給付増加見積額：財源措置が運営費交付金により行われることが明らかな場合等の退職給付引当金増加見積額（損益計算書には計上していないが、仮に引き当てた場合に計上したであろう退職給付引当金見積額を貸借対照表に注記している）

機会費用：国又は地方公共団体の財産を無償又は減額された使用料により賃貸した場合の本来負担すべき金額などが該当

#### 4. 財務情報

##### (1) 財務諸表の概況

① 経常費用、経常収益、当期総損益、資産、負債、キャッシュ・フローなどの主要な財務データの経年比較・分析（内容・増減理由）

##### 【法人単位】

表 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
経常費用	171,482	166,834	162,212	157,900	191,784
経常収益	172,202	167,730	168,103	153,146	285,126
当期総利益	637	855	5,793	39	93,334
資産	110,389	113,543	112,648	106,753	11,177,362
負債	24,955	29,649	25,577	32,286	3,123,409
利益剰余金（又は繰越欠損金）	964	1,820	7,613	2,359	593,271
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 250	5,224	2,156	1,316	△ 32,408
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,928	△ 1,780	△ 3,503	2,306	△ 75
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 48	△ 169	△ 252	△ 5,458	83,033
資金期末残高	3,504	6,862	5,192	3,162	57,671

##### 【一般勘定】

##### (経常費用)

平成20年度の経常費用は154,630百万円と、前年度比3,269百万円減（2.1%減）となっている。技術協力プロジェクト関係費が前年度比7,606百万円減（9.5%減）及び無償資金協力事業費が前年度比5,563百万円増（100%増）となったことが主な要因である。

##### (経常収益)

平成20年度の経常収益は155,024百万円と、前年度比1,878百万円増（1.2%増）となっている。これは、無償資金協力事業資金収入が前年度比5,563百万円増（100%増）及び運営費交付金収益が前年度比3,647百万円減（2.5%減）となったことが主な要因である。

##### (当期総損益)

上記経常損益の状況に加えて臨時損益として固定資産売却損等67百万円、前中期目標期間繰越積立金取崩額として25百万円をそれぞれ計上した結果、平成20年度の当期総利益は352百万円と、前年度比313百万円増（795.0%増）となっている。

##### (資産)

平成20年度末現在の資産合計は140,145百万円と、前年度末比33,392百万円増となっている。これは、現金及び預金の29,506百万円増が主な要因である。

##### (負債)

平成20年度末現在の負債合計は67,541百万円と、前年度末比35,255百万円増となっている。これは、無償資金協力事業資金の30,887百万円増が主な要因である。



(業務活動によるキャッシュ・フロー)

平成20年度の業務活動によるキャッシュ・フローは31,897百万円と、前年度比30,582百万円増(2,324.5%増)となっている。これは、無償資金協力事業資金が30,887百万円増となったことが主な要因である。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

平成20年度の投資活動によるキャッシュ・フローは△288百万円と、前年度比2,594百万円減となっている。これは、固定資産の取得による支出が2,106百万円増となったことが主な要因である。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

平成20年度の財務活動によるキャッシュ・フローは△195百万円と、前年度比5,263百万円増となっている。これは、国庫納付金の支払額が5,175百万円減となったことが主な要因である。

表 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
経常費用	171,482	166,834	162,212	157,900	154,630
経常収益	172,202	167,730	168,103	153,146	155,024
当期総利益	637	855	5,793	39	352
資産	110,389	113,543	112,648	106,753	140,145
負債	24,955	29,649	25,577	32,286	67,541
利益剰余金(又は繰越欠損金)	964	1,820	7,613	2,359	2,686
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 250	5,224	2,156	1,316	31,897
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,928	△ 1,780	△ 3,503	2,306	△ 288
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 48	△ 169	△ 252	△ 5,458	△ 195
資金期末残高	3,504	6,862	5,192	3,162	34,468

**【有償資金協力勘定】****(経常費用)**

平成20年度の経常費用は37,154百万円となっており、うち69.8%を有償資金協力業務関係費の借入金利息が占めている。

**(経常収益)**

平成20年度の経常収益は130,102万円となっており、うち84.6%を有償資金協力業務収入の貸付金利息が占めている。

**(当期総損益)**

上記経常損益の状況に加えて臨時利益として、賞与引当金戻入33百万円を計上した結果、平成20年度の当期総利益は92,982百万円となっている。

**(資産)**

平成20年度末現在の資産合計は11,037,218百万円となっており、2008年10月の承継時比97,632百万円増となっている。これは貸付金の増加74,936百万円(0.7%増)が主な要因である。

**(負債)**

平成20年度末現在の負債合計は3,055,868百万円となっており、承継時比78,548百万円の減となっている。これは財政融資資金借入金の減少117,088百万円(4.3%減)が主な要因である。

**(業務活動によるキャッシュ・フロー)**

平成20年度の業務活動によるキャッシュ・フローは△64,305百万円となっている。

**(投資活動によるキャッシュ・フロー)**

平成20年度の投資活動によるキャッシュ・フローは213百万円となっている。

**(財務活動によるキャッシュ・フロー)**

平成20年度の財務活動によるキャッシュ・フローは83,228百万円となっている。

表 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区分	承継時	20年度
経常費用	-	37,154
経常収益	-	130,102
当期総利益	-	92,982
資産	10,939,585	11,037,218
負債	3,134,416	3,055,868
利益剰余金(又は繰越欠損金)	497,603	590,585
業務活動によるキャッシュ・フロー	-	△ 64,305
投資活動によるキャッシュ・フロー	-	213
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	83,228
資金期末残高	-	23,203

注：有償資金協力勘定は、平成20年10月1日に旧国際協力銀行より承継されたため、貸借対照表の項目のみ承継時の値と比較したもの。

②セグメント事業損益の経年比較・分析（内容・増減理由）

（区分経理によるセグメント情報）

【一般勘定】

運営費交付金事業の事業損益は△720百万円と、前年度比5,001百万円増となっている。これは、技術協力プロジェクト関係費が前年度比7,514百万円減（9.5%減）及び運営費交付金収益が前年度比3,647百万円減（2.5%減）となったことが主な要因である。

受託事業の事業損益は、0百万円と、前年度比2百万円減となっている。

自己資金事業の事業損益は、223百万円と、前年度比630百万円増となっている。これは、その他の収益が前年度比435百万円増及び技術協力プロジェクト関係費が前年度比92百万円減となったことが主な要因である。

表 事業損益の経年比較（区分経理によるセグメント情報）（単位：百万円）

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
運営費交付金事業	131	281	5,570	△ 5,721	△ 720
受託事業	0	0	0	2	0
自己資金事業	△985	△ 836	△462	△ 407	223
共通	1,574	1,450	783	1,371	890
合計	720	896	5,891	△4,754	393

【有償資金協力勘定】 該当なし

③セグメント総資産の経年比較・分析（内容・増減理由）

（区分経理によるセグメント情報）

【一般勘定】

運営費交付金事業の総資産は12,569百万円と、前年度比4,758百万円増（60.9%増）となっている。これは、前渡金が前年度比3,654百万円増となったことが主な要因である。

受託事業の総資産は18百万円と、前年度比3百万円増となっている。これは、野口英世アフリカ賞基金受託収入にかかる未収入金が前年度比3百万円増となったことが主な要因である。

自己資金事業の総資産は464百万円と、前年度比127百万円減となっている。これは、建設仮勘定が127百万円減となったことが主な要因である。

表 総資産の経年比較（区分経理によるセグメント情報）（単位：百万円）

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
運営費交付金事業	7,166	6,314	6,814	7,811	12,569
受託事業	5	146	0	15	18
自己資金事業	43	10	73	592	464
共通	103,174	107,073	105,761	98,334	127,093
合計	110,389	113,543	112,648	106,753	140,145

【有償資金協力勘定】 該当なし

④目的積立金の申請、取崩内容等

【一般勘定】

前中期目標期間繰越積立金取崩額25百万円は、改正機構法の施行に向けた組織及び業務の統合に関連した経費の支出、並びにやむを得ない事由により前中期目標期間中に完了しなかった業務に充てるため、平成19年6月29日付けにて主務大臣から承認を受けた7,123百万円のうち25百万円について取り崩したものである。

【有償資金協力勘定】 該当なし

⑤行政サービス実施コスト計算書の経年比較・分析（内容・増減理由）

【一般勘定】

平成20年度の行政サービス実施コストは156,991百万円と、前年度比1,158百万円増（0.7%増）となっている。これは、引当外退職給付増加見積額が前年度比4,099百万円増となったことが主な要因である。

表 行政サービス実施コストの経年比較 (単位：百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
業務経費	164,257	160,323	156,441	153,301	150,284
うち損益計算書上の費用	171,565	166,875	162,311	157,916	154,697
うち自己収入	△ 7,308	△ 6,553	△ 5,870	△ 4,615	△ 4,413
損益外減価償却等相当額	2,709	2,432	2,107	2,070	1,848
損益外減損損失相当額	-	-	584	69	370
引当外賞与見積額	-	-	-	△ 16	△ 6
引当外退職給付増加見積額	△ 1,330	△ 1,413	△ 2,599	△ 556	3,543
機会費用	1,133	1,474	1,333	966	952
行政サービス実施コスト	166,768	162,815	157,865	155,833	156,991

【有償資金協力勘定】

平成20年度の行政サービス実施コストは△36,949百万円となっており、業務費用が△86,198百万円、引当外退職給付増加見積額が10百万円、機会費用が49,240百万円となっている。

(2)施設等投資の状況（重要なもの）

①当事業年度中に完成した主要施設等

- ・ 中部国際センター

②当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充

- ・ 無し

③当事業年度中に処分した主要施設等

- ・ 無し

## (3) 予算・決算の概況

## 【一般勘定】

(単位：百万円)

区分	16年度		17年度		18年度		19年度		20年度		差額理由
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
収入	171,440	170,387	168,516	167,971	164,307	164,338	160,889	161,087	161,117	166,532	
運営費交付金収入	162,030	162,030	160,077	160,077	157,516	157,516	155,626	155,626	153,786	153,786	
受託収入	5,204	3,798	4,163	3,129	3,108	2,753	2,990	2,766	2,819	2,745	注1
開発投融資貸付利息収入	265	264	220	219	175	175	149	144	120	116	
入植地割賦利息収入	4	14	4	8	4	5	1	11	1	11	
移住投融資貸付金利収入	83	70	75	59	77	75	88	105	79	102	
その他収入	2,805	3,490	2,881	3,565	2,803	3,353	420	1,214	532	902	注2
無償資金協力事業資金収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,563	
施設整備資金より受入	1,050	721	1,097	914	624	461	1,616	1,041	3,084	3,304	
前中期目標期間繰越積立金取崩収入	-	-	-	-	-	-	-	180	697	3	
支出	171,755	172,682	168,892	167,412	164,400	164,183	160,889	159,480	161,117	161,054	
一般管理費	11,333	11,511	10,645	10,091	10,249	9,956	11,981	12,289	12,097	11,149	注3
業務経費	151,321	154,144	150,116	150,898	147,669	148,649	144,282	143,590	142,997	138,526	注4
施設整備費	1,050	755	1,097	914	624	461	1,616	1,041	3,084	3,304	注5
無償資金協力事業費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,563	注6
受託経費	5,204	3,623	4,163	2,983	3,108	2,591	2,990	2,560	2,819	2,449	注7
寄附金事業費	-	-	-	-	-	-	20	0	120	64	注8
業務支援経費	2,847	2,649	2,871	2,526	2,750	2,527	-	-	-	-	

注1 相手国政府の都合等による実施の遅れ等があったため。

注2 施設利用収入等が予算段階の見積もりを上回ったため。

注3 退職者が少なかったため。事業計画等の見直しを行ったため。

注4 相手国政府との協議および治安悪化による案件実施の遅延等があったため。

注5 当初見込まれなかった、新本部ビル工事費の支払が一部生じたため。

注6 当該事業が年度中に国から移管されたため。

注7 相手国政府の都合等による実施の遅れ等があったため。

注8 野口英世アフリカ賞受賞者の賞金の送金が、21年度にずれ込んだことによる。

## 【有償資金協力勘定】

(単位：百万円)

区分	20年度		
	予算	決算	差額理由
収入	122,336	126,586	
事業益金	110,664	119,263	
事業益金	110,664	119,263	
貸付金利息	107,449	109,696	貸付金の貸付利回りが予定を上回ったこと等のため
配当金収入	3,215	9,567	配当金が予定より多かったため
雑収入	11,672	7,324	
一般会計より受入	6,750	6,750	
運用収入	0	31	余裕金の運用による預金利息の収入が多かったこと等のため
雑収入	4,922	543	
労働保険料被保険者負担金	9	6	
雑収入	4,913	537	受入雑利息の収入が少なかったこと等のため
支出	57,064	37,966	
事業損金	56,993	37,966	不用額を生じたのは、金利の低下に伴い借入金利息が減少したこと、借入金の残高が予定より少なかったこと等により、支払利息を要することが少なかったこと等のため
役員給	22	21	
職員基本給	807	792	
職員諸手当	712	694	
超過勤務手当	65	61	
退職者給与	38	33	
退職手当	203	136	
諸支出金	234	212	
旅費	646	409	
業務諸費	7,801	4,136	
交際費	0	0	
税金	42	13	
業務委託費	9,532	4,685	
支払利息	36,711	26,631	
債券発行諸費	179	142	
予備費	70	-	

(4) 経費削減及び効率化目標との関係

当機構においては、当中期目標期間終了年度における一般管理費を、前中期目標期間の最終年度に比べて14.1%以上（各年度前年度比3.0%以上）削減することを目標としている。この目標を達成するため、人件費の削減、事務所借料の削減等の措置を講じているところである。また、業務経費については、毎事業年度1.3%以上削減することを目標としている。この目標を達成するため、旅費・専門家経費等の各種制度及び契約業務の見直し等の効率化に向けた措置を講じているところである。

(単位：百万円)

区分	前中期目標期間終了年度		当中期目標期間									
	金額	比率	19年度		20年度		21年度		22年度		23年度	
			金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
一般管理費	12,116	100%	11,737	96.9%	11,146	92.0%	-	-	-	-	-	-
業務費	145,205	100%	143,101	98.6%	137,605	94.8%	-	-	-	-	-	-

## 5. 事業の説明

### 【一般勘定】

#### (1) 財源構造

当機構の経常収益は155,024百万円で、その内訳は、運営費交付金収益144,475百万円（収益の93.2%）、無償資金協力事業資金収入5,563百万円（3.6%）、受託収入2,449百万円（1.6%）、その他資産見返運営費交付金戻入等2,536百万円（1.6%）となっている。

#### (2) 財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明

##### ア 技術協力事業

本事業は、開発途上地域における人的資源の開発、技術水準の向上及び公共的な開発計画の立案を支援する事業である。

事業の財源は、事業費については、運営費交付金（平成20年度72,901百万円）、自己収入（平成20年度172百万円）となっている。

事業に要する費用は、技術協力プロジェクト関係費（平成20年度72,107百万円）、フォローアップ関係費（平成20年度967百万円）となっている。

##### イ 無償資金協力事業

本事業は、無償資金協力の事前の調査及び実施の促進を行う事業である。

事業の財源は、事業費については、運営費交付金（平成20年度442百万円）となっている。

事業に要する費用は、無償資金協力関係費（平成20年度442百万円）となっている。

##### ウ 国民等の協力活動の促進及び助長に関する事業

本事業は、ボランティアの派遣及び国民参加協力を推進する事業である。

事業の財源は、事業費については、運営費交付金（平成20年度24,585百万円）、自己収入（平成20年度3百万円）となっている。

事業に要する費用は、国民参加型協力関係費（平成20年度24,588百万円）となっている。

##### エ 海外移住事業

本事業は、移住者に対する援助、指導等を国の内外を通じて実施する事業である。

事業の財源は、事業費については、運営費交付金（平成20年度423百万円）となっている。

事業に要する費用は、海外移住関係費（平成20年度423百万円）となっている。

##### オ 災害援助等協力事業

本事業は、開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助を行う事業である。

事業の財源は、事業費については、運営費交付金（平成20年度750百万円）となっている。

事業に要する費用は、災害援助等協力関係費（平成20年度750百万円）となっている。



#### カ 人材養成確保事業

本事業は、わが国の対外技術協力業務の遂行に必要な人員の養成・確保を行う事業である。

事業の財源は、事業費については、運営費交付金（平成20年度1,802百万円）となっている。

事業に要する費用は、人材養成確保関係費（平成20年度1,802百万円）となっている。

#### キ 附帯業務

本事業は、国・課題別事業計画策定及び事業評価に関する事業である。

事業の財源は、事業費については、運営費交付金（平成20年度14,822百万円）となっている。

事業に要する費用は、国・課題別事業計画関係費（平成20年度6,926百万円）、事業評価関係費（平成20年度226百万円）、事業附帯関係費（平成20年度7,670百万円）となっている。

#### ク 研究

本事業は、途上国の開発課題の研究に関する事業である。

事業の財源は、事業費については、運営費交付金（平成20年度634百万円）となっている。

事業に要する費用は、研究関係費（平成20年度634百万円）となっている。

#### ケ 無償資金供与

本事業は、開発途上地域の政府等に対して無償の資金供与による協力（無償資金協力）を行う事業である。

事業の財源は、機構法第35条資金（平成20年度5,563百万円）となっている。

#### コ 事務費

上記ア～ケの事業に要する事務費の財源については、運営費交付金（平成20年度28,530百万円）、自己収入（平成20年度612百万円）となっている。

その費用は、事業支援関係費（平成20年度18,144百万円）、一般管理費（平成20年度10,997百万円）となっている。

## 【有償資金協力勘定】

### (1) 財源構造

有償資金協力業務の財源構造は以下の通りとなっている。

借入先及び借入額並びに国庫補助金等の状況 (単位:百万円)

	平成20年度	
	当初計画	実績
財政融資資金借入金	149,300	85,300
債券発行	30,000	30,000
回収金等によるその他自己資金	154,260	189,938
政府一般会計からの出資金	83,290	83,290
国庫補助金等(政府交付金)	6,750	6,750
合計	423,600	395,278

事業計画及び実績推移 (単位:百万円)

	平成20年度	
	当初計画	実績
円借款	423,540	395,278
海外投融資	60	-
合計	423,600	395,278

### (2) 業務の業況

平成20年度の有償資金協力業務の実績は、出融資に係る承諾件数が37件、同承諾額が6,137億円となった。全て円借款によるものであり、海外投融資の承諾はなかった。また、出融資に係る実行額は3,953億円、同残高は11兆5,200億円となった。

平成20年度の承諾状況を地域別にみると、引き続きアジアを中心に支援を行ったが、昨年度から始まったイラク向け支援、及び昨年5月に開催されたTICAD IVの成果を踏まえたアフリカ支援に引き続き取り組み、中東、アフリカの地域別構成比はそれぞれ6%となった。

一方、部門別承諾比率で見ると、昨年度に引き続き運輸が第1位(49%)、続いて社会的サービス(28%)となった。インドネシア向け「ジャカルタ都市高速鉄道事業(I)」(482億円)及びベトナム向け「ハノイ市都市鉄道建設事業(ナムタンロンーチャンフンダオ間(2号線))」(147億円)において、日本の鉄道技術及びノウハウを活用した都市鉄道の建設を通じ、深刻な交通渋滞、交通事故の多発、大気汚染等の緩和に資する支援を承諾した。

また、気候変動対策支援としては、バングラデシュにおいて、同国が日本政府との「クールアース・パートナー」の関係を構築していることも踏まえて、同国の深刻な電力供給不足への対応・安定供給と、温室効果ガスの排出抑制の両立を促す支援を目的とする「ハリプール新発電所建設事業(II)」(222億円)及び「中部地域配電網整備事業」(97億円)を気候変動対策円借款として承諾した。

アフリカ支援については、昨年5月に開催されたTICAD IV（アフリカ開発会議）において確認された、広域インフラ整備や貧困削減の重要性に鑑み、カメルーンに対する「バメンダーマムフェーエコック間及びマフムーアバカリキーエヌグ間道路促進事業」（45億円）やザンビアに対する「電力アクセス向上事業」（55億円）等を承諾した。

表1 平成20年度業務実績

(単位：百万円)

承諾	613,659
実行	395,278
回収	319,878
残高	11,519,990

表2 平成20年度 地域別・金融目的別承諾額

(単位：百万円)

地域別	金融目的	円借款		海外投融資		合計	
		金額	件数	金額	件数	金額	件数
アジア		524,652	25	-	0	524,652	25
	東アジア	-	0	-	0	-	0
	東南アジア	248,856	14	-	0	248,856	14
	南アジア	275,796	11	-	0	275,796	11
	中央アジア・コーカサス	-	0	-	0	-	0
大洋州		-	0	-	0	-	0
中南米		16,581	4	-	0	16,581	4
中東		36,407	2	-	0	36,407	2
アフリカ		36,019	6	-	0	36,019	6
	サハラ以北	23,968	3	-	0	23,968	3
	サハラ以南	12,051	3	-	0	12,051	3
ヨーロッパ		-	0	-	0	-	0
合計		613,659	37	-	0	613,659	37

# 〔決算報告書(一般勘定)〕

平成20年度 決算報告書  
(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

(単位:円)

区分	年度計画	決算額	差額	備考
収入				
運営費交付金収入	153,785,611,000	153,785,611,000	0	
受託収入	2,818,864,000	2,744,804,162	△74,059,838	注1
開発投融资貸付利息収入	119,508,000	115,984,321	△3,523,679	
入植地割賦利息収入	518,000	11,426,000	10,908,000	
移住投融资貸付金利息収入	79,329,000	102,478,898	23,149,898	
その他収入	532,322,000	901,661,972	369,339,972	
うち寄附金収入	120,000,000	63,747,332	△56,252,668	
雑収入	412,322,000	837,914,640	425,592,640	注2
無償資金協力事業資金収入	0	5,563,000,000	5,563,000,000	
施設整備資金より受入	3,084,156,000	3,304,056,050	219,900,050	
前中期目標期間繰越積立金取崩収入	696,932,000	3,024,000	△693,908,000	
計	161,117,240,000	166,532,046,403	5,414,806,403	
支出				
一般管理費	12,097,115,000	11,148,737,428	948,377,572	
うち人件費	3,665,420,000	3,340,958,202	324,461,798	注3
物件費	7,734,763,000	7,804,755,226	△69,992,226	
統合準備経費	696,932,000	3,024,000	693,908,000	注4
業務経費	142,997,105,000	138,525,925,241	4,471,179,759	注5
うち国・課題別事業計画関係費	7,688,552,000	7,462,284,408	226,267,592	
技術協力プロジェクト関係費	79,466,749,000	74,974,394,060	4,492,354,940	
フォローアップ関係費	1,497,750,000	1,149,913,868	347,836,132	
無償資金協力関係費	609,609,000	430,907,194	178,701,806	
国民参加型協力関係費	25,443,321,000	24,699,103,067	744,217,933	
海外移住関係費	469,342,000	432,035,513	37,306,487	
災害援助等協力関係費	800,000,000	829,354,278	△29,354,278	
人材養成確保関係費	2,876,151,000	1,812,173,837	1,063,977,163	
事業評価関係費	305,134,000	275,420,933	29,713,067	
研究関係費	624,314,000	635,074,342	△10,760,342	
事業附帯関係費	9,153,971,000	7,816,970,161	1,337,000,839	
事業支援関係費	14,062,212,000	18,008,293,580	△3,946,081,580	
施設整備費	3,084,156,000	3,304,056,050	△219,900,050	注6
無償資金協力事業費	0	5,563,000,000	△5,563,000,000	注7
受託経費	2,818,864,000	2,448,841,146	370,022,854	注8
寄附金事業費	120,000,000	63,747,332	56,252,668	注9
計	161,117,240,000	161,054,307,197	62,932,803	

## 予算額と決算額の差異説明

- 注1 相手国政府の都合等による実施の遅れ等があったため。  
注2 施設利用収入等が予算段階の見積もりを上回ったため。  
注3 退職者が少なかったため。  
注4 事業計画等の見直しを行ったため。  
注5 相手国政府との協議および治安悪化による案件実施の遅延等があったため。  
なお、内訳の差額については、当初予定していた執行配分の見直しを行ったため。  
注6 当初見込まれなかった、新本部ビル工事費の支払が一部生じたため。  
注7 当該事業が年度中に国から移管されたため。  
注8 相手国政府の都合等による実施の遅れ等があったため。  
注9 野口英世アフリカ賞受賞者の賞金の送金が21年度にずれ込んだことによる。

平成20年度 6010 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門決算報告書

収入支出決算

平成20年度における 収入済額は	126,586,396,203 円
であって 支出済額は	37,966,108,239 円
である。 したがって、収入が支出を超過すること である。	88,620,287,964 円
また、独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門の損益計算上における利益金は	92,981,824,450 円

である。

利益金は、独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)第31条第5項の規定により、その全額を有償資金協力勘定の準備金として積み立てることとして、決算を結了した。

次に、収入支出決算に係る各事項の総額を示せば、下表のとおりである。

1 収入

収入予算額		収入予算額	
当初予算額 (円)	予算補正追加額 予算補正修正減少額(△)(円)	合計 (円)	収入予算額 (円)
122,336,008,000	0	122,336,008,000	126,586,396,203
			収入予算額と収入済額との差 (△は減) (円)
			4,250,388,203

2 支出

支出予算額		支出予算額		支出予算現額		支出済額	
当初予算額 (円)	予算補正追加額 予算補正修正減少額 (△)(円)	合計 (円)	予備費使用額 (円)	予算総則の規定 による経費増額 (円)	支出予算現額 (円)	支出済額 (円)	不用額 (円)
57,063,734,000	0	57,063,734,000	0	0	57,063,734,000	37,966,108,239	19,097,625,761

[事項別内訳]

項	事	項	支出予算額 (円)	予備費使用額 (円)	予算総則の規定に よる経費増額 (円)	支出予算現額 (円)	支出済額 (円)	差引額 (円)
01 事業損金	事務運営に必要な経費		10,528,717,000	0	0	10,528,717,000	6,495,158,592	4,033,558,408
	税金		42,231,000	0	0	42,231,000	12,955,323	29,275,677
	業務委託費		9,531,924,000	0	0	9,531,924,000	4,684,807,122	4,847,116,878
	支払利息及び債券発行 諸費		36,890,562,000	0	0	36,890,562,000	26,773,187,202	10,117,374,798
09 予備費	予備費		70,300,000	0	0	70,300,000	0	70,300,000

[収入支出決算額]

1 収入

款・項・目	収入予算額(円)	収入済額(円)	収入予算額と収入済額との差 (△は減)	増減理由
<b>0100-00</b> 事業益金				
<b>0101-00</b> 事業益金	110,663,857,000	119,262,757,477	8,598,900,477	貸付金の貸付利回りが予定を上回ったこと等のため
<b>0101-01</b> 貸付金利息	107,449,267,000	109,695,827,477	2,246,560,477	
<b>0101-02</b> 配当金収入	3,214,590,000	9,566,930,000	6,352,340,000	配当金が予定より多かつたため
<b>0200-00</b> 雑収入	11,672,151,000	7,323,638,726	△ 4,348,512,274	
<b>0201-00</b> 一般会計より受入			0	
<b>0201-01</b> 一般会計より受入	6,750,000,000	6,750,000,000		
<b>0202-00</b> 運用収入				余剰金の運用による預け金利の収入が多かつたこと等のため
<b>0202-01</b> 運用収入	384,000	30,635,336	30,251,336	
<b>0203-00</b> 雑収入	4,921,767,000	543,003,390	△ 4,378,763,610	受入雑利息の収入が少なかつたこと等のため
<b>0203-02</b> 労働保険料被保険者負担金	8,557,000	5,689,664	△ 2,867,336	
<b>0203-01</b> 雑収入	4,913,210,000	537,313,726	△ 4,375,896,274	
<b>収入合計</b>	122,336,008,000	126,586,396,203	4,250,388,203	

2 支 出

項 目	支 出 予 算 額 (円)	予 備 費 使 用 額 (円)	予 算 総 則 の 規 定 に よ る 経 費 増 額 (円)	流 用 等 増 減 額 (円)	支 出 予 算 現 額 (円)	支 出 済 額 (円)	不 用 額 (円)	備 考
01 事業損金	56,993,434,000	0	0	0	56,993,434,000	37,966,108,239	19,027,325,761	〔不用額を生じたのは、金利の低下に伴い借入金利息が減少したこと、借入金の残高が予定より少なかったこと等により、支払利息を要することが少なかったこと等のため〕
1-01 役員給	22,046,000	0	0	0	22,046,000	21,098,965	947,035	
1-02 職員基本給	807,459,000	0	0	0	807,459,000	791,828,404	15,630,596	
1-03 職員諸手当	711,879,000	0	0	0	711,879,000	694,136,199	17,742,801	
1-04 超過勤務手当	64,661,000	0	0	0	64,661,000	61,092,363	3,568,637	
1-05 退職者給与	38,135,000	0	0	0	38,135,000	33,412,588	4,722,412	
1-06 退職手当	202,553,000	0	0	0	202,553,000	136,304,228	66,248,772	
5-07 諸支出金	234,123,000	0	0	0	234,123,000	211,642,807	22,480,193	
2-08 旅費	646,301,000	0	0	0	646,301,000	409,248,041	237,052,959	
3-09 業務諸費	7,801,170,000	0	0	0	7,801,170,000	4,136,369,366	3,664,800,634	
9-10 交際費	390,000	0	0	0	390,000	25,631	364,369	
3-11 税金	42,231,000	0	0	0	42,231,000	12,955,323	29,275,677	
5-12 業務委託費	9,531,924,000	0	0	0	9,531,924,000	4,684,807,122	4,847,116,878	
9-13 支払利息	36,711,317,000	0	0	0	36,711,317,000	26,631,215,431	10,080,101,569	
9-14 債券発行諸費	179,245,000	0	0	0	179,245,000	141,971,771	37,273,229	
09 予備費 (9-...)	70,300,000	0	0	0	70,300,000	0	70,300,000	
支 出 合 計	57,063,734,000	0	0	0	57,063,734,000	37,966,108,239	19,097,625,761	



## 2. 旧国際協力銀行法定財務諸表（特殊法人等会計処理基準準拠）

下記「2. 旧国際協力銀行法定財務諸表（特殊法人等会計処理基準準拠）」は旧JBIC法、関連政省令及び告示、並びに「特殊法人等会計処理基準（昭和62年（1987年）10月2日財政制度審議会公企業会計小委員会（現；財政制度等審議会財政制度分科会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会）報告）」に基づいて旧JBICが作成した財務諸表です。

- (注1) 旧JBICの財務諸表は、「特殊法人等会計処理基準」（昭和62年10月2日財政制度審議会公企業会計小委員会）に基づいて作成しております。ただし、同基準は、特殊法人固有の事項に係る会計処理基準を定めたものであり、特に定めのないものについては一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うこと、個別の特殊法人に別途法令等の定めが課せられている場合は、それによる旨規定されております。こうした規定を踏まえ、旧JBICの財務諸表の作成及び個別の会計処理は以下のとおり行っております。
- (注2) 個別の取引につきましては、原則として一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に準拠して会計処理を行っております。
- (注3) 特殊法人に特有の事項については、「特殊法人等会計処理基準」に基づき会計処理を行っております。
- (注4) 廃止前の「国際協力銀行法施行令」（平成11年政令第266号）及び「国際協力銀行法施行令第8条第4項の規定に基づき貸付金利息のうち未収貸付金利息の額、債券発行差金償却の額、債券発行費償却の額及び動産不動産減価償却費の額の算出方法を定める件」（平成11年大蔵省告示第293号）において会計処理方法が定められている事項については、これに基づき会計処理を行っております。
- (注5) なお、旧JBICの財務諸表は、旧JBIC法第40条第1項の規定に基づき、監事の監査を受けているため、監事の意見書を付しております。本説明書において、当意見書の写しは、財務諸表の直前に掲げております。
- (注6) 旧JBICは子会社を有していないことに鑑みて、連結財務諸表は作成しておりません。
- (注7) 旧JBICの2勘定のうち、当機構が承継したのは海外経済協力勘定のみですが、本「2. 旧国際協力銀行法定財務諸表（特殊法人等会計処理基準準拠）」においては、当機構が承継していない旧JBICの国際金融等勘定に関する財務諸表についても掲載しております。

2-1.平成20年度財務諸表  
〔財務諸表〕

総括貸借対照表  
平成20年9月30日現在

(単位:円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
貸 付 金	18,217,101,326,414	借 入 金	6,556,346,196,000
貸 付 金	13,682,810,847,188	財 政 融 資 資 金 借 入 金	6,546,750,196,000
外 貨 貸 付 金	4,534,290,479,226	旧 簡 易 生 命 保 険 資 金 借 入 金	9,596,000,000
出 資 金	145,768,310,394	債 券	2,209,580,700,000
株 式 出 資 金	132,824,405,489	債 券 発 行 差 額	2,808,996,756
出 資 金	151,430,000	未 払 費 用	61,289,597,780
外 貨 株 式 出 資 金	10,057,538,677	未 払 借 入 金 利 息	22,697,202,627
外 貨 出 資 金	2,734,936,228	未 払 債 券 利 息	24,950,671,836
有 価 証 券		未 払 支 払 雑 利 息	13,579,399,506
外 国 債 券	5,403,988,969	そ の 他 未 払 費 用	62,323,811
現 金 預 け 金	248,274,613,936	雑 勘 定	8,177,988,064
現 預 け 金	204,600	仮 受 金	2,107,724,955
外 貨 預 け 金	90,232,916,182	前 受 収 益	6,068,006,611
未 収 収 益	128,506,510,747	債 券 未 払 金	2,256,498
未 収 貸 付 金 利 息	113,717,502,640	支 払 承 諾	1,589,622,281,811
未 収 受 入 雑 利 息	14,789,008,107	( 負 債 合 計 )	10,422,207,766,899
雑 勘 定	286,564,164,203	国 際 金 融 等 勘 定 資 本 金	1,005,500,000,000
仮 払 金	907,967,527	海 外 経 済 協 力 勘 定 資 本 金	7,456,772,477,516
前 払 金	1,586,849,468	国 際 金 融 等 勘 定 準 備 金	809,205,720,744
前 払 費 用	349,900,158	国 際 金 融 等 勘 定 当 年 度 利 益 金	21,143,957,143
概 算 納 付 金	3,503,797,000	海 外 経 済 協 力 勘 定 積 立 金	487,797,610,356
為 替 換 算 調 整	229,305,729,608	海 外 経 済 協 力 勘 定 当 年 度 利 益 金	9,805,856,868
そ の 他 雑 勘 定	50,909,920,442	( 純 資 産 合 計 )	9,790,225,622,627
動 産 不 動 産	24,988,979,763		
営 業 用 土 地 建 物 動 産	24,818,459,994		
建 設 仮 払 金	170,519,769		
繰 延 勘 定			
債 券 発 行 費	825,716,188		
支 払 承 諾 見 返	1,589,622,281,811		
貸 倒 等 引 当 金	434,622,502,899		
貸 倒 引 当 金	405,410,817,197		
出 資 損 失 引 当 金	29,211,685,702		
資 産 合 計	20,212,433,389,526	負 債 ・ 純 資 産 合 計	20,212,433,389,526

国際金融等勘定貸借対照表

平成20年9月30日現在

(単位:円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
貸 付 金	6,948,719,705,820	借 入 金	3,442,084,000,000
貸 付 金	2,414,429,226,594	財 政 融 資 資 金 借 入 金	3,432,488,000,000
外 貨 貸 付 金	4,534,290,479,226	旧 簡 易 生 命 保 険 資 金 借 入 金	9,596,000,000
出 資 金	10,925,548,726	債 券	2,209,580,700,000
株 式 出 資 金	12,500,000	債 券 発 行 差 額	2,808,996,756
外 貨 株 式 出 資 金	9,956,425,000	未 払 費 用	47,990,246,411
外 貨 出 資 金	956,623,726	未 払 借 入 金 利 息	9,397,851,258
有 価 証 券		未 払 債 券 利 息	24,950,671,836
外 国 債 券	5,403,988,969	未 払 支 払 雑 利 息	13,579,399,506
現 金 預 け 金	244,301,136,019	そ の 他 未 払 費 用	62,323,811
現 預 け 金	204,600	雑 勘 定	8,077,521,304
外 貨 預 け 金	86,259,438,265	仮 受 金	1,993,678,305
未 収 収 益	158,041,493,154	前 受 収 益	6,068,006,611
未 収 貸 付 金 利 息	67,762,664,019	債 券 未 払 金	2,256,498
未 収 受 入 雑 利 息	52,973,655,912	未 払 金	13,579,890
雑 勘 定	14,789,008,107	支 払 承 諾	1,589,622,281,811
仮 払 金	285,516,027,306	( 負 債 合 計 )	7,294,545,752,770
前 払 金	480,496,874	資 本 金	1,005,500,000,000
前 払 費 用	1,586,849,468	準 備 金	809,205,720,744
概 算 納 付 金	349,900,158	当 年 度 利 益 金	21,143,957,143
為 替 換 算 調 整	3,503,797,000	( 純 資 産 合 計 )	1,835,849,677,887
そ の 他 雑 勘 定	229,305,729,608		
動 産 不 動 産	50,289,254,198		
営 業 用 土 地 建 物 動 産	18,203,763,433		
建 設 仮 払 金	18,080,096,003		
繰 延 勘 定	123,667,430		
債 券 発 行 費	825,716,188		
支 払 承 諾 見 返	1,589,622,281,811		
貸 倒 等 引 当 金			
貸 倒 引 当 金	40,885,401,634		
資 産 合 計	9,130,395,430,657	負 債 ・ 純 資 産 合 計	9,130,395,430,657

海外経済協力勘定貸借対照表

平成20年9月30日現在

(単位:円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
貸 付 金	11,268,381,620,594	借 入 金	
出 資 金	134,842,761,668	財 政 融 資 資 金 借 入 金	3,114,262,196,000
株 式 出 資 金	132,811,905,489	未 払 費 用	
出 資 金	151,430,000	未 払 借 入 金 利 息	13,299,351,369
外 貨 株 式 出 資 金	101,113,677	雑 勘 定 金	
外 貨 出 資 金	1,778,312,502	仮 受 金	114,046,650
現 金 預 け 金		( 負 債 合 計 )	3,127,675,594,019
預 け 金	3,973,477,917	資 本 金	7,456,772,477,516
未 収 収 益		積 立 金	487,797,610,356
未 収 貸 付 金 利 息	60,743,846,728	当 年 度 利 益 金	9,805,856,868
雑 勘 定 金	1,061,716,787	( 純 資 産 合 計 )	7,954,375,944,740
仮 払 金	427,470,653		
未 収 金	13,579,890		
そ の 他 雑 勘 定 金	620,666,244		
動 産 不 動 産	6,785,216,330		
営 業 用 土 地 建 物 動 産	6,738,363,991		
建 設 仮 払 金	46,852,339		
貸 倒 等 引 当 金	393,737,101,265		
貸 倒 引 当 金	364,525,415,563		
出 資 損 失 引 当 金	29,211,685,702		
資 産 合 計	11,082,051,538,759	負 債 ・ 純 資 産 合 計	11,082,051,538,759

平成20年度 総括損益計算書

平成20年 4月 1日から

平成20年 9月30日まで

(単位:円)

損 失		利 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
経 常 費 用	669,291,007,259	経 常 収 益	700,240,821,270
借 入 金 利 息	54,548,407,155	貸 付 金 利 息	225,993,158,942
財政融資資金借入金利息	54,354,436,317	貸 付 金 利 息	140,533,162,689
旧簡易生命保険資金借入金利息	166,052,071	外 貨 貸 付 金 利 息	85,459,996,253
民 間 借 入 金 利 息	1,528,767	保 証 証 券 利 料	2,601,284,499
外 貨 民 間 借 入 金 利 息	26,390,000	有 価 証 券 利 息	
債 券 利 息	31,403,909,944	外 国 債 券 利 息	81,077,136
支 払 雑 利 息	33,210,060,086	受 取 配 当 金	4,337,180,160
事 務 費	15,956,395,027	一 般 会 計 よ り 受 入	6,750,000,000
動 産 不 動 産 減 価 償 却 費	534,779,021	預 け 金 利 息	2,452,404,962
支 払 手 数 料	2,428,862,778	受 入 雑 利 息	9,097,734,413
外 国 為 替 損	6,865,356,214	受 入 手 数 料	706,125,320
貸 付 金 償 却	89,124,473,000	外 国 為 替 益	58,049,275
債 券 発 行 費 償 却	359,857,161	雑 益	1,148,130,161
雑 損	236,403,974	貸 倒 等 引 当 金 戻 入	447,015,676,402
貸 倒 等 引 当 金 繰 入	434,622,502,899	貸 倒 引 当 金 戻 入	418,114,445,998
貸 倒 引 当 金 繰 入	405,410,817,197	出 資 損 失 引 当 金 戻 入	28,901,230,404
出 資 損 失 引 当 金 繰 入	29,211,685,702		
国 際 金 融 等 勘 定 当 年 度 利 益 金	21,143,957,143		
海 外 経 済 協 力 勘 定 当 年 度 利 益 金	9,805,856,868		
合 計	700,240,821,270	合 計	700,240,821,270

- (注) 1 国際金融等勘定当年度利益金 21,143,957,143円のうち、10,571,978,571円は株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)附則第18条第5項及び同法附則第42条の規定による廃止前の国際協力銀行法(平成11年法律第35号。以下「旧国際銀法」という。)第44条第1項及び株式会社日本政策金融公庫法及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成20年政令第297号)第1条の規定による廃止前の国際協力銀行法施行令(平成11年政令第266号)第7条の規定により国際金融等勘定準備金として積み立て、10,571,978,572円は株式会社日本政策金融公庫法附則第18条第5項及び旧国際銀法第44条第3項の規定により国庫に納付することとする。
- 2 海外経済協力勘定当年度利益金 9,805,856,868円は、独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律(平成18年法律第100号)附則第2条第6項及び同法附則第11条の規定による改正前の国際協力銀行法第44条第2項の規定により、海外経済協力勘定積立金として積み立てることとする。

平成20年度 国際金融等勘定損益計算書

平成20年 4月 1日から

平成20年 9月30日まで

(単位:円)

損 失		利 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
経 常 費 用	161,637,675,000	経 常 収 益	182,781,632,143
借 入 金 利 息	25,623,831,156	貸 付 金 利 息	113,708,572,783
財政融資資金借入金利息	25,431,389,085	貸 付 金 利 息	28,248,576,530
旧簡易生命保険資金借入金利息	166,052,071	外 貨 貸 付 金 利 息	85,459,996,253
外 貨 民 間 借 入 金 利 息	26,390,000	保 証 料	2,601,284,499
債 券 利 息	31,403,909,944	有 価 証 券 利 息	
支 払 雑 利 息	33,210,060,086	外 国 債 券 利 息	81,077,136
事 務 費	9,949,912,587	預 け 金 利 息	2,318,556,919
動 産 不 動 産 減 価 償 却 費	376,989,189	受 入 雑 利 息	9,097,300,894
支 払 手 数 料	777,628,080	受 入 手 数 料	486,704,012
外 国 為 替 損	6,864,222,367	外 国 為 替 益	58,049,275
貸 付 金 償 却	12,073,809,000	雑 益	859,748,367
債 券 発 行 費 償 却	359,857,161	貸 倒 等 引 当 金 戻 入	
雑 損	112,053,796	貸 倒 引 当 金 戻 入	53,570,338,258
貸 倒 等 引 当 金 繰 入			
貸 倒 引 当 金 繰 入	40,885,401,634		
当 年 度 利 益 金	21,143,957,143		
合 計	182,781,632,143	合 計	182,781,632,143

(注) 当年度利益金 21,143,957,143円のうち、10,571,978,571円は株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)附則第18条第5項及び同法附則第42条の規定による廃止前の国際協力銀行法(平成11年法律第35号。以下「旧国際銀法」という。)第44条第1項及び株式会社日本政策金融公庫法及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成20年政令第297号)第1条の規定による廃止前の国際協力銀行法施行令(平成11年政令第266号)第7条の規定により国際金融等勘定準備金として積み立て、10,571,978,572円は株式会社日本政策金融公庫法附則第18条第5項及び旧国際銀法第44条第3項の規定により国庫に納付することとする。

平成20年度 海外経済協力勘定損益計算書

平成20年 4月 1日から

平成20年 9月30日まで

(単位:円)

損 失		利 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
経 常 費 用	507,653,332,259	経 常 収 益	517,459,189,127
借 入 金 利 息	28,924,575,999	貸 付 金 利 息	112,284,586,159
財 政 融 資 資 金 借 入 金 利 息	28,923,047,232	受 取 配 当 金	4,337,180,160
民 間 借 入 金 利 息	1,528,767	一 般 会 計 よ り 受 入	6,750,000,000
事 務 費	6,006,482,440	預 け 金 利 息	133,848,043
動 産 不 動 産 減 価 償 却 費	157,789,832	受 入 雑 利 息	433,519
支 払 手 数 料	1,651,234,698	受 入 手 数 料	219,421,308
外 国 為 替 損	1,133,847	雑 益	288,381,794
貸 付 金 償 却	77,050,664,000	貸 倒 等 引 当 金 戻 入	393,445,338,144
雑 損	124,350,178	貸 倒 引 当 金 戻 入	364,544,107,740
貸 倒 等 引 当 金 繰 入	393,737,101,265	出 資 損 失 引 当 金 戻 入	28,901,230,404
貸 倒 引 当 金 繰 入	364,525,415,563		
出 資 損 失 引 当 金 繰 入	29,211,685,702		
当 年 度 利 益 金	9,805,856,868		
合 計	517,459,189,127	合 計	517,459,189,127

(注) 当年度利益金 9,805,856,868円は、独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律(平成18年法律第100号)附則第2条第6項及び同法附則第11条の規定による改正前の国際協力銀行法(平成11年法律第35号)第44条第2項の規定により、海外経済協力勘定積立金として積み立てることとする。

総括財産目録

平成20年9月30日現在

(単位:円)

科 目	金 額	備 考
貸付金	18,217,101,326,414	3,446 □
貸付金	13,682,810,847,188	2,789 □
貸付金	4,534,290,479,226	657 □
貸付金	145,768,310,394	20 □
貸付金	132,824,405,489	12 □
貸付金	151,430,000	1 □
貸付金	10,057,538,677	2 □
貸付金	2,734,936,228	5 □
貸付金	5,403,988,969	1 □
貸付金	248,274,613,936	
貸付金	204,600	
貸付金	90,232,916,182	当座預け金 日本銀行外 3 行 60,532,916,182
貸付金	158,041,493,154	普通預け金 みずほコーポレート銀行 29,700,000,000
		外貨当座預け金 三菱東京UFJ銀行外 2 行 147,441,493,154
		外貨普通預け金 三菱東京UFJ銀行 10,600,000,000
未収金	128,506,510,747	
未収金	113,717,502,640	当年度末における未収貸付金利息
未収金	14,789,008,107	当年度末における未収受入雑利息
未収金	286,564,164,203	
未収金	907,967,527	32 □
未収金	1,586,849,468	外貨建取引に係る前払金
未収金	349,900,158	
未収金	3,503,797,000	国庫への当年度概算納付金
未収金	229,305,729,608	
未収金	50,909,920,442	153 □
未収金	24,988,979,763	
未収金	24,818,459,994	土地 34 箇所 12,551,099,637
		$\left( \begin{array}{l} 43,966\text{m}^2 \text{ の } 35\%、 \\ 313,858 \\ 5,519\text{m}^2 \text{ の } \frac{\quad}{552,066} \text{ 及び} \\ 48,718\text{m}^2 \end{array} \right)$
		建物 57 棟 7,833,895,398
		$\left( \begin{array}{l} \text{延 } 846\text{m}^2 \text{ の } 35\%、 \\ \text{延 } 17,334\text{m}^2 \text{ (共有) 及び} \\ \text{延 } 48,400\text{m}^2 \end{array} \right)$
		什器 5,061 点 4,377,696,364
		一括償却資産 55,768,595
建設費	170,519,769	
建設費	825,716,188	債券の発行費
建設費	1,589,622,281,811	債務保証 632 件に対する見返額
建設費	434,622,502,899	
建設費	405,410,817,197	
建設費	29,211,685,702	
合計	20,212,433,389,526	



国際金融等勘定財産目録

平成20年9月30日現在

(単位:円)

科 目	金 額	備 考
貸付金	6,948,719,705,820	1,539 □
貸付金	2,414,429,226,594	882 □
外貨貸付金	4,534,290,479,226	657 □
出資	10,925,548,726	4 □
株式出資	12,500,000	1 □
外貨株式出資	9,956,425,000	1 □
外貨出資	956,623,726	2 □
有価証券		
外国債	5,403,988,969	1 □
現金預け	244,301,136,019	
現金	204,600	
現金預け	86,259,438,265	当座預け金 日本銀行外 3 行 56,559,438,265 普通預け金 みずほコーポレート銀行 29,700,000,000
外貨預け	158,041,493,154	外貨当座預け金 三菱東京UFJ銀行外 2 行 147,441,493,154 外貨普通預け金 三菱東京UFJ銀行 10,600,000,000
未収金	67,762,664,019	
未収貸付金	52,973,655,912	当年度末における未収貸付金利息
未収受入雑利息	14,789,008,107	当年度末における未収受入雑利息
雑勘定	285,516,027,306	
仮払金	480,496,874	
前払金	1,586,849,468	外貨建取引に係る前払金
前払費用	349,900,158	
概算納付金	3,503,797,000	国庫への当年度概算納付金
為替換算調整勘定	229,305,729,608	
その他の雑勘定	50,289,254,198	
不動産	18,203,763,433	
営業用土地建物	18,080,096,003	
建設仮払	123,667,430	
繰上償還		
債券発行費	825,716,188	債券の発行費
支払倒等引当金	1,589,622,281,811	債務保証 632件に対する見返額
貸倒引当金	40,885,401,634	
合 計	9,130,395,430,657	

# 海外経済協力勘定財産目録

平成20年9月30日現在

(単位:円)

科 目	金 額	備 考
貸出 付資 金	11,268,381,620,594	1,907 □
株式出資 金	134,842,761,668	16 □
株式出資 金	132,811,905,489	11 □
外貨株式出資 金	151,430,000	1 □
外貨出資 金	101,113,677	1 □
現預金預け 金	1,778,312,502	3 □
未収貸付金利息 勘定	3,973,477,917	当座預け金 三菱東京UFJ銀行
未収貸付金利息 勘定	60,743,846,728	当年度末における未収貸付金利息
雑 仮払 勘定	1,061,716,787	
未収 勘定	427,470,653	
その他の雑勘定 勘定	13,579,890	
動産不動産 勘定	620,666,244	
営業用土地建物 勘定	6,785,216,330	
建設仮払 勘定	6,738,363,991	
貸倒等引当 金	46,852,339	
貸倒引当 金	393,737,101,265	
出資損失引当 金	364,525,415,563	
	29,211,685,702	
合 計	11,082,051,538,759	

## 重要な会計方針等（平成 20 年度）

### 総括勘定

#### 1 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法によっている。

#### 2 動産不動産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物を除く営業用建物動産は定率法、その他は定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

動産不動産 19,261,783,743 円

#### 3 外貨建資産・負債の換算基準

外貨建長期金銭債権・債務については、先物為替予約が付されているものについては確定している円貨額を付しており、またノンエクステンジ取引に係るものについては基準外国為替相場に基づく円貨額を付している。

#### 4 引当金の計上基準

##### 貸倒等引当金

##### 国際金融等勘定

貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、国際協力銀行法施行令第 8 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、当該事業年度末貸付金残高（貸付受入金残高を控除）の 3/1000 の範囲内で計上しており、本年度の計上率は 3.0/1000、計上額は 20,846,159,117 円である。また、債務救済方式の見直しに伴う債権放棄に備えるため、同項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、国際通貨基金及び国際開発協会により平成 14 年度末までに重債務貧困国措置を講じる必要がある旨の決定がされていない重債務貧困国に対する当該措置の対象となる可能性がある債権ごとの当該事業年度末における残高の合計額のうち本年度の計上額として 2,086,472,658 円を計上している。また、公的債務の繰延べ交渉を行う債権国会議（パリ・クラブ）において合意された債務負担軽減措置にかかる特定貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、同項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、当該事業年度末対象債権残高にそれぞれの債務国について適用される債務削減率を乗じて計算した額の合計額以内の金額で計上しており、本年度の計上額は 17,952,769,859 円である。

##### 海外経済協力勘定

貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、国際協力銀行法施行令第 8 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、国際協力銀行法第 23 条第 2 項第 1 号に規定する業務に係る貸付金については当該事業年度末貸付金残高（貸付受入金残高を控除）の 15/1000 の範囲内で計上しており、本年度の計上率は 0.1/1000、計上額は 1,126,520,962 円である。また、同法第 23 条第 2 項第 2 号に規定する貸付に係る貸付金については当該事業年度末貸付金残高（貸付受入金残高を控除）の 30/1000 の範囲内で計上しており、本年度の計上率は 30.0/1000、計上額は 95,160,000 円である。また、債務救済方式の見直しに伴う債権放棄に備えるため、同項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、国際通貨基金及び国際開発協会により平成 14 年度末までに重債務貧困国措置を講じる必要がある旨の決定がされていない重債務貧困国に対する当該措置の対象となる可能性がある債権ごとの当該事業年度末における残高の合計額以内の額で計上しており、本年度の計上額は 363,303,734,601 円である。また、出資金の損失に備えるため、同項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、同法第 23 条第 2 項第 2 号に規定する出資に係る法人等の前事業年度における未処理損失を当該法人等の資本金で除した割合を当該事業年度末対象出資金残高毎に乗じて計算した額の合

計額以内の額で計上しており、本年度の計上額は29,211,685,702円である。

5 その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

(2) 繰延勘定の処理方法

債券発行費

国際協力銀行法施行令第8条第4項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、債券の平均年限に相当する期間内で均等償却しているものを除き、債券の発行後3年以内で均等償却している。

(3) 債券発行差額の償却基準

国際協力銀行法施行令第8条第4項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、債券の平均年限に相当する期間(5、10又は15年間)内で均等償却している。

(4) 延滞債権額

国際金融等勘定

貸付金のうち、延滞債権額(弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高)は、91,351,550,897円となっている。

なお、平成20年度末までに公的債務の繰延べ交渉を行う債権国会議(パリ・クラブ)において返済繰延べの合意がなされている4,533,085,810円については除外している。

海外経済協力勘定

貸付金のうち、延滞債権額(弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高)は、329,361,988,817円となっている。

なお、平成20年度末までに公的債務の繰延べ交渉を行う債権国会議(パリ・クラブ)において返済繰延べの合意がなされている8,617,032,000円、及び我が国政府の決定により放棄されることが予定されている債権48,008,804,592円については除外している。

(5) 準備金及び積立金の積立額

平成20年度において積み立てた国際金融等勘定準備金の額は28,830,304,560円であり、この額は国際協力銀行法第44条第1項の規定により計算されている。

平成20年度において積み立てた海外経済協力勘定積立金の額は182,333,373,152円であり、この額は国際協力銀行法第44条第2項の規定により計算されている。

(6) 債券の信託型デット・アサンプション契約(債務履行引受契約)に係る偶発債務

下記の債券については、銀行等との間に締結した債券の信託型デット・アサンプション契約(債務履行引受契約)に基づき債務を譲渡している。従って、同債券に係る譲渡債務と同契約による支払金額を相殺消去しているが、同債券の債権者に対する当行の債券償還義務は債券償還時まで存続する。

第11回国際協力銀行債券 50,000,000,000円

6 重要な会計方針の変更

本年度から、会社法(平成17年法律第86号)の施行に伴い改訂された特殊法人等会計処理基準を適用している。

国際金融等勘定

1 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法によっている。

## 2 動産不動産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物を除く営業用建物動産は定率法、その他は定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

動産不動産 14,627,595,144 円

## 3 外貨建資産・負債の換算基準

外貨建長期金銭債権・債務については、先物為替予約が付されているものについては確定している円貨額を付しており、またノンエクスチェンジ取引に係るものについては基準外国為替相場に基づく円貨額を付している。

## 4 引当金の計上基準

### 貸倒等引当金

貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、国際協力銀行法施行令第 8 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めるところにより、当該事業年度末貸付金残高（貸付受入金残高を控除）の 3/1000 の範囲内で計上しており、本年度の計上率は 3.0/1000、計上額は 20,846,159,117 円である。また、債務救済方式の見直しに伴う債権放棄に備えるため、同項の規定に基づき、財務大臣が別に定めるところにより、国際通貨基金及び国際開発協会により平成 14 年度末までに重債務貧困国措置を講じる必要がある旨の決定がされていない重債務貧困国に対する当該措置の対象となる可能性がある債権ごとの当該事業年度末における残高の合計額のうち本年度の計上額として 2,086,472,658 円を計上している。また、公的債務の繰延べ交渉を行う債権国会議（パリ・クラブ）において合意された債務負担軽減措置にかかる特定貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、同項の規定に基づき、財務大臣が別に定めるところにより、当該事業年度末対象債権残高にそれぞれの債務国について適用される債務削減率を乗じて計算した額の合計額以内の金額で計上しており、本年度の計上額は 17,952,769,859 円である。

## 5 その他財務諸表作成のための重要な事項

### （1）消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

### （2）繰延勘定の処理方法

#### 債券発行費

国際協力銀行法施行令第 8 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めるところにより、債券の平均年限に相当する期間内で均等償却しているものを除き、債券の発行後 3 年以内で均等償却している。

### （3）債券発行差額の償却基準

国際協力銀行法施行令第 8 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めるところにより、債券の平均年限に相当する期間（5、10 又は 15 年間）内で均等償却している。

### （4）延滞債権額

貸付金のうち、延滞債権額（弁済期限を 6 箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高額は）、91,351,550,897 円となっている。

なお、平成 20 年度末までに公的債務の繰延べ交渉を行う債権国会議（パリ・クラブ）において返済繰延べの合意がなされている 4,533,085,810 円については除外している。

### （5）準備金積立額

平成 20 年度において積み立てた国際金融等勘定準備金の額は 28,830,304,560 円であり、この額は国際協力銀行法第 44 条第 1 項の規定により計算されている。

(6) 債券の信託型デット・アサンプション契約(債務履行引受契約)に係る偶発債務

下記の債券については、銀行等との間に締結した債券の信託型デット・アサンプション契約(債務履行引受契約)に基づき債務を譲渡している。従って、同債券に係る譲渡債務と同契約による支払金額を相殺消去しているが、同債券の債権者に対する当行の債券償還義務は債券償還時まで存続する。

第11回国際協力銀行債券 50,000,000,000円

6 重要な会計方針の変更

本年度から、会社法の施行に伴い改訂された特殊法人等会計処理基準を適用している。

海外経済協力勘定

1 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法によっている。

2 動産不動産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、平成10年4月1日以後に取得した建物を除く営業用建物動産は定率法、その他は定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

動産不動産 4,634,188,599円

3 引当金の計上基準

貸倒等引当金

貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、国際協力銀行法施行令第8条第4項の規定に基づき、財務大臣が別に定めるところにより、国際協力銀行法第23条第2項第1号に規定する業務に係る貸付金については当該事業年度末貸付金残高(貸付受入金残高を控除)の15/1000の範囲内で計上しており、本年度の計上率は0.1/1000、計上額は1,126,520,962円である。また、同法第23条第2項第2号に規定する貸付に係る貸付金については当該事業年度末貸付金残高(貸付受入金残高を控除)の30/1000の範囲内で計上しており、本年度の計上率は30.0/1000、計上額は95,160,000円である。また、債務救済方式の見直しに伴う債権放棄に備えるため、同項の規定に基づき、財務大臣が別に定めるところにより、国際通貨基金及び国際開発協会により平成14年度末までに重債務貧困国措置を講じる必要がある旨の決定がされていない重債務貧困国に対する当該措置の対象となる可能性がある債権ごとの当該事業年度末における残高の合計額以内の額で計上しており、本年度の計上額は363,303,734,601円である。また、出資金の損失に備えるため、同項の規定に基づき、財務大臣が別に定めるところにより、同法第23条第2項第2号に規定する出資に係る法人等の前事業年度における未処理損失を当該法人等の資本金で除した割合を当該事業年度末対象出資金残高毎に乗じて計算した額の合計額以内の額で計上しており、本年度の計上額は29,211,685,702円である。

4 その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

(2) 延滞債権額

貸付金のうち、延滞債権額(弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高額は)、329,361,988,817円となっている。

なお、平成20年度末までに公的債務の繰延べ交渉を行う債権国会議(パリ・クラブ)において返済繰延への合意がなされている8,617,032,000円、及び我が国政府の決定により放棄されることが予定されている債権

48,008,804,592 円 については除外している。

(3) 積立金積立額

平成 20 年度において積み立てた海外経済協力勘定積立金の額は 182,333,373,152 円であり、この額は国際協力銀行法第 44 条第 2 項の規定により計算されている。

5 重要な会計方針の変更

本年度から、会社法の施行に伴い改訂された特殊法人等会計処理基準を適用している。

## 平成20年度 国際協力銀行 財務諸表附属明細書

東京都千代田区大手町一丁目4番1号  
国際協力銀行

## 1 貸付金の明細

## (1) 貸付金残高

## 国際金融等勘定

期別	貸付金		外貨貸付金		金計	対前年同期比指数	当期増減( )高
	貸付金	貸付金	外貨貸付金	外貨貸付金			
平成20年3月末	2,560,202		4,745,609		7,305,811	93.4	517,855
平成20年9月末	2,414,429		4,534,290		6,948,720	95.1	357,092
海外経済協力勘定 (金額単位:百万円)							
期別	貸付金	貸付金	対前年同期比指数	当期増減( )高			
平成20年3月末	11,387,131		100.1	8,515			
平成20年9月末	11,268,382		99.0	118,750			

## (2) 貸付金の当期間における増減

## 国際金融等勘定

期別	種別	前期末残高	当期増加	当期減少高	(うち当期償却高)	当期末残高	
							当期増減( )高
平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで	貸付金	2,951,271	108,578	499,647	( 732 )	2,560,202	
	外貨貸付金	4,872,395	925,446	1,052,232	( - )	4,745,609	
	計	7,823,666	1,034,024	1,551,879	( 732 )	7,305,811	
平成20年4月1日から 平成20年9月30日まで	貸付金	2,560,202	86,696	232,469	( 12,074 )	2,414,429	
	外貨貸付金	4,745,609	623,320	834,639	( - )	4,534,290	
	計	7,305,811	710,016	1,067,108	( 12,074 )	6,948,720	
海外経済協力勘定 (金額単位:百万円)							
期別	種別	前期末残高	当期増加	当期減少高	(うち当期償却高)	当期末残高	
平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで	貸付金	11,378,616	686,816	678,301	( 17,735 )	11,387,131	
	貸付金	11,387,131	319,547	438,297	( 77,051 )	11,268,382	



(3) 貸付金の金融目的別内訳  
国際金融等勘定

2

金融目的	平成20年3月 末		平成20年9月 末	
	口数	貸付金残高	口数	貸付金残高
輸出	331	1,118,181	322	1,038,497
輸入	198	617,767	177	639,000
投資	963	3,900,966	884	3,753,746
事業開業等金融	164	1,668,897	156	1,517,476
計	1,656	7,305,811	1,539	6,948,720
海外経済協力勘定				
金融目的	平成20年3月 末		平成20年9月 末	
	口数	貸付金残高	口数	貸付金残高
借入	1,934	11,383,731	1,905	11,265,210
海外投資	2	3,400	2	3,172
計	1,936	11,387,131	1,907	11,268,382

(金額単位:百万円、口数単位:一口、構成比率:%)

(金額単位:百万円、口数単位:一口、構成比率:%)

2. 資金供給業務としての出資金の明細(出資比率が100分の20以上のもの)

(1) 出資金残高

国際金融等助定

期別	出資先	1口あたりの額	持口数	取得価額	1口あたりの額・ドル・持口数	出資比率・%
平成20年3月末	-	-	-	-	-	-
平成20年9月末	-	-	-	-	-	-

海外経済協力助定

期別	出資先	1株あたりの額	持株数	取得価額	1株あたりの額・円・持株数	出資比率・%
平成20年3月末	日本アサヒ	100,000	115,504	11,550	11,550	38.4
	日本アサヒ	500	99,985,000	49,993	49,993	50.0
	日本アサヒ	500	9,550,800	4,775	4,775	20.0
	日本アサヒ	500	51,520,000	25,760	25,760	44.9
	日本アサヒ	500	1,386,000	693	693	30.0
	カワチ	10,000	2,107,500	21,075	21,075	37.1
	カワチ	50,000	46,606	2,330	2,330	46.4
	大連工業	50,000	13,000	650	650	40.6
	スエーデン	50,000	114,032	5,702	5,702	42.7
	平成20年9月末	日本アサヒ	100,000	115,504	11,550	11,550
日本アサヒ		500	99,985,000	49,993	49,993	50.0
日本アサヒ		500	9,550,800	4,775	4,775	20.0
日本アサヒ		500	51,520,000	25,760	25,760	44.9
日本アサヒ		500	1,386,000	693	693	30.0
カワチ		10,000	2,107,500	21,075	21,075	37.1
カワチ		50,000	46,606	2,330	2,330	46.4
大連工業		50,000	13,000	650	650	40.6
スエーデン		50,000	114,032	5,702	5,702	42.7

期別	出資先	1口あたりの額	持口数	取得価額	1口あたりの額・円・持口数	出資比率・%
平成20年3月末	国際連合大学信託基金	-	-	145	145	100.0
平成20年9月末	国際連合大学信託基金	-	-	151	151	100.0

期別	出資先	1株あたりの額	持株数	取得価額	1株あたりの額・ドル・持株数	出資比率・%
平成20年3月末	タイリカバリーファンド	1	12,500	101	101	25.0
平成20年9月末	タイリカバリーファンド	1	12,500	101	101	25.0

期別	出資先	1口あたりの額	持口数	取得価額	1口あたりの額・円・持口数	出資比率・%
平成20年3月末	キシコ環境基金	1,000,000	8	728	728	28.6
平成20年9月末	キシコ環境基金	1,000,000	8	728	728	28.6

期別	出資先	1口あたりの額	持口数	取得価額	1口あたりの額・円・持口数	出資比率・%
平成20年3月末	地方企業育成基金	5,000	30,500	472	472	22.7
平成20年9月末	地方企業育成基金	5,000	30,500	472	472	22.7

(2) 出資金の当期間における増減  
国際金融等勘定

4

(金額単位:百万円)

期別	種類	前期末残高	当期増加	当期減少	(うち当期償却高)	当期末残高
平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで	外貨出資金	-	-	-	(-)	-
平成20年4月1日から 平成20年9月30日まで	外貨出資金	-	-	-	(-)	-

海外経済協力勘定

(金額単位:百万円)

期別	種類	前期末残高	当期増加	当期減少	(うち当期償却高)	当期末残高
平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで	株式出資金	126,788	-	4,260	(-)	122,528
	出資金	113	32	-	(-)	145
	外貨株式出資金	278	-	177	(-)	101
	外貨出資金	1,578	-	379	(-)	1,199
	計	128,757	32	4,816	(-)	123,974
平成20年4月1日から 平成20年9月30日まで	株式出資金	122,528	-	-	(-)	122,528
	出資金	145	6	-	(-)	151
	外貨株式出資金	101	-	-	(-)	101
	外貨出資金	1,199	-	-	(-)	1,199
	計	123,974	6	-	(-)	123,980

3 支払承諾及び支払承諾見返(国際金融等勘定)

(金額単位:百万円、口数単位:一口)

期別	前期末残高		当期増加	当期減少	当期末残高	
	口数	金額			口数	金額
平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで	590	1,492,439	389,037	264,002	633	1,617,474
平成20年4月1日から 平成20年9月30日まで	633	1,617,474	158,412	186,263	632	1,589,622

4 営業用土地建物動産の取得及び処分並びに減価償却費の明細

(金額単位:百万円)

区分	前期末残高	当期取得高	当期処分高	当期償却高	当期末残高	減価償却累計額
土地	12,551	-	-	-	12,551	-
建物	8,018	85	127	143	7,834	7,954
什器	4,446	425	120	374	4,378	11,060
一括償却資産	27	46	0	17	56	247
計	25,043	557	246	535	24,818	19,262

5 長期借入金の明細

5

(1) 国際金融等勘定 (金額単位: 百万円)

期別	種別	前期末残高	当期増加高	当期減少高	当期末残高
平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで	財政融資資金借入金	4,342,505	345,600	1,038,702	3,649,403
	旧簡易生命保険資金借入金	37,518	-	21,438	16,080
	計	4,380,023	345,600	1,060,140	3,665,483
平成20年4月1日から 平成20年9月30日まで	財政融資資金借入金	3,649,403	256,700	473,615	3,432,488
	旧簡易生命保険資金借入金	16,080	-	6,484	9,596
	計	3,665,483	256,700	480,099	3,442,084

(2) 海外経済協力勘定 (金額単位: 百万円)

期別	種別	前期末残高	当期増加高	当期減少高	当期末残高
平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで	財政融資資金借入金	3,687,708	101,600	482,604	3,306,704
	旧簡易生命保険資金借入金	27,095	-	27,095	-
	計	3,714,803	101,600	509,699	3,306,704
平成20年4月1日から 平成20年9月30日まで	財政融資資金借入金	3,306,704	24,500	216,942	3,114,262

## 6 債券の明細

## (1) 国際金融等勘定

期別	銘柄	発行年月日	前年度末残高	当期増加高		当期減少高		当期末残高
				発行	換算レト差	償還	換算レト差	
	政府保証付債券第37次債	H8.5.15	34,243,902,439	0	0	34,243,902,439	0	0
	政府保証付債券第40次債	H9.6.5	40,770,101,923	0	0	0	0	40,770,101,923
	政府保証付債券第42次債	H9.12.10	67,688,747,468	0	1,157,072,606	68,845,820,074	0	0
	政府保証付債券第1次債	H11.11.4	117,000,000,000	0	0	0	0	117,000,000,000
	政府保証付債券第4次債	H15.3.5	58,981,683,852	0	0	58,981,683,852	0	0
	政府保証付債券第5次債	H15.7.29	66,227,850,000	0	0	0	0	66,227,850,000
	政府保証付債券第6次債	H15.12.2	68,731,650,000	0	0	0	0	68,731,650,000
	政府保証付債券第7次債	H16.6.10	106,704,000,000	0	0	0	0	106,704,000,000
	政府保証付債券第8次債	H16.12.13	58,500,000,000	0	0	0	0	58,500,000,000
	政府保証付債券第9次債	H17.3.10	87,750,000,000	0	0	0	0	87,750,000,000
	政府保証付債券第10次債	H17.6.22	87,750,000,000	0	0	0	0	87,750,000,000
	政府保証付債券第11次債	H17.9.7	9,369,000,000	0	1,791,000,000	0	0	11,160,000,000
	政府保証付債券第12次債	H17.11.25	117,000,000,000	0	0	0	0	117,000,000,000
	政府保証付債券第13次債	H18.3.23	76,050,000,000	0	0	0	0	76,050,000,000
	政府保証付債券第14次債	H19.3.22	87,750,000,000	0	0	0	0	87,750,000,000
	政府保証付債券第15次債	H19.11.26	0	119,000,000,000	0	0	2,000,000,000	117,000,000,000
	政府保証付債券第16次債	H20.3.25	0	58,500,000,000	0	0	0	58,500,000,000
	財投機関債第2回債	H13.10.30	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第4回債	H14.4.23	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第6回債	H14.9.26	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第8回債	H15.5.29	60,000,000,000	0	0	0	0	60,000,000,000
	財投機関債第10回債	H16.2.6	70,000,000,000	0	0	0	0	70,000,000,000
	財投機関債第12回債	H16.5.12	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第13回債	H16.5.28	20,000,000,000	0	0	0	0	20,000,000,000
	財投機関債第14回債	H16.9.8	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第15回債	H16.9.8	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第16回債	H16.9.8	20,000,000,000	0	0	0	0	20,000,000,000
	財投機関債第17回債	H17.5.13	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第18回債	H17.5.13	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第19回債	H17.5.13	20,000,000,000	0	0	0	0	20,000,000,000
	財投機関債第20回債	H17.10.21	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第21回債	H17.10.21	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第22回債	H18.3.14	20,000,000,000	0	0	0	0	20,000,000,000
	財投機関債第23回債	H18.3.14	20,000,000,000	0	0	0	0	20,000,000,000
	財投機関債第24回債	H18.5.11	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第25回債	H18.5.11	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第26回債	H19.5.28	0	50,000,000,000	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第27回債	H19.5.28	0	50,000,000,000	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第28回債	H19.11.2	0	50,000,000,000	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第29回債	H19.11.2	0	50,000,000,000	0	0	0	50,000,000,000
	計		1,914,516,935,682	377,500,000,000	2,948,072,606	162,071,406,365	2,000,000,000	2,130,893,601,923

(金額単位:円)

期別	銘柄	発行年月日	前年度末残高	当期増加高		当期減少高		当期末残高
				発行	換算レ-ト差等	償還	換算レ-ト差	
	政府保証付債券第40次債	H9.6.5	40,770,101,923	0	0	40,770,101,923	0	0
	政府保証付債券第1次債	H11.11.4	117,000,000,000	0	0	0	11,000,000,000	106,000,000,000
	政府保証付債券第5次債	H15.7.29	66,227,850,000	0	0	60,001,300,000	6,226,550,000	0
	政府保証付債券第6次債	H15.12.2	68,731,650,000	0	0	0	6,461,950,000	62,269,700,000
	政府保証付債券第7次債	H16.6.10	106,704,000,000	0	0	0	10,032,000,000	96,672,000,000
	政府保証付債券第8次債	H16.12.13	58,500,000,000	0	0	0	5,500,000,000	53,000,000,000
	政府保証付債券第9次債	H17.3.10	87,750,000,000	0	0	0	8,250,000,000	79,500,000,000
	政府保証付債券第10次債	H17.6.22	87,750,000,000	0	0	0	8,250,000,000	79,500,000,000
	政府保証付債券第11次債	H17.9.7	11,160,000,000	0	0	0	921,000,000	10,239,000,000
	政府保証付債券第12次債	H17.11.25	117,000,000,000	0	0	0	11,000,000,000	106,000,000,000
	政府保証付債券第13次債	H18.3.23	76,050,000,000	0	0	0	7,150,000,000	68,900,000,000
	政府保証付債券第14次債	H19.3.22	87,750,000,000	0	0	0	8,250,000,000	79,500,000,000
	政府保証付債券第15次債	H19.11.26	117,000,000,000	0	0	0	11,000,000,000	106,000,000,000
	政府保証付債券第16次債	H20.3.25	58,500,000,000	0	0	0	5,500,000,000	53,000,000,000
	政府保証付債券第17次債	H20.6.18	0	175,500,000,000	0	0	16,500,000,000	159,000,000,000
	財投機関債第2回債	H13.10.30	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第4回債	H14.4.23	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第6回債	H14.9.26	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第8回債	H15.5.29	60,000,000,000	0	0	0	0	60,000,000,000
	財投機関債第9回債	H16.2.6	0	50,000,000,000	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第10回債	H16.2.6	70,000,000,000	0	0	0	0	70,000,000,000
	財投機関債第12回債	H16.5.12	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第13回債	H16.5.28	20,000,000,000	0	0	0	0	20,000,000,000
	財投機関債第14回債	H16.9.8	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第15回債	H16.9.8	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第16回債	H16.9.8	20,000,000,000	0	0	0	0	20,000,000,000
	財投機関債第17回債	H17.5.13	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第18回債	H17.5.13	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第19回債	H17.5.13	20,000,000,000	0	0	0	0	20,000,000,000
	財投機関債第20回債	H17.10.21	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第21回債	H17.10.21	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第22回債	H18.3.14	20,000,000,000	0	0	0	0	20,000,000,000
	財投機関債第23回債	H18.3.14	20,000,000,000	0	0	0	0	20,000,000,000
	財投機関債第24回債	H18.5.11	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第25回債	H18.5.11	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第26回債	H19.5.28	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第27回債	H19.5.28	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第28回債	H19.11.2	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第29回債	H19.11.2	50,000,000,000	0	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第30回債	H20.5.29	0	50,000,000,000	0	0	0	50,000,000,000
	財投機関債第31回債	H20.6.27	0	20,000,000,000	0	0	0	20,000,000,000
	計		2,130,893,601,923	50,000,000,000	50,000,000,000	100,771,401,923	116,041,500,000	2,209,580,700,000

(注) 下記の債券については、銀行等との間に締結した債券の信託型デット・アサンプション契約(債務履行引受契約)に基づき債務を譲渡している。従って、同債券に係る譲渡債務と同契約による支払金額を相殺消去しているが、同債券の債権者に対する本行の債券償還義務は債券償還時まで存続する。

銘柄	
第111回国際協力銀行債券	譲渡金額 50,000,000,000

期別	銘柄	発行年月日	前期末残高	当期増加高		当期減少高		(金額単位:円) 当期末残高
				発行	償還	償還		
平成19年4月1日から	-	-	-	-	-	-	-	-
平成20年3月31日まで	-	計	-	-	-	-	-	-
平成20年4月1日から	-	-	-	-	-	-	-	-
平成20年9月30日まで	-	計	-	-	-	-	-	-

#### 7 政府出資

(1) 産業投資特別会計からの出資額		(金額単位:百万円)	
区分	前期末残高	当期末残高	当期増減( )高
国際金融等勘定資本金	985,500	1,005,500	20,000 国際協力銀行法第5条に基づく産業投資特別会計からの出資金
(2) 一般会計からの出資額		(金額単位:百万円)	
区分	前期末残高	当期末残高	当期増減( )高
海外経済協力勘定資本金	7,390,572	7,456,772	66,200 国際協力銀行法第5条に基づく一般会計からの出資金

#### 8 貸倒等引当金、準備金及び積立金

(1) 国際金融等勘定		(金額単位:百万円)	
区分	前期末残高	当期末残高	当期増減( )高
貸倒引当金	21,917	20,846	1,071 平成11年大蔵省告示第293号に基づく引当金
特定海外債権引当勘定	31,653	20,039	11,614 同上
準備金	780,375	809,206	28,830 国際協力銀行法第44条に基づく準備金
(2) 海外経済協力勘定		(金額単位:百万円)	
区分	前期末残高	当期末残高	当期増減( )高
貸倒引当金	1,240	1,222	19 平成11年大蔵省告示第293号に基づく引当金
特定海外債権引当勘定	363,304	363,304	- 同上
出資損失引当金	28,901	29,212	310 同上
積立金	305,464	487,798	182,333 国際協力銀行法第44条に基づく積立金

## 9 その他主な資産及び負債の明細

## (1) 有価証券

国際金融等勘定 (金額単位:百万円)					
区分	前期末残高	当期末残高	当期増減( )高	摘	要
外国債券	6,900	5,404	1,496		
国債	-	-	-		
計	6,900	5,404	1,496		

## 海外経済協力勘定 (金額単位:百万円)

区分	前期末残高	当期末残高	当期増減( )高	摘	要
国債	-	-	-		

## (2) 現金及び預金

## 国際金融等勘定

(金額単位:百万円)					
区分	前期末残高	当期末残高	当期増減( )高	摘	要
現金	0	0	0		
預け金	166,116	86,259	79,857		
外貨預け金	158,053	158,041	11		
計	324,170	244,301	79,869		

## 海外経済協力勘定 (金額単位:百万円)

区分	前期末残高	当期末残高	当期増減( )高	摘	要
現金	0	-	0		
預け金	1,529	3,973	2,445		
計	1,529	3,973	2,444		

## (3) 未収金

(金額単位:百万円)					
区分	前期末残高	当期末残高	当期増減( )高	摘	要
未収金	-	-	-		



(4) 未収収益  
国際金融等勘定 (金額単位:百万円)

区分	前期末残高	当期末残高	当期増減( )高	摘要
未収貸付金利息	69,182	52,974	16,208	
未収受入雑利息	5,745	14,789	9,044	
計	74,927	67,763	7,164	

海外経済協力勘定 (金額単位:百万円)

区分	前期末残高	当期末残高	当期増減( )高	摘要
未収貸付金利息	61,768	60,744	1,024	

(5) 雑勘定(資産) (金額単位:百万円)

区分	前期末残高	当期末残高	当期増減( )高	摘要
仮払金	948	908	40	
前払金	5,887	1,587	4,300	
前払費用	223	350	127	
概算納付金	20,662	3,504	17,158	
為替換算調整	-	229,306	229,306	
その他雑勘定	581	50,910	50,329	
計	28,301	286,564	258,263	

(6) 動産不動産 (金額単位:百万円)

区分	前期末残高	当期末残高	当期増減( )高	摘要
営業用土地建物動産	25,043	24,818	225	
建設仮払金	36	171	134	
計	25,079	24,989	90	

(7) 繰延勘定  
国際金融等勘定 (金額単位:百万円)

区分	前期末残高	当期末残高	当期増減( )高	摘要
債券発行差金	2,604	-	2,604	
債券発行費	813	826	13	
計	3,417	826	2,591	

海外経済協力勘定 (金額単位:百万円)

区分	前期末残高	当期末残高	当期増減( )高	摘要
債券発行差金	-	-	-	

## (8) 受取手形 / 売掛金

(金額単位:百万円)					
区分	前期末残高	当期末残高	当期増減( )高	摘	要
受取手形	-	-	-		
売掛金	-	-	-		

## (9) 短期借入金

(金額単位:百万円)					
区分	前期末残高	当期末残高	当期増減( )高	摘	要
短期借入金	-	-	-		

## (10) 未払費用

(金額単位:百万円)					
国際金融等勘定					
区分	前期末残高	当期末残高	当期増減( )高	摘	要
未払借入金利息	10,302	9,398	904		
(未払財政融資資金借入金利息)	10,300	9,397	903		
(未払旧簡易生命保険資金借入金利息)	2	1	1		
未払債券利息	24,304	24,951	647		
未払支払雑利息	24,535	13,579	10,956		
その他未払費用	82	62	20		
計	59,223	47,990	11,233		

## 海外経済協力勘定

(金額単位:百万円)					
区分	前期末残高	当期末残高	当期増減( )高	摘	要
未払借入金利息	13,589	13,299	290		
(未払財政融資資金借入金利息)	13,589	13,299	290		
(未払旧簡易生命保険資金借入金利息)	-	-	-		
未払債券利息	-	-	-		
その他未払費用	-	-	-		
計	13,589	13,299	290		

## (11) 雑勘定(負債)

		(金額単位:百万円)			
区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減( )高	摘 要	
仮受金	1,811	2,108	297		
前受収益	6,395	6,068	327		
債券未払金	3	2	0		
為替換算調整未払金	21,533	-	21,533		
計	29,742	8,178	21,564		

## (12) 支払手形 / 買掛金

		(金額単位:百万円)			
区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減( )高	摘 要	
支払手形	-	-	-		
買掛金	-	-	-		

10 主な費用及び収益  
別紙参照11 国際協力銀行法施行規則第2条第5号において規定される子会社及び関連会社、並びに同条第6号八において規定される関連公益法人等  
該当なし

別紙

1 国際金融等勘定  
 (1) 収益(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで) (単位:百万円)

科 目	金 額	明 細
経 常 収 入	182,782	
貸 付 金 利 益	113,709	
貸 付 金 利 息	28,249	
外 貨 貸 付 金 利 息	85,460	貸付金の利息
保 有 価 値 証 券 利 益	2,601	外貨貸付金にかかる保証料
外 国 債 券 利 息	81	外国債券の利息
預 け 金 利 息	2,319	預け金の利息
受 入 手 数 利 益	9,097	スワップ契約に基づき受入れた利息相当部分等
受 入 手 数 利 益	487	バンクローン等の承諾済未貸付額にかかる約定手数料
外 国 為 替 益	58	外貨建債権額および外貨建債務額の評価による利益金等
雑 益	860	労働保険料被保険者負担金等
貸 倒 等 引 当 金 戻 入	53,570	貸倒等引当金の組戻益
貸 倒 等 引 当 金 戻 入	21,917	
特 定 海 外 債 権 引 当 勘 定 戻 入	31,653	
計	182,782	

国庫補助金等 : 該当なし

(単位:百万円)

(2)費用(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)

経借	科目	金額	明細
借	常	161,638	
	入金	25,624	
	財政融資資金借入金利息	25,431	財政融資資金借入金の利息
	旧簡易生命保険資金借入金利息	166	旧簡易生命保険資金借入金の利息
	外貨民間借入金利息	26	外貨民間借入金利息
	債券	31,404	債券の利息
	支払	33,210	
	雑務	9,950	内訳は以下の通りである。
			役員給 60
			職員給 1,399
			諸手当・福利費その他 1,897
			旅費 591
			業務諸費 5,655
			交際費 0
			債権保全費 18
			税金 206
			債券発行諸費 125
			営業用建物および什器にかかる減価償却額
動産	不動産減価償却	377	
支外	払国付	778	
貸債	手為金行	6,864	
雑貸	債券発行	12,074	
	倒等引当	360	
	倒引当	112	
	貸倒引当	40,885	
	特定海外債権引当	20,846	
	年度利益	20,039	
当	計	21,144	
		182,782	

関連公益法人への出捐 : 該当なし

2 海外経済協力勘定

(1) 収益(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)

(単位:百万円)

科目	金額	明細
経常		
貸付金	517,459	貸付金の利息
受取配当金	112,285	出資にかかるとる配当金
一般受け入れ	4,337	預け金の利息
受取金	6,750	貸付手数料
預受金	134	労働保険料被保険者負担金等
受取金	0	貸倒等引当金の組戻益
受取金	219	
雑貸	288	
倒等引当金	393,445	
貸倒引当金	1,240	
特定海外債権引当金	363,304	
出資損失引当金	28,901	
計	517,459	

国庫補助金等の明細

(単位:百万円)

補助金等の名称	金額	国の会計区分	損益計算書上の科目名
国際協力銀行交付金	6,750	一般会計	一般会計より受入

(2)費用(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで) (単位:百万円)

科目	金額	明細
経借 常 入 金 費 利 用 借 財 政 融 資 借 入 金 利 息 民 間 借 入 金 利 息 事 務 費	507,653 28,925 28,923 2 6,006	財政融資資金借入金の利息 民間借入金の利息 内訳は以下の通りである。 役員給 37 職員給 857 諸手当・福利費その他 1,162 旅費 358 業務諸費 3,466 交際費 0 税金 126 営業用建物および什器にかかる減価償却額
動 産 不 動 産 減 価 償 却 費 支 払 手 為 金	158 1,651	
外 債 国 付	1	
貸 倒 等 引 当 金 繰 入 金	77,051	
貸 倒 引 当 金 繰 入 金	124	
特 定 海 外 債 権 引 当 金 繰 入 金	393,737	営業用土地建物動産の帳簿価額と処分価額との差額等 国際協力銀行法施行令第8条第4項による当年度貸倒等引当金繰入額
出 資 損 失 引 当 金 繰 入 金	1,222	
年 度 利 益	363,304	
当 計	29,212	
	9,806	
	517,459	

関連公益法人への出捐 : 該当なし

### 3. 旧国際協力銀行財務諸表（民間会計基準準拠）

#### 1. 財務諸表の作成方法について

旧 JBIC の財務諸表（民間の会計基準に準拠して作成した財務諸表）は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」といいます。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）に準拠しております。ただし、第 8 期事業年度（自平成 18 年 4 月 1 日 至平成 19 年 3 月 31 日）は改正前の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、第 9 期事業年度（自平成 19 年 4 月 1 日 至平成 20 年 3 月 31 日）は改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

#### 2. 株主資本等変動計算書の作成について

第 8 期事業年度（自平成 18 年 4 月 1 日 至平成 19 年 3 月 31 日）は株主資本等変動計算書の作成初年度であるため、前事業年度との対比は行っておりません。

#### 3. 監査証明について

旧 JBIC は、第 8 期事業年度（自平成 18 年 4 月 1 日 至平成 19 年 3 月 31 日）の財務諸表について、証券取引法第 193 条の 2 の規定に準じて、また、第 9 期事業年度（自平成 19 年 4 月 1 日 至平成 20 年 3 月 31 日）の財務諸表について、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に準じて、新日本監査法人による監査を受けており、その監査報告書は、財務諸表の直前に掲げております。

#### 4. 連結財務諸表について

旧 JBIC は、子会社を有していないため連結財務諸表は作成しておりません。

#### 5. 当機構が承継しない勘定に係る財務諸表の記載について

旧 JBIC の 2 勘定のうち、当機構が承継したのは海外経済協力勘定のみですが、本「3. 旧国際協力銀行財務諸表（民間会計基準準拠）」においては、当機構が承継していない旧 JBIC の国際金融等勘定、及び海外経済協力勘定と国際金融等勘定とを合算した旧 JBIC の総括財務諸表についても掲載しております。



## 独立監査人の監査報告書

平成20年12月22日

独立行政法人 国際協力機構

理事長 緒方貞子 殿

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

高尾 幸治 

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

菅原 和信 

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

茂木 哲也 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「財務諸表等（民間会計基準）」に揚げられている国際協力銀行の平成20年4月1日から平成20年9月30日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際協力銀行の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、国際協力銀行は、平成20年10月1日をもって解散し、国際協力銀行の国際金融等業務は株式会社日本政策金融公庫の国際協力銀行業務に、海外経済協力業務は独立行政法人国際協力機構の有償資金協力業務にそれぞれ承継された。

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(資産の部)

(金額単位:百万円)

期 別 科 目	第9期末 (平成20年3月31日)		第10期末 (平成20年9月30日)	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
現 金 預 け 金 現 預 け 金	307,253 <sup>9</sup> 307,244	1.53	247,064 <sup>8</sup> 247,056	1.23
有 株 価 証 券 株 の 他 の 証 券	104,491 102,934 1,557	0.52	114,302 102,934 11,367	0.57
貸 出 金 付 証 書 貸 付 1,2,3,4,5,6,7,9	17,625,525 17,625,525	87.70	17,731,612 17,731,612	88.53
そ の 他 資 産 前 払 費 用 13 未 融 派 生 商 品 益 金 金 算 国 庫 納 付 金 概 算 の 他 の 資 産	698,058 590 121,827 553,945 20,661 1,033	3.47	573,641 480 109,788 458,049 3,503 1,819	2.86
有 形 固 定 資 産 11 建 設 資 産 土 地 地 産 定 資 産 建 設 仮 助 産 そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	24,537 10,925 12,551 - 36 1,024	0.12	24,527 10,588 12,551 80 170 1,137	0.12
無 形 固 定 資 産 ソ フ ト ウ ェ ア 産 リ ー ス 資 産 そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	4,260 3,075 - 1,185	0.02	4,990 4,650 3 337	0.03
債 券 繰 延 資 産 債 券 発 行 費	1,145 1,145	0.00	1,267 1,267	0.01
支 払 承 諾 見 返	1,536,922	7.65	1,577,509	7.88
貸 倒 引 当 金	203,835	1.01	245,805	1.23
資 産 の 部 合 計	20,098,361	100.00	20,029,111	100.00

(負債及び純資産の部)

(金額単位:百万円)

期 別 科 目	第9期末 (平成20年3月31日)		第10期末 (平成20年9月30日)	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
債 券 発 行 券 高 10	2,053,373 2,053,373	10.22	2,212,393 2,212,393	11.05
借 入 金 10	6,972,186 6,972,186	34.69	6,556,346 6,556,346	32.73
そ の 他 負 債 前 払 費 用 未 融 派 生 商 品 益 金 金 算 国 庫 納 付 金 概 算 の 他 の 負 債	58,860 46,777 6,367 1,885 - 1,829	0.28	58,477 48,943 6,051 1,286 87 2,108	0.29
賞 与 引 当 金	1,035	0.00	1,025	0.00
退 職 給 付 引 当 金	17,215	0.09	17,139	0.09
支 払 承 諾	1,536,922	7.65	1,577,509	7.88
負 債 の 部 合 計	10,637,593	52.93	10,422,890	52.04
株 主 資 本 資 本 金 国 際 金 融 等 勘 定 資 本 金 海 外 経 済 協 力 勘 定 資 本 金 利 益 剰 余 金 12 そ の 他 利 益 剰 余 金 国 際 金 融 等 勘 定 準 備 金 海 外 経 済 協 力 勘 定 積 立 金 繰 越 利 益 剰 余 金	9,428,552 8,376,072 985,500 7,390,572 1,052,480 1,052,480 780,375 305,464 33,359	46.91	9,551,985 8,462,272 1,005,500 7,456,772 1,089,712 1,089,712 809,205 487,797 207,290	47.69
評 価 ・ 換 算 差 額 等 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	32,215 32,215	0.16	54,235 54,235	0.27
純 資 産 の 部 合 計	9,460,768	47.07	9,606,220	47.96
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	20,098,361	100.00	20,029,111	100.00

【損益計算書】

(金額単位:百万円)

科目	期別		第9期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		第10期 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
			金額	百分比(%)	金額	百分比(%)
	<b>経常収益</b>		<b>614,015</b>	<b>100.00</b>	<b>240,733</b>	<b>100.00</b>
資金運用収益		587,965		236,891		
貸出金利		561,114		230,262		
有価証券利息配当金		15,014		4,264		
預け金利息		11,836		2,365		
役員取引等収益		11,267		3,548		
その他の役員収益		11,267		3,548		
その他の業務収益		113		165		
金融派生商品収益		113		165		
その他の経常収益		14,670		127		
株式等売却益		14,307		-		
その他の経常収益		362		127		
<b>経常費用</b>		<b>384,492</b>	<b>62.62</b>	<b>178,574</b>	<b>74.18</b>	
資金調達費用		342,088		117,788		
債権利息		63,463		33,844		
借入金利息		132,614		54,548		
金利スワップ支払利息		146,010		29,395		
役員取引等費用		6,013		2,430		
その他の役員費用		6,013		2,430		
その他の業務費用		9,160		1,144		
外国為替売却損		8,324		756		
債券発行費償却		641		255		
その他の業務費用		194		132		
営業経常費用		26,948		15,239		
その他の経常費用		282		41,971		
貸倒引当金繰入額		-		41,970		
株式等償却		282		-		
その他の経常費用		-		1		
<b>経常利益</b>		<b>229,522</b>	<b>37.38</b>	<b>62,159</b>	<b>25.82</b>	
<b>特別利益</b>		<b>45,238</b>	<b>7.37</b>	<b>8,710</b>	<b>3.62</b>	
固定資産処分益		18		18		
貸倒引当金戻入益		23,289		-		
償却債権取立益		1,930		1,941		
政府交付金収入		20,000		6,750		
<b>特別損失</b>		<b>166</b>	<b>0.03</b>	<b>4,807</b>	<b>2.00</b>	
固定資産処分損		166		232		
債務履行引受契約関連損		-		4,575		
<b>当期純利益</b>		<b>274,594</b>	<b>44.72</b>	<b>66,062</b>	<b>27.44</b>	

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(金額単位:百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金			利益剰余金				株主資本 合計	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等 合計	
	国際金融 等勘定 資本金	海外経済 協力勘定 資本金	資本金 合計	その他利益剰余金			利益剰余 金合計				
				国際金融 等勘定 準備金	海外経済 協力勘定 積立金	繰越利益 剰余金					
平成19年3月31日残高	985,500	7,231,508	8,217,008	745,236	166,062	98,273	813,025	9,030,033	1,122	1,122	9,028,911
事業年度中の変動額											
国際金融等勘定 資本金増減	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海外経済協力 勘定資本金増減	-	159,064	159,064	-	-	-	-	159,064	-	-	159,064
国際金融等勘定 準備金繰入	-	-	-	35,139	-	35,139	-	-	-	-	-
国際金融等勘定 国庫納付	-	-	-	-	-	35,139	35,139	35,139	-	-	35,139
海外経済協力 勘定積立金繰入	-	-	-	-	139,401	139,401	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	-	274,594	274,594	274,594	-	-	274,594
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純 額)	-	-	-	-	-	-	-	-	33,338	33,338	33,338
事業年度中の変動額合計	-	159,064	159,064	35,139	139,401	64,914	239,455	398,519	33,338	33,338	431,857
平成20年3月31日残高	985,500	7,390,572	8,376,072	780,375	305,464	33,359	1,052,480	9,428,552	32,215	32,215	9,460,768

(注) 当行は国際協力銀行法(平成11年法律第35号)第44条第5項の規定に基づき、国際協力銀行法施行令(平成11年政令第266号)第8条の規定に基づき計算された国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付しておりますが、国庫への納付については利益金の処分として、会計処理しております。また、国際金融等勘定準備金繰入額は、国際協力銀行法第44条第1項の規定に基づき繰入を行うものであります。また、国際協力銀行法第44条第2項の規定に基づき、海外経済協力勘定積立金に繰入を行っております。

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

(金額単位:百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金			利益剰余金				株主資本 合計	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等 合計	
	国際金融 等勘定 資本金	海外経済 協力勘定 資本金	資本金 合計	その他利益剰余金			利益剰余 金合計				
				国際金融 等勘定 準備金	海外経済 協力勘定 積立金	繰越利益 剰余金					
平成20年3月31日残高	985,500	7,390,572	8,376,072	780,375	305,464	33,359	1,052,480	9,428,552	32,215	32,215	9,460,768
事業年度中の変動額											
国際金融等勘定 資本金増減	20,000	-	20,000	-	-	-	-	20,000	-	-	20,000
海外経済協力 勘定資本金増減	-	66,200	66,200	-	-	-	-	66,200	-	-	66,200
国際金融等勘定 準備金繰入	-	-	-	28,830	-	28,830	-	-	-	-	-
国際金融等勘定 国庫納付	-	-	-	-	-	28,830	28,830	28,830	-	-	28,830
海外経済協力 勘定積立金繰入	-	-	-	-	182,333	182,333	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	-	66,062	66,062	66,062	-	-	66,062
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純 額)	-	-	-	-	-	-	-	-	22,019	22,019	22,019
事業年度中の変動額合計	20,000	66,200	86,200	28,830	182,333	173,931	37,232	123,432	22,019	22,019	145,451
平成20年9月30日残高	1,005,500	7,456,772	8,462,272	809,205	487,797	207,290	1,089,712	9,551,985	54,235	54,235	9,606,220

(注) 当行は国際協力銀行法(平成11年法律第35号)第44条第5項の規定に基づき、国際協力銀行法施行令(平成11年政令第266号)第8条の規定に基づき計算された国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付しておりますが、国庫への納付については利益金の処分として、会計処理しております。また、国際金融等勘定準備金繰入額は、国際協力銀行法第44条第1項の規定に基づき繰入を行うものであります。また、国際協力銀行法第44条第2項の規定に基づき、海外経済協力勘定積立金に繰入を行っております。

## 【キャッシュ・フロー計算書】

(金額単位:百万円)

科 目	期 別	
	第9期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日)
<b>. 営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
当期純利益	274,594	66,062
減価償却費	2,062	1,129
貸倒引当金の増減( )額	29,124	41,970
賞与引当金の増減( )額	7	9
退職給付引当金の増減( )額	1,035	75
資金運用収益	587,965	236,891
資金調達費用	342,088	117,788
有価証券関連損益( )	14,155	73
為替差損益( )	310	653
有形固定資産処分損益( )	148	213
貸出金の純増( )減	1,203,323	106,086
債券の純増減( )	77,719	159,475
借入金の純増減( )	1,122,639	415,840
預け金(日銀預け金を除く)の純増( )減	34,880	2,859
資金運用による収入	604,355	248,704
資金調達による支出	350,242	116,067
その他	563,685	116,952
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>127,285</b>	<b>119,089</b>
<b>. 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	220	10,802
有価証券の売却等による収入	19,701	14
有形固定資産の取得による支出	673	631
無形固定資産の取得による支出	1,786	1,365
有形固定資産の売却による収入	25	16
無形固定資産の売却による収入	-	0
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>17,047</b>	<b>12,767</b>
<b>. 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
政府出資の受入れによる収入	159,064	86,200
国庫納付の支払額	35,681	11,672
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>123,382</b>	<b>74,527</b>
<b>. 現金及び現金同等物に係る換算差額</b>	<b>1</b>	<b>0</b>
<b>. 現金及び現金同等物の増減額</b>	<b>13,143</b>	<b>57,329</b>
<b>. 現金及び現金同等物の期首残高</b>	<b>98,692</b>	<b>111,835</b>
<b>. 現金及び現金同等物の期末残高</b> 1	<b>111,835</b>	<b>54,506</b>

【重要な会計方針】

	第9期 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)	第10期 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券のうち保有しているものは、すべて時価のない「その他有価証券」に分類され、移動平均法による原価法により行っております。	同 左
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同 左
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：38年～50年 動産：2年～20年</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年で均等償却しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：38年～50年 その他：2年～20年</p> <hr/>
	<p>(2) 無形固定資産</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>同 左</p>
	<hr/>	<p>(3) リース資産</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p>

	第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
4. 繰延資産の処理方法	<p>債券発行費は、債券の償還期限までの期間にわたり定額法により償却しております。</p> <p>なお、平成18年3月31日以前に発行した債券に係る債券発行費は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第19号 平成18年8月11日)の経過措置に基づき3年間の均等償却を行っております。</p>	同 左
5. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同 左
6. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,642百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,442百万円であります。</p>



	第9期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第10期 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
	<p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 賞与引当金には、役員に係る引当金が含まれております。</p>	<p>(2) 賞与引当金 同 左</p>
	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：その発生年度に一括して損益処理しております。 また、退職給付引当金には、役員に係る引当金が含まれております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金 同 左</p>
7. リース取引の 処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>
8. ヘッジ会計の 方法	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段----金利スワップ ヘッジ対象----貸出金、借入金、債券 ヘッジ方針 金利リスクをヘッジするため、対象債権・債務の範囲内でヘッジを行っております。 ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワッ</p>	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ 同 左</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同 左</p>

	第9期 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)	第10期 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日)
	<p>ブ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	
9. 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。</p>	同 左
10. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>	同 左

【会計方針の変更】

<p>第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>
<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p> <hr/>	<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。 これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は80百万円、「無形固定資産」中のリース資産は3百万円、「その他負債」中のリース債務は87百万円増加しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>

【重要な後発事象】

<p>第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>
<hr/>	<p>国際協力銀行は、平成20年10月1日をもって解散し、国際協力銀行の国際金融等業務は株式会社日本政策金融公庫の国際協力銀行業務に、海外経済協力業務は独立行政法人国際協力機構の有償資金協力業務にそれぞれ継承されております。</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

第 9 期末 (平成 20 年 3 月 31 日)	第 10 期末 (平成 20 年 9 月 30 日)
<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額は国際金融等勘定 35,877 百万円であり、海外経済協力勘定には該当する債権はありません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立て又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、延滞債権額は国際金融等勘定 109,805 百万円及び海外経済協力勘定 73,367 百万円であります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は国際金融等勘定、海外経済協力勘定ともに該当する債権はありません。</p> <p>なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は国際金融等勘定 42,820 百万円及び海外経済協力勘定 139,647 百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は国際金融等勘定 188,504 百万円及び海外経済協力勘定 213,015 百万円であります。</p> <p>なお、上記1. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務(債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務)の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議(パリクラブ)の場において債務繰延</p>	<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額は国際金融等勘定 35,877 百万円であり、海外経済協力勘定には該当する債権はありません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立て又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、延滞債権額は国際金融等勘定 109,166 百万円及び海外経済協力勘定 73,367 百万円であります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は国際金融等勘定、海外経済協力勘定ともに該当する債権はありません。</p> <p>なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は国際金融等勘定 107,940 百万円及び海外経済協力勘定 668,789 百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は国際金融等勘定 252,985 百万円及び海外経済協力勘定 742,156 百万円であります。</p> <p>なお、上記1. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務(債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務)の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議(パリクラブ)の場において債務繰延</p>

第 9 期末 (平成 20 年 3 月 31 日)	第 10 期末 (平成 20 年 9 月 30 日)
<p>ベ(リスケジュール)が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援(国際協調の枠組みの下での国際収支支援)が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国は I M F (国際通貨基金)との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当行の外国政府等に対する債権のうち、平成 19 年度末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、国際金融等勘定 334,826 百万円、海外経済協力勘定 1,228,905 百万円となっております。</p> <p>かかる債権については、当行の公的債権者としての特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債権については、3 ヶ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上記 4 . に掲げた貸出条件緩和債権額のうち、かかる債権額は、国際金融等勘定 8,806 百万円(うち繰延べ対象元本残高は 5,220 百万円)、海外経済協力勘定 139,647 百万円(うち繰延べ対象元本残高は 63,663 百万円)となっております。</p> <p>7 .平成 16 年 12 月のスマトラ沖大地震及びインド洋津波の被災国に関し、その被害の復旧・復興を支援する観点から、公的債権について被災国から要請がある場合は当面の債務支払猶予(モラトリアム)を認めることにつき、我が国を含む主要債権国は、債権国会議(パリクラブ)で合意しております。具体的には、被災国の期日どおりの債務支払を平成 17 年 12 月 31 日まで期待しないこと及び支払猶予された額につき 1 年間の据置期間を含む 5 年間の支払とすることを主要債権国は表明しており、平成 20 年 3 月末時点で、パリクラブに対しモラトリアムを要請してきた被災国はインドネシア及びスリランカの 2 カ国であります。当該要請のあった被災国に対する債権のうち、平成 20 年 3 月末時点における本措置による支払猶予対象元本残高は、国際金融等勘定 4,922 百万円、海外経済協力勘定 96,645 百万円となっております。</p> <p>本措置に関する債権については、国際的な枠組みの下で、債務者の返済能力には影響がなく、今次災害の被害からの復旧・復興を支援する観点から、一時的に債務の支払を猶予するとの方針にて一致したことに基づき貸出条件の変更を行っていることも踏まえ、上記 1. から 5. に掲げた債権には含めておりません。</p> <p>8 . 担保に供している資産はありません。</p> <p>9 . 当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金使途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内でかつ貸付残高が承</p>	<p>ベ(リスケジュール)が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援(国際協調の枠組みの下での国際収支支援)が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国は I M F (国際通貨基金)との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当行の外国政府等に対する債権のうち、平成 20 年度末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、国際金融等勘定 329,555 百万円、海外経済協力勘定 1,222,583 百万円となっております。</p> <p>かかる債権については、当行の公的債権者としての特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債権については、3 ヶ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上記 4 . に掲げた貸出条件緩和債権額のうち、かかる債権額は、国際金融等勘定 74,571 百万円(うち繰延べ対象元本残高は 71,149 百万円)、海外経済協力勘定 668,789 百万円(うち繰延べ対象元本残高は 528,995 百万円)となっております。</p> <p>7 .平成 16 年 12 月のスマトラ沖大地震及びインド洋津波の被災国に関し、その被害の復旧・復興を支援する観点から、公的債権について被災国から要請がある場合は当面の債務支払猶予(モラトリアム)を認めることにつき、我が国を含む主要債権国は、債権国会議(パリクラブ)で合意しております。具体的には、被災国の期日どおりの債務支払を平成 17 年 12 月 31 日まで期待しないこと及び支払猶予された額につき 1 年間の据置期間を含む 5 年間の支払とすることを主要債権国は表明しており、平成 20 年 9 月末時点で、パリクラブに対しモラトリアムを要請してきた被災国はインドネシア及びスリランカの 2 カ国であります。当該要請のあった被災国に対する債権のうち、平成 20 年 9 月末時点における本措置による支払猶予対象元本残高は、国際金融等勘定 3,700 百万円、海外経済協力勘定 72,484 百万円となっております。</p> <p>本措置に関する債権については、国際的な枠組みの下で、債務者の返済能力には影響がなく、今次災害の被害からの復旧・復興を支援する観点から、一時的に債務の支払を猶予するとの方針にて一致したことに基づき貸出条件の変更を行っていることも踏まえ、上記 1. から 5. に掲げた債権には含めておりません。</p> <p>8 . 同 左</p> <p>9 . 当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金使途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内でかつ貸付残高が承</p>

第 9 期末 (平成 20 年 3 月 31 日)	第 10 期末 (平成 20 年 9 月 30 日)												
<p>諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は 5,086,649 百万円であります。</p> <p>10 . 下記の債券については、銀行等との間に締結した債券の信託型デット・アサンプション契約(債務履行引受契約)に基づき債務を譲渡しております。従って、同債券に係る譲渡債務と同契約による支払金額を相殺消去しておりますが、同債券の債権者に対する当行の債券償還義務は債券償還時まで存続します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">銘 柄</th> <th style="text-align: center;">譲渡金額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 7 回国際協力銀行債券</td> <td style="text-align: center;">60,000</td> </tr> <tr> <td>第 9 回国際協力銀行債券</td> <td style="text-align: center;">50,000</td> </tr> <tr> <td>第 11 回国際協力銀行債券</td> <td style="text-align: center;">50,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>11 . 有形固定資産の減価償却累計額 19,129 百万円</p> <p>12 . 利益剰余金について 当行は国際協力銀行法第 44 条により、国際金融等勘定については準備金を、海外経済協力勘定については積立金を積み立てております。</p> <p>13 . 概算国庫納付について 当行は国際協力銀行法第 44 条により国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付しておりますが、当事業年度中に概算にて国庫に納付した金額については、貸借対照表上においてその他資産として 20,661 百万円を資産計上しております。</p>	銘 柄	譲渡金額(百万円)	第 7 回国際協力銀行債券	60,000	第 9 回国際協力銀行債券	50,000	第 11 回国際協力銀行債券	50,000	<p>諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は 5,207,682 百万円であります。</p> <p>10 . 下記の債券については、銀行等との間に締結した債券の信託型デット・アサンプション契約(債務履行引受契約)に基づき債務を譲渡しております。従って、同債券に係る譲渡債務と同契約による支払金額を相殺消去しておりますが、同債券の債権者に対する当行の債券償還義務は債券償還時まで存続します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">銘 柄</th> <th style="text-align: center;">譲渡金額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 11 回国際協力銀行債券</td> <td style="text-align: center;">50,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>11 . 有形固定資産の減価償却累計額 19,052 百万円</p> <p>12 . 同 左</p> <p>13 . 概算国庫納付について 当行は国際協力銀行法第 44 条により国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付しておりますが、当事業年度中に概算にて国庫に納付した金額については、貸借対照表上においてその他資産として 3,503 百万円を資産計上しております。</p>	銘 柄	譲渡金額(百万円)	第 11 回国際協力銀行債券	50,000
銘 柄	譲渡金額(百万円)												
第 7 回国際協力銀行債券	60,000												
第 9 回国際協力銀行債券	50,000												
第 11 回国際協力銀行債券	50,000												
銘 柄	譲渡金額(百万円)												
第 11 回国際協力銀行債券	50,000												

## (損益計算書関係)

第 9 期 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)	第 10 期 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日)
<p>1. 当行は第 4 期に平成 14 年 12 月 10 日付の政府発表「債務救済方式の見直し」による影響から円借款関連損失(特別損失)を計上しており、日本政府からは当行の財務の健全性を維持するため引き続き遺漏なきを期したいとの方針が表明されております。この方針の下、当事業年度に、円借款関連損失に対応して、政府一般会計より 20,000 百万円の交付金が交付されており、これを政府交付金収入(特別利益)として計上しております。</p> <p style="text-align: center;">_____</p>	<p>1. 当行は第 4 期に平成 14 年 12 月 10 日付の政府発表「債務救済方式の見直し」による影響から円借款関連損失(特別損失)を計上しており、日本政府からは当行の財務の健全性を維持するため引き続き遺漏なきを期したいとの方針が表明されております。この方針の下、当事業年度に、円借款関連損失に対応して、政府一般会計より 6,750 百万円の交付金が交付されており、これを政府交付金収入(特別利益)として計上しております。</p> <p>2. 第 9 回国際協力銀行債券を対象としたデット・アサンプション契約に関連して発生した損失であります。</p>

## (キャッシュ・フロー計算書関係)

第 9 期 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)	第 10 期 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日)												
<p>1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成 20 年 3 月 31 日現在</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">307,253 百万円</td> </tr> <tr> <td>当座預け金(日銀を除く)・ 普通預け金・定期性預け金</td> <td style="text-align: right;">195,418 百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;"><u>111,835 百万円</u></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	307,253 百万円	当座預け金(日銀を除く)・ 普通預け金・定期性預け金	195,418 百万円	現金及び現金同等物	<u>111,835 百万円</u>	<p>1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成 20 年 9 月 30 日現在</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">247,064 百万円</td> </tr> <tr> <td>当座預け金(日銀を除く)・ 普通預け金</td> <td style="text-align: right;">192,558 百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;"><u>54,506 百万円</u></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	247,064 百万円	当座預け金(日銀を除く)・ 普通預け金	192,558 百万円	現金及び現金同等物	<u>54,506 百万円</u>
現金預け金勘定	307,253 百万円												
当座預け金(日銀を除く)・ 普通預け金・定期性預け金	195,418 百万円												
現金及び現金同等物	<u>111,835 百万円</u>												
現金預け金勘定	247,064 百万円												
当座預け金(日銀を除く)・ 普通預け金	192,558 百万円												
現金及び現金同等物	<u>54,506 百万円</u>												

## (リース取引関係)

第 9 期 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)	第 10 期 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日)
—————	1. ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 (ア) 有形固定資産 動産であります。 (イ) 無形固定資産 ソフトウェアであります。 リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」 に記載のとおりであります。
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 動産                            600 百万円 その他                          832 百万円 合計                            1,433 百万円  減価償却累計額相当額 動産                            333 百万円 その他                          516 百万円 合計                            850 百万円  期末残高相当額 動産                            267 百万円 その他                          316 百万円 合計                            583 百万円  ・未経過リース料期末残高相当額 1 年内                            207 百万円 1 年超                            383 百万円 合計                            590 百万円  ・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料                    344 百万円 減価償却費相当額                329 百万円 支払利息相当額                  12 百万円  ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。  ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。  (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。	(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産                  713 百万円 無形固定資産                  951 百万円 合計                            1,665 百万円  減価償却累計額相当額 有形固定資産                  352 百万円 無形固定資産                  552 百万円 合計                            905 百万円  期末残高相当額 有形固定資産                  361 百万円 無形固定資産                  398 百万円 合計                            760 百万円  ・未経過リース料期末残高相当額 1 年内                            194 百万円 1 年超                            565 百万円 合計                            760 百万円  ・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料                    176 百万円 減価償却費相当額                167 百万円 支払利息相当額                  5 百万円  ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。  ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。  (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。



(有価証券関係)

貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金等を含めて記載しております。

前事業年度

1. 売買目的有価証券 (平成20年3月31日現在)  
該当ありません。
2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成20年3月31日現在)  
該当ありません。
3. その他有価証券で時価のあるもの (平成20年3月31日現在)  
該当ありません。
4. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)  
該当ありません。
5. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

(金額単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他有価証券	18,567	14,307	-

6. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額 (平成20年3月31日現在)

(金額単位:百万円)

	金額
満期保有目的の債券	-
非上場外国債券	-
その他有価証券	104,491
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	102,934
非上場外国株式	0
その他の非上場国内証券	222
その他の非上場外国証券	1,334

7. 保有目的を変更した有価証券  
該当ありません。
8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額 (平成20年3月31日現在)  
該当ありません。
9. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの (平成20年3月31日現在)  
該当ありません。

・ 当事業年度

1. 売買目的有価証券（平成20年9月30日現在）  
該当ありません。
2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）  
該当ありません。
3. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）  
該当ありません。
4. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）  
該当ありません。
5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）  
該当ありません。
6. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額（平成20年9月30日現在）

（金額単位：百万円）

	金額
満期保有目的の債券	-
非上場外国債券	-
その他有価証券	114,302
非上場国内株式（店頭売買株式を除く）	102,934
非上場外国株式	9,767
その他の非上場国内証券	226
その他の非上場外国証券	1,374

7. 保有目的を変更した有価証券  
該当ありません。
8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成20年9月30日現在）  
該当ありません。
9. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）  
該当ありません。

（金銭の信託関係）

- ・ 前事業年度（平成20年3月31日現在）  
該当ありません。
- ・ 当事業年度（平成20年9月30日現在）  
該当ありません。

（その他有価証券評価差額金）

- ・ 前事業年度（平成20年3月31日現在）  
該当ありません。
- ・ 当事業年度（平成20年9月30日現在）  
該当ありません。

(デリバティブ取引関係)

・ 前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

1. 取引の状況に関する事項

(1) 金融派生商品取引等に対する基本的取組み方針

当行が行う金融派生商品取引等は、業務に伴う為替リスク・金利リスクをヘッジする目的のみに限定しております。

(2) 取引内容

当行は、金利スワップ、通貨スワップ、先物外国為替予約といった金融派生商品取引等を行っております。

(3) 金融派生商品取引等に関連するリスク

金融派生商品取引等には以下のリスクが存在します。

信用リスク

金融派生商品取引等の相手方の経営悪化や倒産などにより、契約どおりに取引を履行できなくなったときに損失を被るリスクであります。

市場リスク

金融派生商品取引等の金融商品の価値(取引の時価)が金利・為替などの変動により増減することによって損失を被るリスクであります。

(4) 上記リスクに対する当行の対応について

信用リスク

取引相手先毎の金融派生商品取引等の時価および信用リスク額、取引相手先の信用状態を常時把握・管理のうえ、取引相手先としての適格性判断に活用しております。

市場リスク

当行は金融派生商品取引等をヘッジ目的のみに限定しており、金融派生商品取引等の市場リスクはヘッジ対象取引(資金調達取引や貸付取引)の市場リスクと原則として相殺されております。

金融派生商品等信用リスク額(平成20年3月31日現在)

(金額単位:億円)

	契約金額・想定元本金額	信用リスク額
金利スワップ	24,138	730
通貨スワップ	36,129	7,845
先物外国為替予約	12	0
その他金融派生商品取引	-	-
ネットティングによる信用リスク削減効果		1,240
合計	60,280	7,335

(注) 信用リスク額は国際統一基準によって算定したものであります。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成20年3月31日現在)

(金額単位:百万円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	-	-	-
店頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	-	-	-

(注) ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成20年3月31日現在)

(金額単位:百万円)

区 分	種 類	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	-	-	-
店 頭	通貨スワップ	-	-	-
	為替予約	-	-	-
	その他	-	-	-
	合 計	-	-	-

(注) 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引  
該当ありません。

(4) 債券関連取引  
該当ありません。

(5) 商品関連取引  
該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引  
該当ありません。

・ 当事業年度（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

1. 取引の状況に関する事項

(1) 金融派生商品取引等に対する基本的取組み方針

当行が行う金融派生商品取引等は、業務に伴う為替リスク・金利リスクをヘッジする目的のみに限定しております。

(2) 取引内容

当行は、金利スワップ、通貨スワップ、先物外国為替予約といった金融派生商品取引等を行っております。

(3) 金融派生商品取引等に関連するリスク

金融派生商品取引等には以下のリスクが存在します。

信用リスク

金融派生商品取引等の相手方の経営悪化や倒産などにより、契約どおりに取引を履行できなくなったときに損失を被るリスクであります。

市場リスク

金融派生商品取引等の金融商品の価値（取引の時価）が金利・為替などの変動により増減することによって損失を被るリスクであります。

(4) 上記リスクに対する当行の対応について

信用リスク

取引相手先毎の金融派生商品取引等の時価および信用リスク額、取引相手先の信用状態を常時把握・管理のうえ、取引相手先としての適格性判断に活用しております。

市場リスク

当行は金融派生商品取引等をヘッジ目的のみに限定しており、金融派生商品取引等の市場リスクはヘッジ対象取引（資金調達取引や貸付取引）の市場リスクと原則として相殺されております。

金融派生商品等信用リスク額（平成20年9月30日現在）

（金額単位：億円）

	契約金額・想定元本金額	信用リスク額
金利スワップ	26,666	684
通貨スワップ	37,221	6,211
先物外国為替予約	14	0
その他金融派生商品取引	-	-
ネットティングによる信用リスク削減効果		922
合計	63,903	5,973

（注）信用リスク額は国際統一基準によって算定したものであります。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成20年9月30日現在）

（金額単位：百万円）

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	-	-	-
店頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	-	-	-

（注）ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

( 2 ) 通貨関連取引 (平成20年9月30日現在)

(金額単位：百万円)

区 分	種 類	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	-	-	-
店 頭	通貨スワップ	-	-	-
	為替予約	-	-	-
	その他	-	-	-
	合 計	-	-	-

(注) 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

( 3 ) 株式関連取引  
該当ありません。

( 4 ) 債券関連取引  
該当ありません。

( 5 ) 商品関連取引  
該当ありません。

( 6 ) クレジットデリバティブ取引  
該当ありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度および退職一時金制度を設定しております。

2. 退職給付債務に関する事項

(金額単位：百万円)

区分	第9期末 (平成20年3月31日)	第10期末 (平成20年9月30日)
退職給付債務 (A)	23,876	24,164
年金資産 (B)	6,661	7,025
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	17,215	17,139
会計基準変更時差異の未処理額 (D)	-	-
未認識数理計算上の差異 (E)	-	-
未認識過去勤務債務 (F)	-	-
貸借対照表計上額純額 (G)=(C)+(D)+(E)+(F)	17,215	17,139
前払年金費用 (H)	-	-
退職給付引当金 (G) (H)	17,215	17,139

(注) 厚生年金基金の代行部分を含めて記載しております。

3. 退職給付費用に関する事項

(金額単位：百万円)

区分	第9期末 (平成20年3月31日)	第10期末 (平成20年9月30日)
勤務費用	852	426
利息費用	466	238
期待運用収益	108	49
過去勤務債務の費用処理額	-	-
数理計算上の差異の費用処理額	1,003	-
会計基準変更時差異の費用処理額	-	-
その他(臨時に支払った割増退職金等)	-	-
退職給付費用	2,214	614

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	第9期末 (平成20年3月31日)	第10期末 (平成20年9月30日)
(1) 割引率	2.0%	2.0%
(2) 期待運用収益率	1.5%	1.5%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	-	-
(5) 数理計算上の差異の処理年数	発生年度に一括償却	発生年度に一括償却
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	-	-

(関連当事者との取引)

- 前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)  
関連当事者との取引において記載すべき重要なものではありません。
- 当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)  
関連当事者との取引において記載すべき重要なものではありません。

【附属明細表】  
第10期(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1. 有形固定資産等明細表

(金額単位:百万円)

資産の種類		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額	当期償却額	差引期末残 高	摘要
有形固定資産	建物				25,802	15,213	366	10,588	
	土地				12,551			12,551	
	リース資産				81	1	1	80	
	建設仮勘定				170			170	
	その他の有形固定資産				4,974	3,836	123	1,137	
	計				43,580	19,052	491	24,527	
無形固定資産	ソフトウェア				8,550	3,900	637	4,650	
	リース資産				3	0	0	3	
	その他の無形固定資産				402	64	0	337	
	計				8,956	3,965	638	4,990	
繰延資産	債券発行費	2,290	377	485	2,181	914	255	1,267	

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の金額は資産総額の1%以下であるため、「前期末残高」「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。



2. 債券明細表

銘柄	発行年月日	前期末残高	当期末残高	利率	担保	償還期限	摘要
政府保証付 日本輸出入銀行 第40次債券	平成9年6月	百万円 48,230 (EUR304,898千)	百万円 - -	% 5.750	一般担保	平成20年6月	
政府保証付 国際協力銀行 第1、6～17次債券	平成11年11月～ 平成20年6月	975,428 (USD 6,892,104千) (EUR 1,750,000千) (THB 3,000,000千)	1,062,662 (USD 8,386,091千) (EUR 1,250,000千) (THB 3,000,000千)	3.375～ 7.000	一般担保	平成21年11月～ 平成28年3月	
国際協力銀行債券 第2、4、6、8～10、 12～31回債券	平成13年10月～ 平成20年6月	1,029,715 (JPY 1,029,715百万)	1,149,730 (JPY 1,149,730百万) [99,997]	0.540～ 2.090	一般担保	平成20年12月～ 平成37年12月	
合計		2,053,373	2,212,393				

- (注) 1. 「前期末残高」および「当期末残高」欄の( )書きは外貨建債券の金額であります。  
 2. 「当期末残高」欄の[ ]書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。  
 3. 決算日後5年以内における償還予定額は以下の通りであります。

(金額単位: 百万円)

1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
99,997	317,782	253,423	227,603	439,300

4. 債券の信託型デット・アサンプション(債務履行引受契約)に係る偶発債務

下記の債券については、銀行等との間に締結した債券の信託型デット・アサンプション契約(債務履行引受契約)に基づき債務を譲渡しています。従って、同債券に係る譲渡債務と同契約による支払金額を相殺消去していますが、同債券の債権者に対する債券償還義務は債券償還時まで存続します。

銘柄	譲渡金額(百万円)
第11回国際協力銀行債券	50,000

3. 借入金等明細表

(金額単位:百万円)

区分	前期末残高	当期末残高	平均利率(%)	返済期限	摘要
借入金	6,972,186	6,556,346	1.54		
財政融資資金借入金	6,956,106	6,546,750	1.54	平成20年12月～	
旧簡易生命保険資金借入金	16,080	9,596	2.08	平成45年5月	
1年以内に返済予定のリース債務	-	22	-	-	
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	64	-	平成24年6月～ 平成24年8月	

- (注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。  
2. 借入金の決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

(金額単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
借入金	1,463,008	699,121	807,171	830,468	550,003

4. 引当金明細表

(金額単位:百万円)

区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高	摘要
			目的使用	その他		
貸倒引当金						
一般貸倒引当金	52,330	90,243	-	52,330	90,243	
個別貸倒引当金	140,610	3	-	-	140,613	
うち非居住者向け債権	140,610	3	-	-	140,613	
特定海外債権引当勘定	10,894	14,948	-	10,894	14,948	
賞与引当金	1,035	1,025	1,035	-	1,025	
計	204,870	106,220	1,035	63,224	246,830	

- (注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。  
    一般貸倒引当金……………洗替による取崩額  
    特定海外債権引当勘定……………洗替による取崩額

## (2) 主な資産及び負債の内容

第10期末(平成20年9月30日現在)の主な資産及び負債の内訳は、次のとおりであります。

### 資産の部

預 け 金 日本銀行への預け金 54,497 百万円及び他の銀行への預け金 192,558 百万円であります。

未 収 収 益 未収貸付金利息 108,191 百万円その他であります。

その他の資産 仮払金 209 百万円その他であります。

### 負債の部

未 払 費 用 未払借入金利息 22,697 百万円、未払債券利息 25,788 百万円その他であります。

その他の負債 仮受金 2,105 百万円その他であります。

## (3) その他

該当事項なし。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年12月22日

独立行政法人 国際協力機構

理事長 緒方貞子 殿

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

高尾 幸治



指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

菅原 和信



指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

茂木 哲也



当監査法人は、「財務諸表等(民間会計基準)」に掲げられている国際協力銀行における国際金融等勘定の平成20年4月1日から平成20年9月30日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、国際金融等勘定貸借対照表、国際金融等勘定損益計算書、国際金融等勘定株主資本等変動計算書、国際金融等勘定キャッシュ・フロー計算書及び国際金融等勘定附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際協力銀行における国際金融等勘定の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、国際協力銀行は、平成20年10月1日をもって解散し、国際協力銀行の国際金融等業務は株式会社日本政策金融公庫の国際協力銀行業務に承継された。

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【国際金融等勘定貸借対照表】

(資産の部)

(金額単位:百万円)

期 別 科 目	第9期末 (平成20年3月31日)		第10期末 (平成20年9月30日)	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
	現 金 預 け 金	305,395	3.37	242,997
現 預 け 金	5		3	
有 価 証 券	790	0.01	10,707	0.12
株 式	12		12	
そ の 他 の 証 券	777		10,694	
貸 出 金 1,2,3,4,5,6,7,9	6,662,680	73.62	6,810,466	75.23
証 書 貸 付	6,662,680		6,810,466	
そ の 他 の 資 産	639,161	7.06	515,226	5.69
前 払 費 用	221		139	
未 収 収 入	64,113		53,245	
融 派 生 商 品	553,945		458,049	
概 算 国 庫 納 付 金	20,661		3,503	
そ の 他 の 資 産	219		288	
有 形 固 定 資 産 11	18,041	0.20	17,872	0.20
建 物	7,770		7,650	
土 地	9,556		9,334	
一 入 資 産	-		49	
建 設 仮 勘 定	22		123	
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	692		713	
無 形 固 定 資 産	2,642	0.03	3,094	0.03
ソ フ ト ウ ェ ア	1,907		2,883	
リ ー ス 資 産	-		1	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	735		209	
債 券 繰 延 資 産	1,145	0.01	1,267	0.01
債 券 発 行 費	1,145		1,267	
支 払 承 諾 見 返	1,536,922	16.98	1,577,509	17.43
貸 倒 引 当 金	116,226	1.28	126,312	1.40
資 産 の 部 合 計	9,050,552	100.00	9,052,828	100.00

(負債及び純資産の部)

期 別 科 目	第9期末 (平成20年3月31日)		第10期末 (平成20年9月30日)	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
	債 券 10	2,053,373	22.69	2,212,393
債 券 発 行 高	2,053,373		2,212,393	
借 用 金	3,665,483	40.50	3,442,084	38.02
借 入 金	3,665,483		3,442,084	
そ の 他 の 負 債	42,797	0.47	44,992	0.49
未 払 費 用	33,039		35,472	
前 受 収 入	6,367		6,051	
融 派 生 商 品	1,885		1,286	
リ ー ス 債	-		54	
そ の 他 の 負 債	1,504		2,127	
賞 与 引 当 金	641	0.01	635	0.01
退 職 給 付 引 当 金	10,673	0.12	10,626	0.12
支 払 承 諾	1,536,922	16.98	1,577,509	17.43
負 債 の 部 合 計	7,309,891	80.77	7,288,241	80.51
株 主 資 本	1,708,446	18.88	1,710,351	18.89
国 際 金 融 等 勘 定 資 本 金	985,500		1,005,500	
利 益 剰 余 金 12	722,946		704,851	
そ の 他 利 益 剰 余 金	722,946		704,851	
国 際 金 融 等 勘 定 準 備 金	780,375		809,205	
繰 越 利 益 剰 余 金	57,429		104,353	
評 価 ・ 換 算 差 額 等	32,215	0.35	54,235	0.60
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	32,215		54,235	
純 資 産 の 部 合 計	1,740,661	19.23	1,764,586	19.49
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	9,050,552	100.00	9,052,828	100.00

【国際金融等勘定損益計算書】

(金額単位:百万円)

科目	期別		第9期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		第10期 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
	金額	百分比(%)	金額	百分比(%)	金額	百分比(%)
<b>経常収益</b>	<b>351,719</b>	<b>100.00</b>	<b>123,854</b>	<b>100.00</b>		
資金運用収益	340,867		120,386			
貸出金利	329,238		118,156			
預け金利	11,629		2,230			
役員取引等収益	10,597		3,224			
その他の役員収益	10,597		3,224			
その他の業務収益	113		165			
外国為替売買益	-		-			
金融派生商品収益	113		165			
その他の経常収益	140		78			
その他の経常収益	140		78			
<b>経常費用</b>	<b>301,338</b>	<b>85.68</b>	<b>110,358</b>	<b>89.10</b>		
資金調達費用	273,771		88,863			
債券利息	63,463		33,844			
借入金利息	64,297		25,623			
金利スワップ支払利息	146,010		29,395			
役員取引等費用	1,838		781			
その他の役員費用	1,838		781			
その他の業務費用	8,939		1,122			
外国為替売買損	8,103		734			
債券発行費償却	641		255			
金融派生商品費用	-		-			
その他の業務費用	194		132			
営業経常費用	16,789		9,502			
その他の経常費用	-		10,087			
貸倒引当金繰入額	-		10,086			
その他の経常費用	-		1			
<b>経常利益</b>	<b>50,380</b>	<b>14.32</b>	<b>13,496</b>	<b>10.90</b>		
<b>特別利益</b>	<b>13,673</b>	<b>3.89</b>	<b>1,942</b>	<b>1.57</b>		
固定資産処分益	8		8			
貸倒引当金戻入益	11,749		-			
償却債権取立益	1,915		1,934			
<b>特別損失</b>	<b>118</b>	<b>0.03</b>	<b>4,703</b>	<b>3.80</b>		
固定資産処分損	118		128			
債務履行引受契約関連損	-		4,575			
<b>当期純利益</b>	<b>63,935</b>	<b>18.18</b>	<b>10,735</b>	<b>8.67</b>		

【国際金融等勘定株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(金額単位:百万円)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等 合計	
	国際金融 等勘定 資本金	その他利益剰余金		利益剰余 金合計				
		国際金融 等勘定 準備金	繰越利益 剰余金					
平成19年3月31日残高	985,500	745,236	51,086	694,149	1,679,649	1,122	1,122	1,678,527
事業年度中の変動額								
国際金融等勘定 資本金増減	-	-	-	-	-	-	-	-
国際金融等勘定 準備金繰入	-	35,139	35,139	-	-	-	-	-
国際金融等勘定 国庫納付	-	-	35,139	35,139	35,139	-	-	35,139
当期純利益	-	-	63,935	63,935	63,935	-	-	63,935
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純 額)	-	-	-	-	-	33,338	33,338	33,338
事業年度中の変動額合計	-	35,139	6,343	28,796	28,796	33,338	33,338	62,134
平成20年3月31日残高	985,500	780,375	57,429	722,946	1,708,446	32,215	32,215	1,740,661

(注) 当行は国際協力銀行法(平成11年法律第35号)第44条第5項の規定に基づき、国際協力銀行法施行令(平成11年政令第266号)第8条の規定に基づき計算された国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付しておりますが、国庫への納付については利益金の処分として、会計処理しております。また、国際金融等勘定準備金繰入額は、国際協力銀行法第44条第1項の規定に基づき繰入を行うものであります。

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

(金額単位:百万円)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等 合計	
	国際金融 等勘定 資本金	その他利益剰余金		利益剰余 金合計				
		国際金融 等勘定 準備金	繰越利益 剰余金					
平成20年3月31日残高	985,500	780,375	57,429	722,946	1,708,446	32,215	32,215	1,740,661
事業年度中の変動額								
国際金融等勘定 資本金増減	20,000	-	-	-	20,000	-	-	20,000
国際金融等勘定 準備金繰入	-	28,830	28,830	-	-	-	-	-
国際金融等勘定 国庫納付	-	-	28,830	28,830	28,830	-	-	28,830
当期純利益	-	-	10,735	10,735	10,735	-	-	10,735
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純 額)	-	-	-	-	-	22,019	22,019	22,019
事業年度中の変動額合計	20,000	28,830	46,924	18,094	1,905	22,019	22,019	23,925
平成20年9月30日残高	1,005,500	809,205	104,353	704,851	1,710,351	54,235	54,235	1,764,586

(注) 当行は国際協力銀行法(平成11年法律第35号)第44条第5項の規定に基づき、国際協力銀行法施行令(平成11年政令第266号)第8条の規定に基づき計算された国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付しておりますが、国庫への納付については利益金の処分として、会計処理しております。また、国際金融等勘定準備金繰入額は、国際協力銀行法第44条第1項の規定に基づき繰入を行うものであります。



【国際金融等勘定キャッシュ・フロー計算書】

(金額単位:百万円)

科 目	期 別	
	第9期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日)
<b>. 営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
当期純利益	63,935	10,735
減価償却費	1,356	741
貸倒引当金の増減( )額	13,835	10,086
賞与引当金の増減( )額	4	6
退職給付引当金の増減( )額	642	47
資金運用収益	340,867	120,386
資金調達費用	273,771	88,863
有価証券関連損益( )	13	1
為替差損益( )	133	628
有形固定資産処分損益( )	110	120
貸出金の純増( )減	1,225,825	147,785
債券の純増減( )	77,719	159,475
借入金の純増減( )	714,540	223,399
預け金(日銀預け金を除く)の純増( )減	35,466	5,648
資金運用による収入	353,333	131,004
資金調達による支出	281,881	86,853
その他	563,731	117,734
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>117,430</b>	<b>53,438</b>
<b>. 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	187	10,546
有価証券の売却等による収入	82	-
有形固定資産の取得による支出	417	375
無形固定資産の取得による支出	1,107	846
有形固定資産の売却による収入	12	128
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>1,618</b>	<b>11,639</b>
<b>. 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
政府出資の受入れによる収入	-	20,000
国庫納付の支払額	35,681	11,672
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>35,681</b>	<b>8,327</b>
<b>. 現金及び現金同等物に係る換算差額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>. 現金及び現金同等物の増減額</b>	<b>80,129</b>	<b>56,749</b>
<b>. 現金及び現金同等物の期首残高</b>	<b>31,122</b>	<b>111,251</b>
<b>. 現金及び現金同等物の期末残高</b>	<b>111,251</b>	<b>54,501</b>

【重要な会計方針】

	第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1. 勘定の区分及び会計処理の方法	当行の勘定は、国際協力銀行法（平成11年法律第35号）第41条により、国際金融等業務と海外経済協力業務のそれぞれの業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理することとされており、国際金融等勘定と海外経済協力勘定の2つに区分経理しております。区分経理においては、それぞれの業務に直結する取引についてはそれぞれの勘定に、共通経費等については一定の配分率にてそれぞれの勘定に按分し、計上しております。	同 左
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券のうち保有しているものは、すべて時価のない「 <b>「</b> 」 <b>」</b> 「 <b>」</b> 「 <b>」</b> 」に分類され、移動平均法による原価法により行っております。	同 左
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同 左
4. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)については定額法)を採用しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：38年～50年 動産：2年～20年</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年で均等償却しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)については定額法)を採用しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：38年～50年 その他：2年～20年</p> <hr/> <hr/>
	<p>(2) 無形固定資産</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>同 左</p>

	第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
		(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 繰延資産の処理方法	債券発行費は、債券の償還期限までの期間にわたり定額法により償却しております。 なお、平成18年3月31日以前に発行した債券に係る債券発行費は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第19号 平成18年8月11日)の経過措置に基づき3年間の均等償却を行っております。	同 左
6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建て資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同 左
7. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担	(1) 貸倒引当金 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担

	第 9 期 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)	第 10 期 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日)
	保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 4,642 百万円であります。	保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 4,442 百万円であります。
	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 賞与引当金には、役員に係る引当金が含まれております。	(2) 賞与引当金 同 左
	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異: その発生年度に一括して損益処理しております。 また、退職給付引当金には、役員に係る引当金が含まれております。	(3) 退職給付引当金 同 左
8. リース取引の 処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
9. ヘッジ会計の 方法	(イ) 金利リスク・ヘッジ ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段---金利スワップ ヘッジ対象---貸出金、借入金、債券 ヘッジ方針 金利リスクをヘッジするため、対象債権・債務の範囲内でヘッジを行っております。 ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュフロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュフロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。 (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目	(イ) 金利リスク・ヘッジ 同 左  (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同 左

	第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
	的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。	
10. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。	同 左
11. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同 左

【会計方針の変更】

第 9 期 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)	第 10 期 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日)
<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準(企業会計基準第 10 号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 14 号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成 19 年 6 月 15 日付及び同 7 月 4 日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p> <hr/>	<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第 13 号平成 19 年 3 月 30 日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 16 号同前)が平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。 これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は 49 百万円、「無形固定資産」中のリース資産は 1 百万円、「その他負債」中のリース債務は 54 百万円増加しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>

【重要な後発事象】

第 9 期 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)	第 10 期 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日)
<hr/>	<p>国際協力銀行は、平成 20 年 10 月 1 日をもって解散し、国際協力銀行の国際金融等業務は株式会社日本政策金融公庫の国際協力銀行業務に継承されております。</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

第 9 期末 (平成 20 年 3 月 31 日)	第 10 期末 (平成 20 年 9 月 30 日)
<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額は 35,877 百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立て又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、延滞債権額は 109,805 百万円であります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額に該当する債権はありません。</p> <p>なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 42,820 百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 188,504 百万円であります。</p> <p>なお、上記 1. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務(債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務)の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議(パリクラブ)の場において債務繰延べ(リスケジュール)が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援(国際協調の枠組みの下での国際収支支援)が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国は I M F (国際通貨基金)との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当行の外国政府等に対する債権のうち、平成 19 年度末時点で、</p>	<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額は 35,877 百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立て又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、延滞債権額は 109,166 百万円であります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額に該当する債権はありません。</p> <p>なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 107,940 百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 252,985 百万円であります。</p> <p>なお、上記 1. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務(債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務)の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議(パリクラブ)の場において債務繰延べ(リスケジュール)が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援(国際協調の枠組みの下での国際収支支援)が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国は I M F (国際通貨基金)との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当行の外国政府等に対する債権のうち、平成 20 年度末時点で、</p>

第9期末 (平成20年3月31日)	第10期末 (平成20年9月30日)
<p>パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、334,826百万円となっております。</p> <p>かかる債権については、当行の公的債権者としての特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債権については、3ヵ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上記4.に掲げた貸出条件緩和債権のうち、かかる債権額は、8,806百万円(うち繰延べ対象元本残高は5,220百万円)となっております。</p> <p>7.平成16年12月のスマトラ沖大地震及びインド洋津波の被災国に関し、その被害の復旧・復興を支援する観点から、公的債権について被災国から要請がある場合は当面の債務支払猶予(モラトリアム)を認めることにつき、我が国を含む主要債権国は、債権国会議(パリクラブ)で合意しております。具体的には、被災国の期日どおりの債務支払を平成17年12月31日まで期待しないこと及び支払猶予された額につき1年間の据置期間を含む5年間の支払とすることを主要債権国は表明しており、平成20年3月末時点で、パリクラブに対しモラトリアムを要請してきた被災国はインドネシア及びスリランカの2カ国であります。当該要請のあった被災国に対する債権のうち、平成20年3月末時点における本措置による支払猶予対象元本残高は、4,922百万円となっております。</p> <p>本措置に関する債権については、国際的な枠組みの下で、債務者の返済能力には影響がなく、今次災害の被害からの復旧・復興を支援する観点から、一時的に債務の支払を猶予するとの方針にて一致したことに基づき貸出条件の変更を行っていることも踏まえ、上記1.から5.に掲げた債権には含めておりません。</p> <p>8.担保に供している資産はありません。</p> <p>9.当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金使途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内かつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は1,282,848百万円であります。</p> <p>10.下記の債券については、銀行等との間に締結した債券の信託型デット・アサンプション契約(債務履行引受契約)に基づき債務を譲渡しております。従って、同債券に係る譲渡債務と同契約による支払金額を相殺消去しておりますが、同債券の債権者に対する当行の債券償還義務は債券償還時まで存続します。</p>	<p>パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、329,555百万円となっております。</p> <p>かかる債権については、当行の公的債権者としての特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債権については、3ヵ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上記4.に掲げた貸出条件緩和債権のうち、かかる債権額は、74,571百万円(うち繰延べ対象元本残高は71,149百万円)となっております。</p> <p>7.平成16年12月のスマトラ沖大地震及びインド洋津波の被災国に関し、その被害の復旧・復興を支援する観点から、公的債権について被災国から要請がある場合は当面の債務支払猶予(モラトリアム)を認めることにつき、我が国を含む主要債権国は、債権国会議(パリクラブ)で合意しております。具体的には、被災国の期日どおりの債務支払を平成17年12月31日まで期待しないこと及び支払猶予された額につき1年間の据置期間を含む5年間の支払とすることを主要債権国は表明しており、平成20年9月末時点で、パリクラブに対しモラトリアムを要請してきた被災国はインドネシア及びスリランカの2カ国であります。当該要請のあった被災国に対する債権のうち、平成20年9月末時点における本措置による支払猶予対象元本残高は、3,700百万円となっております。</p> <p>本措置に関する債権については、国際的な枠組みの下で、債務者の返済能力には影響がなく、今次災害の被害からの復旧・復興を支援する観点から、一時的に債務の支払を猶予するとの方針にて一致したことに基づき貸出条件の変更を行っていることも踏まえ、上記1.から5.に掲げた債権には含めておりません。</p> <p>8. 同 左</p> <p>9.当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金使途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内かつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は1,431,627百万円であります。</p> <p>10.下記の債券については、銀行等との間に締結した債券の信託型デット・アサンプション契約(債務履行引受契約)に基づき債務を譲渡しております。従って、同債券に係る譲渡債務と同契約による支払金額を相殺消去しておりますが、同債券の債権者に対する当行の債券償還義務は債券償還時まで存続します。</p>



第 9 期末 (平成 20 年 3 月 31 日)		第 10 期末 (平成 20 年 9 月 30 日)													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>銘 柄</th> <th>譲渡金額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 7 回国際協力銀行債券</td> <td>60,000</td> </tr> <tr> <td>第 9 回国際協力銀行債券</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>第 11 回国際協力銀行債券</td> <td>50,000</td> </tr> </tbody> </table>		銘 柄	譲渡金額(百万円)	第 7 回国際協力銀行債券	60,000	第 9 回国際協力銀行債券	50,000	第 11 回国際協力銀行債券	50,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>銘 柄</th> <th>譲渡金額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 11 回国際協力銀行債券</td> <td>50,000</td> </tr> </tbody> </table>		銘 柄	譲渡金額(百万円)	第 11 回国際協力銀行債券	50,000
銘 柄	譲渡金額(百万円)														
第 7 回国際協力銀行債券	60,000														
第 9 回国際協力銀行債券	50,000														
第 11 回国際協力銀行債券	50,000														
銘 柄	譲渡金額(百万円)														
第 11 回国際協力銀行債券	50,000														
<p>1 1 . 有形固定資産の減価償却累計額 14,491 百万円</p> <p>1 2 . 利益剰余金について 当行は国際協力銀行法第 44 条により、国際金融等勘定については準備金を積み立てております。</p> <p>1 3 . 概算国庫納付について 当行は国際協力銀行法第 44 条により国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付しておりますが、当事業年度中に概算にて国庫に納付した金額については、貸借対照表上においてその他資産として 20,661 百万円を資産計上しております。</p>		<p>1 1 . 有形固定資産の減価償却累計額 14,459 百万円</p> <p>1 2 . 同 左</p> <p>1 3 . 概算国庫納付について 当行は国際協力銀行法第 44 条により国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付しておりますが、当事業年度中に概算にて国庫に納付した金額については、貸借対照表上においてその他資産として 3,503 百万円を資産計上しております。</p>													

## (損益計算書関係)

第 9 期 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)	第 10 期 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日)
—————	1. 第 9 回国際協力銀行債券を対象としたデット・アサンプション契約に関連して発生した損失であります。

## (キャッシュ・フロー計算書関係)

第 9 期 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)	第 10 期 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日)
1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係  平成 20 年 3 月 31 日現在	1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係  平成 20 年 9 月 30 日現在
現金預け金勘定 305,395 百万円	現金預け金勘定 242,997 百万円
当座預け金(日銀を除く)・ 普通預け金・定期性預け金 194,143 百万円	当座預け金(日銀を除く)・ 普通預け金 188,495 百万円
<u>現金及び現金同等物 111,251 百万円</u>	<u>現金及び現金同等物 54,501 百万円</u>

## (リース取引関係)

第 9 期 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)	第 10 期 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日)
_____	1. ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 (ア) 有形固定資産 動産であります。 (イ) 無形固定資産 ソフトウェアであります。 リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」 に記載のとおりであります。
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 動産                            372 百万円 その他                           516 百万円 合計                              888 百万円  減価償却累計額相当額 動産                            206 百万円 その他                           320 百万円 合計                              527 百万円  期末残高相当額 動産                            165 百万円 その他                           195 百万円 合計                              361 百万円  ・未経過リース料期末残高相当額 1 年内                          128 百万円 1 年超                           237 百万円 合計                              366 百万円  ・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料                  213 百万円 減価償却費相当額              204 百万円 支払利息相当額                  7 百万円  ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。	(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産                  442 百万円 無形固定資産                  589 百万円 合計                              1,032 百万円  減価償却累計額相当額 有形固定資産                  218 百万円 無形固定資産                  342 百万円 合計                              561 百万円  期末残高相当額 有形固定資産                  224 百万円 無形固定資産                  247 百万円 合計                              471 百万円  ・未経過リース料期末残高相当額 1 年内                          120 百万円 1 年超                           350 百万円 合計                              471 百万円  ・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料                  109 百万円 減価償却費相当額              103 百万円 支払利息相当額                  3 百万円  ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。

(有価証券関係)

貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金等を含めて記載しております。

前事業年度

1. 売買目的有価証券 (平成20年3月31日現在)  
該当ありません。
2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成20年3月31日現在)  
該当ありません。
3. その他有価証券で時価のあるもの (平成20年3月31日現在)  
該当ありません。
4. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)  
該当ありません。
5. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)  
該当ありません。
6. 時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額 (平成20年3月31日現在)

(金額単位：百万円)

	金額
満期保有目的の債券	-
非上場外国債券	-
その他有価証券	790
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	12
非上場外国株式	-
その他の非上場国内証券	222
その他の非上場外国証券	554

7. 保有目的を変更した有価証券  
該当ありません。
8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額 (平成20年3月31日現在)  
該当ありません。
9. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの (平成20年3月31日現在)  
該当ありません。

・ 当事業年度

1. 売買目的有価証券（平成20年9月30日現在）  
該当ありません。
2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）  
該当ありません。
3. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）  
該当ありません。
4. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）  
該当ありません。
5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）  
該当ありません。
6. 時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額（平成20年9月30日現在）

（金額単位：百万円）

		金額
満期保有目的の債券		-
	非上場外国債券	-
その他有価証券		10,707
	非上場国内株式（店頭売買株式を除く）	12
	非上場外国株式	9,767
	その他の非上場国内証券	226
	その他の非上場外国証券	701

7. 保有目的を変更した有価証券  
該当ありません。
8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成20年9月30日現在）  
該当ありません。
9. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）  
該当ありません。

（金銭の信託関係）

- ・ 前事業年度（平成20年3月31日現在）  
該当ありません。
- ・ 当事業年度（平成20年9月30日現在）  
該当ありません。

（その他有価証券評価差額金）

- ・ 前事業年度（平成20年3月31日現在）  
該当ありません。
- ・ 当事業年度（平成20年9月30日現在）  
該当ありません。

(デリバティブ取引関係)

・ 前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

1. 取引の状況に関する事項

(1) 金融派生商品取引等に対する基本的取組み方針

当行が行う金融派生商品取引等は、業務に伴う為替リスク・金利リスクをヘッジする目的のみに限定しております。

(2) 取引内容

当行は、金利スワップ、通貨スワップ、先物外国為替予約といった金融派生商品取引等を行っております。

(3) 金融派生商品取引等に関連するリスク

金融派生商品取引等には以下のリスクが存在します。

信用リスク

金融派生商品取引等の相手方の経営悪化や倒産などにより、契約どおりに取引を履行できなくなったときに損失を被るリスクであります。

市場リスク

金融派生商品取引等の金融商品の価値(取引の時価)が金利・為替などの変動により増減することによって損失を被るリスクであります。

(4) 上記リスクに対する当行の対応について

信用リスク

取引相手先毎の金融派生商品取引等の時価および信用リスク額、取引相手先の信用状態を常時把握・管理のうえ、取引相手先としての適格性判断に活用しております。

市場リスク

当行は金融派生商品取引等をヘッジ目的のみに限定しており、金融派生商品取引等の市場リスクはヘッジ対象取引(資金調達取引や貸付取引)の市場リスクと原則として相殺されております。

金融派生商品等信用リスク額(平成20年3月31日現在)

(金額単位:億円)

	契約金額・想定元本金額	信用リスク額
金利スワップ	24,138	730
通貨スワップ	36,129	7,845
先物外国為替予約	12	0
その他金融派生商品取引	-	-
ネットティングによる信用リスク削減効果		1,240
合計	60,280	7,335

(注) 信用リスク額は国際統一基準によって算定したものであります。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成20年3月31日現在)

(金額単位:百万円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	-	-	-
店頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	-	-	-

(注) ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成20年3月31日現在)

(金額単位:百万円)

区 分	種 類	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	-	-	-
店 頭	通貨スワップ	-	-	-
	為替予約	-	-	-
	その他	-	-	-
	合 計	-	-	-

(注) 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引  
該当ありません。

(4) 債券関連取引  
該当ありません。

(5) 商品関連取引  
該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引  
該当ありません。

・ 当事業年度（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

1. 取引の状況に関する事項

（1）金融派生商品取引等に対する基本的取組み方針

当行が行う金融派生商品取引等は、業務に伴う為替リスク・金利リスクをヘッジする目的のみに限定しております。

（2）取引内容

当行は、金利スワップ、通貨スワップ、先物外国為替予約といった金融派生商品取引等を行っております。

（3）金融派生商品取引等に関連するリスク

金融派生商品取引等には以下のリスクが存在します。

信用リスク

金融派生商品取引等の相手方の経営悪化や倒産などにより、契約どおりに取引を履行できなくなったときに損失を被るリスクであります。

市場リスク

金融派生商品取引等の金融商品の価値（取引の時価）が金利・為替などの変動により増減することによって損失を被るリスクであります。

（4）上記リスクに対する当行の対応について

信用リスク

取引相手先毎の金融派生商品取引等の時価および信用リスク額、取引相手先の信用状態を常時把握・管理のうえ、取引相手先としての適格性判断に活用しております。

市場リスク

当行は金融派生商品取引等をヘッジ目的のみに限定しており、金融派生商品取引等の市場リスクはヘッジ対象取引（資金調達取引や貸付取引）の市場リスクと原則として相殺されております。

金融派生商品等信用リスク額（平成20年9月30日現在）

（金額単位：億円）

	契約金額・想定元本金額	信用リスク額
金利スワップ	26,666	684
通貨スワップ	37,221	6,211
先物外国為替予約	14	0
その他金融派生商品取引	-	-
ネットイングによる信用リスク削減効果		922
合 計	63,903	5,973

（注）信用リスク額は国際統一基準によって算定したものであります。

2. 取引の時価等に関する事項

（1）金利関連取引（平成20年9月30日現在）

（金額単位：百万円）

区 分	種 類	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	-	-	-
店 頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	-	-	-
	その他	-	-	-
	合 計	-	-	-

（注）ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。



(2) 通貨関連取引(平成20年9月30日現在)

(金額単位:百万円)

区 分	種 類	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	-	-	-
店 頭	通貨スワップ	-	-	-
	為替予約	-	-	-
	その他	-	-	-
	合 計	-	-	-

(注) 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引  
該当ありません。

(4) 債券関連取引  
該当ありません。

(5) 商品関連取引  
該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引  
該当ありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度および退職一時金制度を設定しております。

2. 退職給付債務に関する事項

(金額単位：百万円)

区分	第9期末 (平成20年3月31日)	第10期末 (平成20年9月30日)
退職給付債務 (A)	14,803	14,982
年金資産 (B)	4,130	4,355
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	10,673	10,626
会計基準変更時差異の未処理額 (D)	-	-
未認識数理計算上の差異 (E)	-	-
未認識過去勤務債務 (F)	-	-
貸借対照表計上額純額 (G)=(C)+(D)+(E)+(F)	10,673	10,626
前払年金費用 (H)	-	-
退職給付引当金 (G) (H)	10,673	10,626

(注) 厚生年金基金の代行部分を含めて記載しております。

3. 退職給付費用に関する事項

(金額単位：百万円)

区分	第9期末 (平成20年3月31日)	第10期末 (平成20年9月30日)
勤務費用	528	264
利息費用	289	147
期待運用収益	67	30
過去勤務債務の費用処理額	-	-
数理計算上の差異の費用処理額	622	-
会計基準変更時差異の費用処理額	-	-
その他(臨時に支払った割増退職金等)	-	-
退職給付費用	1,373	380

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	第9期末 (平成20年3月31日)	第10期末 (平成20年9月30日)
(1) 割引率	2.0%	2.0%
(2) 期待運用収益率	1.5%	1.5%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	-	-
(5) 数理計算上の差異の処理年数	発生年度に一括償却	発生年度に一括償却
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	-	-

(関連当事者との取引)

前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

関連当事者との取引において記載すべき重要なものではありません。

当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)

関連当事者との取引において記載すべき重要なものではありません。

【附属明細表】

第10期(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1. 有形固定資産等明細表

(金額単位:百万円)

資産の種類		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額 又は償却累計額	当期償却額	差引期末残高	摘要
有形固定資産	建物				19,102	11,452	265	7,650	
	土地				9,334			9,334	
	リース資産				50	1	1	49	
	建設仮勘定				123			123	
	その他の有形固定資産				3,719	3,005	78	713	
	計				32,331	14,459	345	17,872	
無形固定資産	ソフトウェア				5,301	2,418	395	2,883	
	リース資産				2	0	0	1	
	その他の無形固定資産				274	64	0	209	
	計				5,578	2,483	396	3,094	
繰延資産	債券発行費	2,290	377	485	2,181	914	255	1,267	

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の金額は資産総額の1%以下であるため、「前期末残高」「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

2. 債券明細表

銘柄	発行年月日	前期末残高	当期末残高	利率	担保	償還期限	摘要
政府保証付 日本輸出入銀行 第40次債券	平成9年6月	百万円 48,230 (EUR304,898千)	百万円 - -	% 5.750	一般担保	平成20年6月	
政府保証付 国際協力銀行 第1、6～17次債券	平成11年11月～ 平成20年6月	975,428 (USD 6,892,104千) (EUR 1,750,000千) (THB 3,000,000千)	1,062,662 (USD 8,386,091千) (EUR 1,250,000千) (THB 3,000,000千)	3.375～ 7.000	一般担保	平成21年11月～ 平成28年3月	
国際協力銀行債券 第2、4、6、8～10、 12～31回債券	平成13年10月～ 平成20年6月	1,029,715 (JPY 1,029,715百万)	1,149,730 (JPY 1,149,730百万) [99,997]	0.540～ 2.090	一般担保	平成20年12月～ 平成37年12月	
合計		2,053,373	2,212,393				

- (注) 1. 「前期末残高」および「当期末残高」欄の( )書きは外貨建債券の金額であります。  
 2. 「当期末残高」欄の[ ]書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。  
 3. 決算日後5年以内における償還予定額は以下の通りであります。

(金額単位:百万円)

1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
99,997	317,782	253,423	227,603	439,300

4. 債券の信託型デット・アサンプション(債務履行引受契約)に係る偶発債務

下記の債券については、銀行等との間に締結した債券の信託型デット・アサンプション契約(債務履行引受契約)に基づき債務を譲渡しています。従って、同債券に係る譲渡債務と同契約による支払金額を相殺消去していますが、同債券の債権者に対する債券償還義務は債券償還時まで存続します。

銘柄	譲渡金額(百万円)
第11回国際協力銀行債券	50,000

### 3. 借入金等明細表

(金額単位:百万円)

区分	前期末残高	当期末残高	平均利率(%)	返済期限	摘要
借入金	3,665,483	3,442,084	1.39		
財政融資資金借入金	3,649,403	3,432,488	1.39	平成20年12月～	
旧簡易生命保険資金借入金	16,080	9,596	2.07	平成30年6月	
1年以内に返済予定のリース債務	-	13	-	-	
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	40	-	平成24年6月～ 平成24年8月	

- (注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。  
2. 借入金の決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

(金額単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
借入金	1,066,204	296,996	427,834	482,756	222,037

### 4. 引当金明細表

(金額単位:百万円)

区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高	摘要
			目的使用	その他		
貸倒引当金						
一般貸倒引当金	15,041	21,070		15,041	21,070	
個別貸倒引当金	90,290	3			90,293	
うち非居住者向け債権	90,290	3			90,293	
特定海外債権引当勘定	10,894	14,948		10,894	14,948	
賞与引当金	641	635	641		635	
計	116,867	36,658	641	25,935	126,948	

- (注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。  
一般貸倒引当金……………洗替による取崩額  
特定海外債権引当勘定……………洗替による取崩額

## (2) 主な資産及び負債の内容

第10期末(平成20年9月30日現在)の主な資産及び負債の内訳は、次のとおりであります。

### 資産の部

預 け 金 日本銀行への預け金 54,497 百万円及び他の銀行への預け金 188,495 百万円であります。

未 収 収 益 未収貸付金利息 51,911 百万円その他であります。

その他の資産 未収金 0 百万円その他であります。

### 負債の部

未 払 費 用 未払借入金利息 9,397 百万円、未払債券利息 25,788 百万円その他であります。

その他の負債 仮受金 1,991 百万円その他であります。

## (3) その他

該当事項なし

## 独立監査人の監査報告書

平成20年12月22日


独立行政法人 国際協力機構

理事長 緒方貞子 殿

### 新日本有限責任監査法人


指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

高尾 幸治 


指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

菅原 和信 

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

茂木 哲也 

当監査法人は、「財務諸表等(民間会計基準)」に揚げられている国際協力銀行における海外経済協力勘定の平成20年4月1日から平成20年9月30日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、海外経済協力勘定貸借対照表、海外経済協力勘定損益計算書、海外経済協力勘定株主資本等変動計算書、海外経済協力勘定キャッシュ・フロー計算書及び海外経済協力勘定附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際協力銀行における海外経済協力勘定の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、国際協力銀行は、平成20年10月1日をもって解散し、国際協力銀行の海外経済協力業務は独立行政法人国際協力機構の有償資金協力業務に承継された。

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【海外経済協力勘定貸借対照表】

(資産の部)

(金額単位:百万円)

期 別 科 目	第9期末 (平成20年3月31日)		第10期末 (平成20年9月30日)	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
現 金 預 け 金	1,858	0.02	4,067	0.04
現 預 け 金	3		4	
有 価 証 券	103,701	0.94	103,594	0.94
株 の 他 の 証 券	102,921		102,921	
	779		673	
貸 出 金 1,2,3,4,5,6,7,9	10,962,845	99.23	10,921,146	99.50
証 書 貸 付	10,962,845		10,921,146	
そ の 他 資 産	58,897	0.53	58,548	0.53
前 払 費 用	369		340	
未 収 収 入	57,714		56,543	
そ の 他 の 資 産	813		1,664	
有 形 固 定 資 産 10	6,496	0.06	6,655	0.06
建 物	3,155		2,938	
土 地	2,994		3,216	
一 入 資 産	-		30	
建 設 仮 勘 定 資 産	13		46	
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	332		423	
無 形 固 定 資 産	1,618	0.01	1,895	0.02
ソ フ ト ウ ェ ア	1,168		1,767	
リ ー ス 資 産	-		1	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	449		127	
貸 倒 引 当 金	87,609	0.79	119,492	1.09
資 産 の 部 合 計	11,047,808	100.00	10,976,416	100.00

(負債及び純資産の部)

(金額単位:百万円)

期 別 科 目	第9期末 (平成20年3月31日)		第10期末 (平成20年9月30日)	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
借 用 金	3,306,703	29.93	3,114,262	28.37
借 入 金	3,306,703		3,114,262	
そ の 他 負 債	14,062	0.13	13,617	0.13
未 払 費 用	13,738		13,470	
一 入 債 務	-		33	
そ の 他 の 負 債	324		114	
賞 与 引 当 金	393	0.00	389	0.00
退 職 給 付 引 当 金	6,541	0.06	6,512	0.06
負 債 の 部 合 計	3,327,701	30.12	3,134,782	28.56
株 主 資 本	7,720,106	69.88	7,841,633	71.44
海外経済協力勘定資本金	7,390,572		7,456,772	
利 益 剰 余 金 11	329,534		384,861	
そ の 他 利 益 剰 余 金	329,534		384,861	
海外経済協力勘定積立金	305,464		487,797	
繰 越 利 益 剰 余 金	24,069		102,936	
評 価 ・ 換 算 差 額 等	-	-	-	-
純 資 産 の 部 合 計	7,720,106	69.88	7,841,633	71.44
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	11,047,808	100.00	10,976,416	100.00



[海外経済協力勘定損益計算書]

(金額単位:百万円)

科目	期別		第9期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		第10期 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
	金額	百分比(%)	金額	百分比(%)	金額	百分比(%)
<b>経常収益</b>	<b>262,296</b>	<b>100.00</b>	<b>116,879</b>	<b>100.00</b>		
資金運用収益	247,097		116,505			
貸出金利	231,875		112,105			
有価証券利息配当	15,014		4,264			
預け金利息	207		135			
役員取引等収益	669		324			
その他の役員収益	669		324			
その他の業務収益	-		-			
外国為替売買益	-		-			
その他の経常収益	14,530		49			
株式等売却益	14,307		-			
その他の経常収益	222		49			
<b>経常費用</b>	<b>83,154</b>	<b>31.70</b>	<b>68,216</b>	<b>58.36</b>		
資金調達費用	68,317		28,924			
借入金利息	68,317		28,924			
役員取引等費用	4,174		1,649			
その他の役員費用	4,174		1,649			
その他の業務費用	220		22			
外国為替売買損	220		22			
営業経費	10,159		5,736			
その他の経常費用	282		31,883			
貸倒引当金繰入額	-		31,883			
株式等償却	282		-			
<b>経常利益</b>	<b>179,141</b>	<b>68.30</b>	<b>48,662</b>	<b>41.64</b>		
<b>特別利益</b>	<b>31,565</b>	<b>12.03</b>	<b>6,788</b>	<b>5.81</b>		
固定資産処分益	10		30			
貸倒引当金戻入	11,539		-			
償却債権取立	15		7			
政府交付金収入	20,000		6,750			
<b>特別損失</b>	<b>48</b>	<b>0.02</b>	<b>124</b>	<b>0.11</b>		
固定資産処分	48		124			
<b>当期純利益</b>	<b>210,658</b>	<b>80.31</b>	<b>55,326</b>	<b>47.34</b>		

【海外経済協力勘定株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(金額単位:百万円)

	株主資本					評価・換算 差額等	純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	評価・換算 差額等 合計	
	海外経済 協力勘定 資本金	その他利益剰余金		利益剰余 金合計			
		海外経済 協力勘定 積立金	繰越利益 剰余金				
平成19年3月31日残高	7,231,508	166,062	47,187	118,875	7,350,383	-	7,350,383
事業年度中の変動額							
海外経済協力 勘定資本金増減	159,064	-	-	-	159,064	-	159,064
海外経済協力 勘定積立金繰入	-	139,401	139,401	-	-	-	-
当期純利益	-	-	210,658	210,658	210,658	-	210,658
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純 額)	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	159,064	139,401	71,257	210,658	369,722	-	369,722
平成20年3月31日残高	7,390,572	305,464	24,069	329,534	7,720,106	-	7,720,106

(注) 当行は、国際協力銀行法(平成11年法律第35号)第44条第2項の規定に基づき、海外経済協力勘定積立金に繰入を行っております。

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

(金額単位:百万円)

	株主資本					評価・換算 差額等	純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	評価・換算 差額等 合計	
	海外経済 協力勘定 資本金	その他利益剰余金		利益剰余 金合計			
		海外経済 協力勘定 積立金	繰越利益 剰余金				
平成20年3月31日残高	7,390,572	305,464	24,069	329,534	7,720,106	-	7,720,106
事業年度中の変動額							
海外経済協力 勘定資本金増減	66,200	-	-	-	66,200	-	66,200
海外経済協力 勘定積立金繰入	-	182,333	182,333	-	-	-	-
当期純利益	-	-	55,326	55,326	55,326	-	55,326
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純 額)	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	66,200	182,333	127,006	55,326	121,526	-	121,526
平成20年9月30日残高	7,456,772	487,797	102,936	384,861	7,841,633	-	7,841,633

(注) 当行は、国際協力銀行法(平成11年法律第35号)第44条第2項の規定に基づき、海外経済協力勘定積立金に繰入を行っております。

科 目	期 別	
	第9期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日)
<b>. 営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
当期純利益	210,658	55,326
減価償却費	705	388
貸倒引当金の増減( )額	15,288	31,883
賞与引当金の増減( )額	2	3
退職給付引当金の増減( )額	393	28
資金運用収益	247,097	116,505
資金調達費用	68,317	28,924
有価証券関連損益( )	14,142	72
為替差損益( )	177	25
有形固定資産処分損益( )	37	93
貸出金の純増( )減	22,502	41,699
借入金の純増減( )	408,099	192,441
預け金(日銀預け金を除く)の純増( )減	585	2,788
資金運用による収入	251,022	117,699
資金調達による支出	68,361	29,214
その他	45	782
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>244,715</b>	<b>65,651</b>
<b>. 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	32	256
有価証券の売却等による収入	19,619	14
有形固定資産の取得による支出	255	449
無形固定資産の取得による支出	678	518
有形固定資産の売却による収入	13	81
無形固定資産の売却による収入	-	0
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>18,666</b>	<b>1,128</b>
<b>. 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
政府出資の受入れによる収入	159,064	66,200
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>159,064</b>	<b>66,200</b>
<b>. 現金及び現金同等物に係る換算差額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>. 現金及び現金同等物の増減額</b>	<b>66,985</b>	<b>579</b>
<b>. 現金及び現金同等物の期首残高</b>	<b>67,569</b>	<b>583</b>
<b>. 現金及び現金同等物の期末残高</b> 1	<b>583</b>	<b>4</b>

【重要な会計方針】

	第9期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第10期 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
1. 勘定の区分及び会計処理の方法	当行の勘定は、国際協力銀行法（平成11年法律第35号）第41条により、国際金融等業務と海外経済協力業務のそれぞれの業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理することとされており、国際金融等勘定と海外経済協力勘定の2つに区分経理しております。区分経理においては、それぞれの業務に直結する取引についてはそれぞれの勘定に、共通経費等については一定の配分率にてそれぞれの勘定に按分し、計上しております。	同 左
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券のうち保有しているものは、すべて時価のない「その他有価証券」に分類され、移動平均法による原価法により行っております。	同 左
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引はありません。	同 左
4. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：38年～50年 動産：2年～20年 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報) 当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年で均等償却しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：38年～50年 その他：2年～20年</p> <hr/> <hr/>
	<p>(2) 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p>	<p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同 左</p>

	第 9 期 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)	第 10 期 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日)
	_____	(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価格については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同 左
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。	(1) 貸倒引当金 同 左
	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 賞与引当金には、役員に係る引当金が含まれております。	(2) 賞与引当金 同 左
	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を	(3) 退職給付引当金 同 左

	第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
	計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：その発生年度に一括して損益処理しております。 また、退職給付引当金には、役員に係る引当金が含まれております。	
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。	同 左
9. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金および日本銀行への預け金であります。	同 左

【会計方針の変更】

<p>第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>
<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。 これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は30百万円、「無形固定資産」中のリース資産は1百万円、「その他負債」中のリース債務は33百万円増加しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>

【重要な後発事象】

<p>第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>
<p>_____</p>	<p>国際協力銀行は、平成20年10月1日をもって解散し、国際協力銀行の海外経済協力業務は独立行政法人国際協力機構の有償資金協力業務に承継されております。</p>



【注記事項】  
(貸借対照表関係)

第 9 期末 (平成 20 年 3 月 31 日)	第 10 期末 (平成 20 年 9 月 30 日)
<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額に該当する債権はありません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立て又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、延滞債権額は 73,367 百万円であります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額に該当する債権はありません。</p> <p>なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 139,647 百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 213,015 百万円であります。</p> <p>なお、上記 1. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務(債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務)の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議(パリクラブ)の場において債務繰延べ(リスケジュール)が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援(国際協調の枠組みの下での国際収支支援)が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国は I M F (国際通貨基金)との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当行の外国</p>	<p>1. 同 左</p> <p>2. 貸出金のうち、延滞債権額は 73,367 百万円であります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 同 左</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 668,789 百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 742,156 百万円あります。</p> <p>なお、上記 1. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務(債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務)の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議(パリクラブ)の場において債務繰延べ(リスケジュール)が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援(国際協調の枠組みの下での国際収支支援)が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国は I M F (国際通貨基金)との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当行の外国</p>

第 9 期末 (平成 20 年 3 月 31 日)	第 10 期末 (平成 20 年 9 月 30 日)
<p>政府等に対する債権のうち、平成 19 年度末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、1,228,905 百万円となっております。</p> <p>かかる債権については、当行の公的債権者としての特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債権については、3 ヶ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上記 4. に掲げた貸出条件緩和債権額のうち、かかる債権額は、139,647 百万円(うち繰延べ対象元本残高は 63,663 百万円)となっております。</p> <p>7. 平成 16 年 12 月のスマトラ沖大地震及びインド洋津波の被災国に関し、その被害の復旧・復興を支援する観点から、公的債権について被災国から要請がある場合は当面の債務支払猶予(モラトリアム)を認めることにつき、我が国を含む主要債権国は、債権国会議(パリクラブ)で合意しております。具体的には、被災国の期日どおりの債務支払を平成 17 年 12 月 31 日まで期待しないこと及び支払猶予された額につき 1 年間の据置期間を含む 5 年間の支払とすることを主要債権国は表明しており、平成 20 年 3 月末時点で、パリクラブに対しモラトリアムを要請してきた被災国はインドネシア及びスリランカの 2 カ国であります。当該要請のあった被災国に対する債権のうち、平成 20 年 3 月末時点における本措置による支払猶予対象元本残高は 96,645 百万円となっております。</p> <p>本措置に関する債権については、国際的な枠組みの下で、債務者の返済能力には影響がなく、今次災害の被害からの復旧・復興を支援する観点から、一時的に債務の支払を猶予するとの方針にて一致したことに基づき貸出条件の変更を行っていることも踏まえ、上記 1. から 5. に掲げた債権には含めておりません。</p> <p>8. 担保に供している資産はありません。</p> <p>9. 当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金用途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内でかつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は 3,803,800 百万円であります。</p> <p>10. 有形固定資産の減価償却累計額 4,637 百万円</p> <p>11. 利益剰余金について 当行は国際協力銀行法第 44 条により、海外経済協力勘定については積立金を積み立てております。</p>	<p>政府等に対する債権のうち、平成 20 年度末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、1,222,583 百万円となっております。</p> <p>かかる債権については、当行の公的債権者としての特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債権については、3 ヶ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上記 4. に掲げた貸出条件緩和債権額のうち、かかる債権額は、668,789 百万円(うち繰延べ対象元本残高は 528,995 百万円)となっております。</p> <p>7. 平成 16 年 12 月のスマトラ沖大地震及びインド洋津波の被災国に関し、その被害の復旧・復興を支援する観点から、公的債権について被災国から要請がある場合は当面の債務支払猶予(モラトリアム)を認めることにつき、我が国を含む主要債権国は、債権国会議(パリクラブ)で合意しております。具体的には、被災国の期日どおりの債務支払を平成 17 年 12 月 31 日まで期待しないこと及び支払猶予された額につき 1 年間の据置期間を含む 5 年間の支払とすることを主要債権国は表明しており、平成 20 年 9 月末時点で、パリクラブに対しモラトリアムを要請してきた被災国はインドネシア及びスリランカの 2 カ国であります。当該要請のあった被災国に対する債権のうち、平成 20 年 9 月末時点における本措置による支払猶予対象元本残高は 72,484 百万円となっております。</p> <p>本措置に関する債権については、国際的な枠組みの下で、債務者の返済能力には影響がなく、今次災害の被害からの復旧・復興を支援する観点から、一時的に債務の支払を猶予するとの方針にて一致したことに基づき貸出条件の変更を行っていることも踏まえ、上記 1. から 5. に掲げた債権には含めておりません。</p> <p>8. 同 左</p> <p>9. 当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金用途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内でかつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は 3,776,054 百万円であります。</p> <p>10. 有形固定資産の減価償却累計額 4,593 百万円</p> <p>11. 利益剰余金について 同 左</p>

## (損益計算書関係)

第 9 期 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)	第 10 期 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日)
1 .当行は第 4 期に平成 14 年 12 月 10 日付の政府発表「債務救済方式の見直し」による影響から円借款関連損失(特別損失)を計上しており、日本政府からは当行の財務の健全性を維持するため引き続き遺漏なきを期したいとの方針が表明されております。この方針の下、当事業年度に、円借款関連損失に対応して、政府一般会計より 20,000 百万円の交付金が交付されており、これを政府交付金収入(特別利益)として計上しております。	1 .当行は第 4 期に平成 14 年 12 月 10 日付の政府発表「債務救済方式の見直し」による影響から円借款関連損失(特別損失)を計上しており、日本政府からは当行の財務の健全性を維持するため引き続き遺漏なきを期したいとの方針が表明されております。この方針の下、当事業年度に、円借款関連損失に対応して、政府一般会計より 6,750 百万円の交付金が交付されており、これを政府交付金収入(特別利益)として計上しております。

## (キャッシュ・フロー計算書関係)

第 9 期 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)	第 10 期 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日)
1 .現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係  平成 20 年 3 月 31 日現在	1 .現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係  平成 20 年 9 月 30 日現在
現金預け金勘定 1,858 百万円	現金預け金勘定 4,067 百万円
<u>当座預け金(日銀を除く) 1,275 百万円</u>	<u>当座預け金(日銀を除く) 4,063 百万円</u>
現金及び現金同等物 <u>583 百万円</u>	現金及び現金同等物 <u>4 百万円</u>

## (リース取引関係)

第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
—————	1. ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 (ア) 有形固定資産 動産であります。 (イ) 無形固定資産 ソフトウェアであります。 リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」 に記載のとおりであります。
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 動産 228 百万円 その他 316 百万円 合計 544 百万円  減価償却累計額相当額 動産 126 百万円 その他 196 百万円 合計 323 百万円  期末残高相当額 動産 101 百万円 その他 120 百万円 合計 221 百万円  ・未経過リース料期末残高相当額 1年内 78 百万円 1年超 145 百万円 合計 224 百万円 ・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 130 百万円 減価償却費相当額 125 百万円 支払利息相当額 4 百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 271 百万円 無形固定資産 361 百万円 合計 632 百万円  減価償却累計額相当額 有形固定資産 133 百万円 無形固定資産 210 百万円 合計 343 百万円  期末残高相当額 有形固定資産 137 百万円 無形固定資産 151 百万円 合計 288 百万円  ・未経過リース料期末残高相当額 1年内 74 百万円 1年超 214 百万円 合計 289 百万円 ・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 66 百万円 減価償却費相当額 63 百万円 支払利息相当額 2 百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。
(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。	(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。

(有価証券関係)

貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金等を含めて記載しております。

前事業年度

1. 売買目的有価証券 (平成20年3月31日現在)  
該当ありません。
2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成20年3月31日現在)  
該当ありません。
3. その他有価証券で時価のあるもの (平成20年3月31日現在)  
該当ありません。
4. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)  
該当ありません。
5. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

(金額単位: 百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他有価証券	18,567	14,307	-

6. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額 (平成20年3月31日現在)

(金額単位: 百万円)

	金額
満期保有目的の債券	-
非上場外国債券	-
その他有価証券	103,701
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	102,921
非上場外国株式	0
その他の非上場国内証券	-
その他の非上場外国証券	779

7. 保有目的を変更した有価証券  
該当ありません。
8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額 (平成20年3月31日現在)  
該当ありません。
9. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの (平成20年3月31日現在)  
該当ありません。

・ 当事業年度

1. 売買目的有価証券（平成20年9月30日現在）  
該当ありません。
2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）  
該当ありません。
3. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）  
該当ありません。
4. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）  
該当ありません。
5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）  
該当ありません。
6. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額（平成20年9月30日現在）

（金額単位：百万円）

	金額
満期保有目的の債券	-
非上場外国債券	-
その他有価証券	103,594
非上場国内株式（店頭売買株式を除く）	102,921
非上場外国株式	0
その他の非上場国内証券	-
その他の非上場外国証券	673

7. 保有目的を変更した有価証券  
該当ありません。
8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成20年9月30日現在）  
該当ありません。
9. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）  
該当ありません。

（金銭の信託関係）

- ・ 前事業年度（平成20年3月31日現在）  
該当ありません。
- ・ 当事業年度（平成20年9月30日現在）  
該当ありません。

（その他有価証券評価差額金）

- ・ 前事業年度（平成20年3月31日現在）  
該当ありません。
- ・ 当事業年度（平成20年9月30日現在）  
該当ありません。

（デリバティブ取引関係）

- ・ 前事業年度（平成20年3月31日現在）  
該当ありません。
- ・ 当事業年度（平成20年9月30日現在）  
該当ありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度および退職一時金制度を設定しております。

2. 退職給付債務に関する事項

(金額単位：百万円)

区分	第9期末 (平成20年3月31日)	第10期末 (平成20年9月30日)
退職給付債務 (A)	9,073	9,182
年金資産 (B)	2,531	2,669
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	6,541	6,512
会計基準変更時差異の未処理額 (D)	-	-
未認識数理計算上の差異 (E)	-	-
未認識過去勤務債務 (F)	-	-
貸借対照表計上額純額 (G)=(C)+(D)+(E)+(F)	6,541	6,512
前払年金費用 (H)	-	-
退職給付引当金 (G) (H)	6,541	6,512

(注) 厚生年金基金の代行部分を含めて記載しております。

3. 退職給付費用に関する事項

(金額単位：百万円)

区分	第9期末 (平成20年3月31日)	第10期末 (平成20年9月30日)
勤務費用	324	161
利息費用	177	90
期待運用収益	41	18
過去勤務債務の費用処理額	-	-
数理計算上の差異の費用処理額	381	-
会計基準変更時差異の費用処理額	-	-
その他(臨時に支払った割増退職金等)	-	-
退職給付費用	841	233

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	第9期末 (平成20年3月31日)	第10期末 (平成20年9月30日)
(1) 割引率	2.0%	2.0%
(2) 期待運用収益率	1.5%	1.5%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	-	-
(5) 数理計算上の差異の処理年数	発生年度に一括償却	発生年度に一括償却
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	-	-

(関連当事者との取引)

・ 前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)  
関連当事者との取引において記載すべき重要なものではありません。

・ 当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)  
関連当事者との取引において記載すべき重要なものではありません。

【附属明細表】

第10期(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1.有形固定資産等明細表

(金額単位:百万円)

資産の種類		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額	当期償却額	差引期末残 高	摘要
有形 固定 資産	建物				6,699	3,761	100	2,938	
	土地				3,216			3,216	
	リース資産				31	0	0	30	
	建設仮勘定				46			46	
	その他の有形固 定資産				1,254	830	45	423	
	計				11,248	4,593	145	6,655	
無形 固定 資産	ソフトウェア				3,249	1,482	242	1,767	
	リース資産				1	0	0	1	
	その他の無形固 定資産				127			127	
	計				3,377	1,482	242	1,895	

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の金額は資産総額の1%以下であるため、「前期末残高」「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。



2. 借入金等明細表

(金額単位:百万円)

区分	前期末残高	当期末残高	平均利率(%)	返済期限	摘要
借入金	3,306,703	3,114,262	1.7		
財政融資資金借入金	3,306,703	3,114,262	1.7	平成21年11月～ 平成45年5月	
1年以内に返済予定のリース債務	-	8	-	-	
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	24	-	平成24年6月～ 平成24年8月	

- (注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。  
2. 借入金の決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

(金額単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
借入金	396,804	402,125	379,337	347,712	327,966

3. 引当金明細表

(金額単位:百万円)

区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高	摘要
			目的使用	その他		
貸倒引当金						
一般貸倒引当金	37,289	69,172		37,289	69,172	
個別貸倒引当金	50,319				50,319	
うち非居住者向け債権	50,319				50,319	
特定海外債権引当勘定						
賞与引当金	393	389	393		389	
計	88,002	69,562	393	37,289	119,882	

- (注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものです。  
一般貸倒引当金……………洗替による取崩額

( 2 ) 主な資産及び負債の内容

第 10 期末 ( 平成 20 年 9 月 30 日現在 ) の主な資産及び負債の内訳は、次のとおりであります。

資産の部

預 け 金 日本銀行への預け金 0 円及び他の銀行への預け金 4,063 百万円であります。

未 収 収 益 未収貸付金利息 56,280 百万円その他であります。

その他の資産 仮払金 208 百万円その他であります。

負債の部

未 払 費 用 未払借入金利息 13,299 百万円その他であります。

その他の負債 仮受金 114 百万円であります。

( 3 ) その他

該当事項なし。

## 第6 発行者の参考情報

### 1. 発行者の参考情報

当機構では、当機構の現況を理解していただくために、業務内容、財務状況等について下記のとおり開示しています。

資料の種類	公表場所・方法
財務諸表 (貸借対照表、損益計算書、財産目録)	・官報にて公告 ・本部に備置 ・インターネット上に掲載
附属明細書	・本部に備置 ・インターネット上に掲載
決算報告書	・本部に備置 ・インターネット上に掲載
監事の意見書 (財務諸表及び決算報告書にかかるもの)	・本部に備置 ・インターネット上に掲載
業務報告書(有償資金協力勘定)・事業報告書(一般勘定) (業務内容、業務実績、組織概要、財務内容等を掲載)	・本部に備置 ・インターネット上に掲載
国際協力機構年報(和文・英文・西文・仏文) 国際協力銀行年次報告書(和文・英文)	・本部に備置 ・インターネット上に掲載
「JICA PROFILE」	・本部に備置 ・インターネット上に掲載
ホームページ (上記の資料に加え、国際協力機構関連法令、業務内容・実績、財務状況、投資家への情報、調査レポート等を掲載。)	・インターネット上に開設 (アドレス <a href="http://www.jica.go.jp/">http://www.jica.go.jp/</a> )

本部住所 : 〒102-8012  
東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル1階から6階

## 2.独立行政法人国際協力機構中期目標

### 独立行政法人国際協力機構中期目標

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定により、独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

はじめに

グローバル化の中で国際社会において経済格差の拡大と貧困の深刻化が進んでおり、環境等地球規模の問題も依然として深刻である。また、冷戦終了後、紛争、特に地域・民族紛争が頻発しており、紛争予防、緊急人道支援、平和の定着と国造りのための努力の重要性は、従来にも増して高まっている。特に平成13年9月11日のテロ以降、欧米諸国が相次いで政府開発援助（以下「ODA」という。）の供与額の増額方針を表明するなど、開発問題に対する国際的関心が高まりつつある。

また、国際社会においては、開発問題への取組において開発目標の共有と新たな開発戦略の構築が進展している。特に、ミレニアム開発目標は、貧困削減、基礎教育、男女平等、保健医療、環境保全等に関して、国際社会が共通して取り組むべき課題と具体的な達成目標を設定している。さらに、平和構築支援については一層の強化が求められており、これらは我が国が主導する人間の安全保障の観点からも重要な課題である。同時に、開発途上国の貿易、投資及び人の交流を活性化し、持続的成長を支援することも重要である。加えて、開発戦略については、援助国・国際機関等が、特に貧困に直接焦点を当てて援助の協調を図る動きも世界的に活発化しつつある。

我が国としても、開発途上国の安定と発展への貢献を通じ、我が国の安全と繁栄を確保するとともに、地球規模課題の解決に積極的に取り組み、世界の平和と繁栄の実現に向けて、「平和協力国家」として責任ある役割を果たす必要がある。

また、我が国ODAの重点を、我が国との経済的社会的結びつきの強いアジア地域に置くことも求められている。さらに、平成20年5月に開催された第4回アフリカ開発会議で、我が国は、アフリカ向け援助を2012年までに倍増することを表明し、平成20年7月の北海道洞爺湖サミットでは、ミレニアム開発目標の達成に向け、新たな決意表明を行った。我が国は、クールアース・パートナーシップ等を含むこれらの国際公約を着実に達成するとともに、さらなる戦略的重点化を図り、質の高い援助を実施していく必要がある。

他方、我が国の経済・財政の健全な発展が強く求められている現状の下、ODAの意義・役割とその成果及び経済社会への影響に関する国民の支持・理解を得る必要が高まってお

り、ODAの戦略性、機動性、透明性、効率性の確保が一層求められている。また、国際社会の援助需要に迅速かつ効果的に対応していくという観点からも、我が国のODAを通じた協力を国際的に競争力のあるものとするよう、不断の努力が求められている。

こうした我が国のODAを巡る状況において、ODAを含む海外経済協力の司令塔機能の強化のために平成18年4月に設置された内閣総理大臣を議長とする海外経済協力会議では、我が国のODAを含む海外経済協力に関する重要事項が機動的かつ実質的に審議されてきている。外務省は、引き続きODAの企画立案の調整の中核を担い、外務大臣の下に国際協力企画立案本部を設置し、企画立案機能強化を図っている。

機構は、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の3つの援助手法を一元的に実施する我が国のODAの実施機関として、統合効果が最大限発揮されるとともに、国際競争力のある援助が展開できるよう、政府の方針に則り、関係行政機関と連携しつつ、一層質の高い業務の実施に努めなければならない。また機構は、海外経済協力会議で審議される重要事項、政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助計画及び年度毎の国際協力重点方針等の政府の政策を踏まえ、3つの援助手法間の連携による相乗効果の発現を図るとともに、国別・地域別及び課題別アプローチのさらなる強化に努め、政府の案件採択に資するよう具体的な案件形成のために重要な役割を果たさなければならない。加えて機構は、事業の透明性を一層高め、事業の合理化を進めるとともに、一貫した事業の評価を行っていかなければならない。

さらに機構は、ODAへの幅広い国民参加が一層求められている状況を踏まえ、NGOをはじめ、地方自治体、大学、経済界等幅広い国民層からの主体的な国際協力への参加を促進するとともに、国民の理解を深めるために広報・情報公開や開発教育を充実させていく必要がある。また機構は、国際協力に参画する人材の育成・確保に努めていかなければならない。

加えて機構は、政府が行う政策の企画・立案に資するよう、主務大臣に事業実績に基づき適宜報告するものとする。

以上の認識を踏まえ、機構は、我が国のODAの実施機関として、本中期目標に従い、独立行政法人化の趣旨を十分踏まえて、効率的かつ効果的な業務を行うものとする。

## 1. 中期目標の期間

中期目標の期間は平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5年間とする。

## 2. 業務運営の効率化に関する事項

機構は、業務の運営に際しては、以下の各事項に関し具体的措置を講ずることにより、効率化を図る。

### (1) 組織運営における機動性の向上

機構は、開発途上国のニーズの多様化や我が国の開発援助政策の重点の変化に機動的に

対応し得るよう、引き続き在外事務所の体制・機能強化を進め、国内から在外への人員配置等の在外強化の取組を一層促進する。また機構は、在外公館や内外で活動するNGO、その他の援助関係者や民間セクターとも連携を図り、開発途上地域のニーズを的確に把握する。

また、統合効果を最大限に発揮する観点から、従来以上に円滑な業務の実施が可能となるような体制の定着を図る。

併せて機構は、政策上の要請に的確かつ機動的に対応すべく、予算の執行管理機能の一層の強化を図る。

さらに機構は、限られた資源で最大の効果を発揮させる観点から、海外拠点について国際情勢の変化等を踏まえた配置の適正化等のため必要な見直し、また、国内拠点について設置目的と果たすべき機能や利用状況等を第三者の参加を得て検証し、その検証に基づき必要な見直しを促進する。

## (2) 業務運営全体の効率化

(イ) 機構は、業務全体を通じて、情報化・電子化を進めつつ、効率的な業務運営の環境を確保するとともに、事業が有機的かつ効率的になされるよう、必要に応じて在外事務所を含めた事務処理の改善を行う。

(ロ) 機構は、随意契約等における委託等について、国における見直しの取組（「公共調達  
の適正化について」（平成18年8月25日付事務連絡。財務大臣から各省各庁の長あて。））  
等を踏まえ、関連公益法人等との契約のあり方などにつき国の取組に準じた不断の見直し  
を行い、一般競争入札をはじめ競争性のある契約の範囲拡大を図るとともに、契約の妥当  
性について、第三者の参加を得て検証を行う。併せて機構は、委託先での執行状況をチェ  
ックするシステムを強化し、実施を徹底するとともに、不正行為等に対しては、法令、規  
程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとることで、適正な実施を確保する。

(ハ) 機構は、中期目標期間中、事業の質の維持・向上を図りつつ、事業コストの縮減及  
び事業内容の見直しを行い、運営費交付金を充当する業務経費（重点施策の実施等の事由  
による政策的に必要とされる経費、特別業務費、受託事業及びその他の外部資金によるも  
のとして整理される経費を除く。）について、毎事業年度1.3%程度の効率化に努める。

また機構は、中期目標期間中、運営費交付金を充当する一般管理費（特殊要因又は受託  
事業及びその他の外部資金によるものとして整理される経費を除く。）について、中期目標  
期間の最終年度において平成18年度比年率3%程度の効率化に努める。

また、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18  
年法律第47号）に基づき、国家公務員の定員の純減目標（平成18年度から5年間で5%  
以上の純減）及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行う。

さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

(ニ) 機構は、効率化の取組が業務の質の低下をもたらすことのないよう、モニタリング手法の確立に努める。

(ホ) 機構は、「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」（平成17年6月29日付各府省情報化総括責任者（CIO）連絡会議決定）を踏まえ、主要な業務・システムに係る監査並びに刷新可能性調査を実施するとともに、平成21年度末までに、最適化計画を策定する。策定した最適化計画は速やかに公表し、実施する。

### 3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

#### (1) 統合効果の発揮

国際競争力の高い援助を実施するため、機構は、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一体的に運用し、開発途上地域等の需要に的確かつ迅速に対応する。援助事業のプログラム化を進め、3つの援助手法の相乗効果を最大限に発揮させるよう取り組む。

#### (2) 事業に関する横断的事項

(イ) 開発途上地域等の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力を促進し、我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することは、我が国の開発援助政策の枢要な課題である。このため機構は、海外経済協力会議で審議される重要事項、政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助計画、年度毎の国際協力重点方針をはじめとする政府の政策及び政府の国別・地域別、分野・課題別の援助方針に則り、開発途上国側の開発政策及び援助需要を踏まえ、国際約束に基づく技術協力、有償資金協力、無償資金協力等につき、これらの援助手法の特色を十分に活かしつつ、効果的に業務を実施する。その際機構は、開発途上国政府及び関係者との十分な意思疎通に努めるとともに、他の援助実施機関との連携を密にし、さらには、日本政策金融公庫（国際協力銀行業務）等の政府開発援助以外の公的資金（OOF）の実施機関との連携を図る。また、派遣専門家等関係者の安全対策を講じるとともに、派遣者へ適切なサポートを行う。

(ロ) 機構は、独立行政法人国際協力機構法第40条に基づく主務大臣の要請に対しては、正当な理由がない限り迅速に対応する。

(ハ) 機構は、機構に対する国民の信頼を確保し、国民に対する説明責任を果たすとの観点から、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第

59号)に基づき、情報の公開及び個人情報の保護に適正に対応する。また機構は、国際協力の理解と参加を促進するために、機構の役割や開発途上国の人々や社会にもたらした具体的な成果等も含め情報提供と広報活動の充実を図る。

(二) 機構は、事業実施に当たっては、職員その他の関係者の環境影響及び住民移転等の社会的影響の回避・最小化に関する意識を高め、環境社会配慮ガイドラインに則り、環境及び社会に配慮した業務運営に努力する。環境社会配慮ガイドラインについては、必要に応じて改定するとともに、改定の際には第三者の意見を聴取する機会を設ける。

(ホ) 男女共同参画の視点は重要であり、機構は、事業実施に当たり、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。

(へ) 機構は、客観的な事業評価の指標の設定を含む事前評価から事後評価にいたる体系的かつ効率的な評価を行うとともに、外部評価を適切に実施する。また、これらの評価の内容について国民にわかりやすい形で情報提供するとともに、評価内容を迅速かつ的確に新たな事業実施にフィードバックする。さらに、各事業の費用対効果を高める観点から、費用対効果の明確化のためのコスト効率性に関する定量的評価手法の開発に取り組む。

### (3) 各事業毎の目標

#### (イ) 技術協力(法第13条第1項第1号)

(i) 技術協力業務は、開発途上地域における人的資源の開発、技術水準の向上及び公共的な開発計画の立案を支援することにより、開発途上地域の経済的社会的開発の促進及び福祉の向上に寄与することを目的としており、機構は、条約その他の国際約束に基づき、案件を効果的・効率的及び迅速に実施するものとする。また、機構は、想定される投入要素の内容及び概算経費の精度の向上を図りつつ、案件の実施に当たり、投入要素の組み合わせ・量・時期等を適切に決定するとともに、案件の実施中に行う評価の結果を踏まえて当該案件の内容について適切に見直しを行うものとする。

(ii) 機構は、研修員受入について、各研修コースについて開発途上国の需要にかなっているか、効果的なものとなっているかを、第三者の参加を得て客観的に検証し、その結果を研修コース及びプログラムの改廃に的確に反映できるようなシステムを確立する。

また機構は、海外、国内別に研修の実施基準を策定し、効果的かつ効率的な取組を促進する。

加えて機構は、帰国研修員に対するフォローアップの充実等により、その活用を図る。

青年研修事業については、事業の有する開発教育効果にも配慮しつつ、交流性の強いプログラムを廃止し、技術研修へ絞り込むことにより、従来以上に専門的知見の習得を重視した事業内容とする。



(iii) 機構は、相手国からの要請内容を適切に踏まえつつ、案件に相応しい質の高い専門家・コンサルタントの選定を適正かつ速やかに行うとともに、その評価を厳正に行い、以後の選定の向上に適確に反映させる。

(ロ) 有償資金協力（法第13条第1項第2号）

(i) 有償資金協力業務は、開発途上地域等に対して金利・償還期間等について緩やかな条件の下で資金を提供することによって、開発途上国の自助努力による経済発展、経済的自立を支援するものであり、機構は、条約その他の国際約束に基づき、案件を効果的・効率的に実施するものとする。

(ii) 機構は、開発効果の持続性の確保と増大のために、借入国における開発政策・制度が適切に策定・運営され、事業の形成・運営・維持管理体制等が適切に整備されるよう、我が国および機構の持つ知見等を活用しつつ、知的協力を推進する。

(ハ) 無償資金協力（法第13条第1項第3号）

(i) 無償資金協力業務については、機構は、条約その他の国際約束に基づき、案件を適正かつ効果的・効率的に実施するとともに、外務大臣が自ら行う無償資金協力のうち、機構の関与が必要なものとして外務大臣が指定するものについてはその案件が適正かつ効果的・効率的に実施されるよう、その促進に努める。

(ii) 機構は、無償資金協力事業の競争性と透明性の一層の確保に留意し、入札への参加拡大を図り、入札参加業者のインセンティブを高める観点からも、制度改善に資する取組を行う。

(iii) 機構は、積算審査の強化等の取組を実施し、総合的なコストの縮減を図る。

(ニ) 国民等の協力活動（法第13条第1項第4号）

(i) 本号に基づくボランティア関連業務については、機構は、国民の発意が出来る限り反映されるよう留意しつつ、開発途上地域の発展に寄与するよう、協力の質的向上に努める。このため機構は、引き続き適格な人材の確保に努めるとともに、派遣者への適切なサポートを行う。また、事業への参加環境の改善のために必要な措置を講ずる。

(ii) 機動性を有するNGO等を担い手とした事業を実施することは、現地の実情に一層合致したより適正かつ効果的な技術の移転に資するものである。このような観点から、NGO等との連携を推進し、機構は、草の根技術協力事業の実施に当たっては、開発途上地域の人々の生活改善・生計向上に直接役立つ基礎生活分野を中心として、政府対政府による国際協力事業では十分手が届き難い、草の根レベルのきめ細やかな協力を行うものとする。また、幅広い国民の参加が得られるよう、主体的な発意が尊重されるよう配慮するとともに、手続きのさらなる迅速化に心がけるものとする。

(iii) 機構は、開発援助に関する意識を国民の間に育てることを目的として、開発教育支

援を充実させる。

(ホ) 海外移住（法第13条第1項第5号）

機構は、本事業を推進するに当たっては、我が国から中南米地域等へ渡航した海外移住者の生活の定着・安定を側面から支援するものであるとの認識をもって臨むとともに、特に開発途上地域における移住者支援業務は経済協力の目的をも併せもつことに鑑み、経済・技術協力業務との十分な連携を図りつつ、移住者の属する地域の開発に資するよう留意するものとする。事業の実施に当たっては、移住者の定着・安定化を見つつ、重点化を図る。その際、政府が、事業の目的とその達成状況等を検証し、必要性を判断し、役割を終えたと判断されるものについては廃止する。

(ヘ) 災害援助等協力（法第13条第1項第6号及び第2項）

機構は、開発途上地域等における大規模災害による被災者救済のため、国際緊急援助隊派遣及び緊急援助物資供与の迅速、効果的かつ効率的な実施を図る。

(i) 国際緊急援助隊派遣の実施に当たっては、平時より必要機材・物資の備蓄体制を整備するとともに、隊員の訓練・研修の充実を図り、緊急時に迅速、効果的かつ効率的な緊急援助活動が可能になるよう努める。また、緊急時に円滑な対応を行うため、体制整備、訓練、研修等の実施につき、主務大臣との意思疎通を図ることとする。

(ii) 緊急援助物資供与の実施に当たっては、被災規模、被災国のニーズ等を勘案の上、適切な規模及び内容の援助を行う。また、援助物資供与後、被供与国の物資活用状況等についてのフォローアップを行い、今後の業務実施の改善に反映させる。

(ト) 人材養成確保（法第13条第1項第7号）

国際協力に係る優れた人材の養成及び確保は、広く技術協力事業全般の基盤の根幹をなすものであり、また、我が国技術協力の質的向上に直接関連するものである。このため機構は、専門家の公募、登録、確保及び養成のための研修等の業務を援助ニーズを踏まえて適確に行い、援助人材の養成及び確保に努める。

(チ) 調査及び研究（法第13条第1項第8号）

開発途上国及び我が国を含む国際社会の情勢の変化に対する洞察と中長期的な展望を踏まえつつ、戦略的、効果的な事業を実施するために必要な調査及び研究を行う。また機構は、それらの成果に基づき対外発信の充実に努める。

(リ) 受託業務（法第13条第3項）

機構は、外務大臣が適当と認める場合、開発途上地域と我が国内外の国際協力に携わる幅広いリソースとの連携に係る一手段として、本邦又は外国において、政府等若しくは国

際機関又は法人その他の団体の委託を受けて、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与する業務を行う。

#### 4. 財務内容の改善に関する事項

(1) 機構は、運営費交付金を充当して行う業務については、「2. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

(2) 機構は、保有資産の売却等により、土地・建物の効率的な活用を促進するよう見直しを行うとともに、自己収入の確保、固定的経費の節減、予算の効率的な執行により適切な財務内容の実現を図る。

(3) 機構は、国際協力に対する国民の参画意識の醸成等の観点から、広く国民各層から寄附金を受け入れる活動を積極的に展開するとともに、内閣府の委託により行われる「野口英世アフリカ賞基金」を含め受け入れた寄附金の適正な管理・運用に努める。

(4) 機構は、融資事業における債権の回収を適切に進めるとともに、移住融資債務者に対する為替変動の影響等による債務負担の軽減に関する方策を検討する。

#### 5. その他業務運営に関する重要事項

##### (1) 施設・設備

機構は、業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、費用対効果や事業全体の収支などを総合的に勘案し、施設・設備に関する計画を定める。

##### (2) 人事

機構は効果的かつ効率的な業務運営のため、人員の適正配置により業務運営の効率化を図る。また機構は、業務内容の高度化及び専門化に対応するため、職員への研修、資格取得等の促進を通じた職員の資質向上を図る。機構は、これらの効果的かつ効率的な業務運営に則した人事に関する計画を定める。

##### (3) 監査の充実

外部監査の実施等監査の充実を図り、適正な業務運営を図る。

## 独立行政法人国際協力機構中期計画

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条第1項の規定に基づき、独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）の平成19年度から始まる期間における中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のように定める。

中期計画を実施するに当たっては、中期目標に示された我が国の開発援助を巡る諸状況を踏まえ、機構に課せられた使命を達成するため、関係行政機関と連携しつつ、あらゆる努力を行う。

### 1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

#### （1）組織運営における機動性の向上

開発途上国のニーズの多様化や我が国の開発援助政策の重点の変化に機動的に対応し得るよう、引き続き在外事務所の体制・機能強化を進め、国内から在外への人員配置等の在外強化の取組を一層促進する。また、在外公館や内外で活動するNGO、その他の援助関係者や民間セクターとも連携を図り、開発途上地域のニーズを的確に把握する。

また、統合効果を最大限に発揮する観点から、従来以上に円滑な業務の実施が可能となるような体制の定着を図る。

併せて、政策上の要請に的確かつ機動的に対応すべく、予算の執行管理機能の一層の強化を図る。

さらに、限られた資源で最大の効果を発揮させる観点から、海外拠点について国際情勢の変化等を踏まえた配置の適正化等のため必要な見直し、また、国内拠点について設置目的と果たすべき機能や利用状況等を第三者の参加を得て検証し、その検証に基づき必要な見直しを行う。具体的には、

- 現地ODAタスクフォース等、現地における政府開発援助（以下「ODA」という。）実施のための連携体制に積極的に参加する。
- 人員の在外への配置や現地職員の活用等により適正な人員体制の整備を進めるとともに、事業実施において在外主導體制の定着を図る。
- 部局間の連携を強化するとともに、業務運営に係る決裁プロセスを合理化し業務効率の促進を図る。
- 既存の各システムを有効活用して予算執行の予測性を高め、予算の執行管理・調整機能の一層の強化を図る。
- EUへ加盟した、あるいはOECD開発援助委員会の援助受取国リストから外れたいわゆるODA卒業国に設置されている海外拠点については、実施中の事業終了のタイミングや外交的配慮も念頭に置きつつ原則廃止する。それ以外の海外拠点についても、開発途上

国の経済成長などの国際情勢の変化、プロジェクトの実施期間等の状況を踏まえ、配置の適正化のための必要な見直しを行う。

- 国内拠点について、各国内機関の設置目的と果たすべき機能、役割、稼働率等の利用状況、費用対効果等を第三者の参加を得て検証し、その検証結果に基づき配置の適正化のための必要な見直しを行う。

## (2) 業務運営全体の効率化

(イ) 業務全体を通じて、情報化・電子化を進めつつ、効率的な業務運営の環境を確保するとともに、事業が有機的かつ効率的になされるよう、必要に応じて在外事務所を含めた事務処理の改善を行う。具体的には、

- 専門家派遣、研修員受入、ボランティア関連業務等の手続きの効率化を図る。
- コンサルタント契約の手続きの合理化を図る。
- 内部連絡文書の事務手続き等の合理化を通じ、文書事務の削減を行う。

(ロ) 随意契約等における委託等について、国における見直しの取組（「公共調達の見直しについて」（平成18年8月25日付事務連絡。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、関連公益法人等との契約のあり方などにつき国の取組に準じた不断の見直しを行い、一般競争入札をはじめ競争性のある契約の範囲拡大を図るとともに、契約の妥当性について、第三者の参加を得て検証を行う。併せて、委託先での執行状況をチェックするシステムを強化し、実施を徹底するとともに、不正行為等に対しては、法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとることで、適正な実施を確保する。具体的には、

- 関連公益法人等との契約における見直しを行い、一般競争入札、プロポーザル方式契約等競争性のある契約の拡大を進める。
- 契約の妥当性について第三者の参加を得て検証を行うとともに、契約の情報を積極的に開示し、透明性の確保を図る。また、委託先での適正な執行を確保するため、定期的な報告・確認等のチェック手続きを強化し、実施を徹底するとともに、不正行為等に対しては、法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとることで、適正な実施を確保する。

(ハ) 中期目標期間中、事業の質の維持・向上を図りつつ、事業コストの縮減及び事業内容の見直しを行い、運営費交付金を充当する業務経費（重点施策の実施等の事由による政策的に必要とされる経費、特別業務費、受託事業及びその他の外部資金によるものとして整理される経費を除く。）について、要員の待遇見直しや調査業務の一層の効率的実施等の取組によって、毎事業年度1.3%以上の効率化を達成する。

また、中期目標期間中、運営費交付金を充当する一般管理費（特殊要因又は受託事業

及びその他の外部資金によるものとして整理される経費を除く。)について、人件費、事務所借料等の経費の削減によって、中期目標期間の最終年度において平成18年度比年率3%以上の効率化を達成する。

また、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員の定員の純減目標(平成18年度から5年間で5%以上の純減)及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減に取り組み、平成18年度から5年間に於いて5%以上の削減を行い、その際、役職員の給与について必要な見直し等を進める。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

(ニ) 効率化の取組が業務の質の低下をもたらすことのないよう、モニタリング手法の確立に努める。

(ホ) 「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」(平成17年6月29日付各府省情報化総括責任者(CIO)連絡会議決定)を踏まえ、主要な業務・システムに係る監査並びに刷新可能性調査を実施するとともに、平成21年度末までに、最適化計画を策定する。策定した最適化計画は速やかに公表し、実施する。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 統合効果の発揮

国際競争力の高い援助を実施するため、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一体的に運用し、開発途上地域等の需要に的確かつ迅速に対応する。援助事業のプログラム化を進め、3つの援助手法の相乗効果を最大限に発揮させるよう取り組む。そのため、

- 国別・地域別アプローチを強化し、開発途上地域等の開発政策に則し、3つの援助手法を一体的に活用した効果的な事業を実施する上で、優良な協力プログラムの形成を支援する。
- 技術協力、有償資金協力、無償資金協力の3つの援助手法に係る調査業務を「協力準備調査」として集約し、案件形成の迅速化とともに3手法間の連携による援助効果の向上を図る。

(2) 事業に関する横断的事項

(イ) 開発途上地域等の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力を促進し、我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することは、我が国の開発援助政策の重要な課題である。このため、海外経済協力会議で審議される

重要事項、政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助計画、年度毎の国際協力重点方針をはじめとする政府の政策及び政府の国別・地域別、分野・課題別の援助方針に則り、開発途上国側の開発政策及び援助需要を踏まえ、国際約束に基づき技術協力、有償資金協力、無償資金協力等につき、これらの援助手法の特色を十分に活かしつつ、効果的に業務を実施する。その際、開発途上国政府及び関係者との十分な意思疎通に努めるとともに、他の援助実施機関との連携を密にし、さらには、日本政策金融公庫（国際協力銀行業務）等の政府開発援助以外の公的資金（OOF）の実施機関との連携を図る。また、派遣専門家等関係者の安全対策を講じるとともに、派遣者へ適切なサポートを行う。具体的には、

- 政府の案件採択に資するよう、政府の援助方針等の政策を踏まえ、優良な案件の形成を積極的に支援する。
- 各開発課題や事業実施に関連する知識・ノウハウを恒常的に蓄積し、事業関係者の中で共有し、効果的な活用を推進する。
- 従来から取り組んでいる人々の能力強化や地域社会の強化をさらに進め、貧困、災害、感染症、気候変動等、国際社会の脅威となる課題への対応や平和構築支援をはじめとする事業を行う際には、人間の安全保障の視点を事業に組み込むことにより、事業の質及び効果の向上を図る。
- 地方自治体、大学、民間企業、NGO等とのパートナーシップを強化し、その知見や技術を事業に活用するとともに、我が国援助の独自性と対外的なプレゼンス確保に留意しつつ、他の援助国や国際援助機関との連携・協調を図る。
- 日本政策金融公庫（国際協力銀行業務）との適切な連携・協力を確保する。
- 事業の質の向上の観点から、JICA事業経験者等現地又は第三国のリソースを的確に把握し積極的な活用を図る。

(ロ) 独立行政法人国際協力機構法第40条に基づく主務大臣の要請に対しては、正当な理由がない限り迅速に対応する。

(ハ) 機構に対する国民の信頼を確保し、国民に対する説明責任を果たすとの観点から、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号）に基づき、情報の公開及び個人情報の保護に適正に対応する。また、国際協力の理解と参加を促進するために、機構の役割や開発途上国の人々や社会にもたらした具体的な成果等をわかりやすく公表するとともに、マスメディア等との連携を通じて広報効果の向上を図る。

(ニ) 事業実施に当たっては、職員その他の関係者の環境影響及び住民移転等の社会的影

響の回避・最小化に関する意識を高め、環境社会配慮ガイドラインに則り、環境及び社会に配慮した業務運営に努力する。環境社会配慮ガイドラインについては、必要に応じて改定するとともに、改定の際には第三者の意見を聴取する機会を設ける。

なお、世界の持続可能な開発・復興を目的とした事業実施機関として職員の意識を高め、自らの活動が環境に及ぼす影響を低減する活動を積極的に推進し、国際環境規格（ISO14001）に対応する。さらに、光熱水量・廃棄物の削減、再生紙利用等により省エネルギー・省資源化へ対応する。

(ホ) 男女共同参画の視点は重要であり、事業実施に当たり、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について充分配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。そのため、職員その他の関係者に、開発援助における男女共同参画推進の重要性についての理解促進を図るとともに、実施の各段階において、女性の地位向上に配慮した業務運営に努力する。

(ヘ) 客観的な事業評価の指標の設定を含む事前評価から事後評価にいたる体系的かつ効率的な評価を行うとともに、外部評価を適切に実施する。また、これらの評価の内容について国民にわかりやすい形で情報提供するとともに、評価内容を迅速かつ的確に新たな事業実施にフィードバックする。さらに、各事業の費用対効果を高める観点から、費用対効果の明確化のためのコスト効率性に関する定量的評価手法の開発に取り組む。具体的には、

- 目標の達成に向けて計画を見直し、運営方法を改善するとともに、将来の類似案件の計画・実施に活用することを目的として、事前から事後にいたる一貫した効率的な評価を実施する。
- 評価体制の充実と評価の質の向上に努めるべく、外部有識者評価委員会を定期的に開催し、評価制度、手法の改善のための提言を得る。また、評価の質の向上と客観性の確保に努めるべく、外部有識者・機関等による評価を適切に実施する。特に、協力終了後に協力効果を最終的に評価する事後評価に関しては、外部有識者・機関等による評価件数を全評価件数の50%以上とする。
- 評価結果のわかりやすい形での迅速な公開を図るべく、評価報告書の作成・公開に加え、機構及び外部有識者・機関等による全ての評価の評価結果をわかりやすくまとめた要約をホームページで迅速に公開する。
- フィードバック機能を強化し、評価から得られた教訓の事業への活用を図る。
- 各事業の費用対効果を高める観点から、費用対効果の明確化のためのコスト効率性に関する定量的評価について、実効性のある評価手法の確立に資するよう、調査研究を行い、その開発に取り組む。



(3) 各事業毎の目標

(イ) 技術協力（法第13条第1項第1号）

(i) 技術協力業務は、開発途上地域における人的資源の開発、技術水準の向上及び公共的な開発計画の立案を支援することにより、開発途上地域の経済的社会的開発の促進及び福祉の向上に寄与することを目的としており、条約その他の国際約束に基づき、案件を効果的・効率的及び迅速に実施する。また、想定される投入要素の内容及び概算経費の精度の向上を図りつつ、案件の実施に当たり、投入要素の組み合わせ・量・時期等を適切に決定するとともに、案件の実施中に行う評価の結果を踏まえて当該案件の内容について適切に見直しを行う。そのために、

- 総合的能力開発を重視した事業を実施し、その知見の蓄積に努める。
- 開発途上国支援における南南協力の意義と有効性に留意し、南南協力支援事業の効果的な実施を図る。
- 候補案件に想定される概算経費の標準的な算出方法を導入する。
- 案件実施に当たり、事業内容と積算内容の精緻化を図るとともに、実施中は、目標達成に向け、評価結果を踏まえ、進捗状況や外部状況の変化に応じて投入要素を機動的に見直すなど、事業マネジメントについて一層の向上を図る。

(ii) 研修員受入について、各研修コースについて開発途上国の需要にかなっているか、効果的なものとなっているかを、第三者の参加を得て客観的に検証し、その結果を研修コース及びプログラムの改廃に的確に反映できるようなシステムを確立する。

また、海外、国内別に研修の実施基準を策定し、効果的かつ効率的な取組を促進する。

加えて、帰国研修員に対するフォローアップの充実等により、その活用を図る。

青年研修事業については、事業の有する開発教育効果にも配慮しつつ、交流性の強いプログラムを廃止し、技術研修へ絞り込むことにより、従来以上に専門的知見の習得を重視した事業内容とする。具体的には、

- 第三者の参加も得て事業の成果をより客観的に検証するため、事前から事後の事業評価のシステムを改善するとともに、課題毎に事業方針を定め、評価結果と併せて研修案件の改廃と新設に反映させるシステムを確立する。
- 海外、国内で実施することが妥当な研修案件の基準を策定するとともに、特に国内で実施する研修については、研修員個人の育成にとどまらず組織開発や制度改善を重視する。
- 日本の知識や経験が開発途上国の問題解決により効果的に活かされるよう、大学との連携などにより研修内容の付加価値を高め、研修の方法を改善するとともに、研修案件終了後のフォローアップ活動を充実させる。
- 青年研修事業について、開発途上国の援助課題に合致した技術協力に絞り込むこと

により、研修効果を高める。

(iii) 相手国からの要請内容を適切に踏まえつつ、案件に相応しい質の高い専門家・コンサルタントの選定を適正かつ速やかに行うとともに、その評価を厳正に行い、以後の選定の向上に適確に反映させる。このため専門家については、

- 民間人材を含めた幅広い人材を積極的に活用し、専門家の質の向上に努める。そのために、人選基準を踏まえ、透明かつ適正な手続きによる選定を行う。また、高度な案件等で関係省庁、有識者等の知見が必要と判断される場合には、人選のための委員会を開催する。
- 人材の適正な再活用を念頭においた、人材の業績評価の着実な実施と反映を図る。またコンサルタントについては、
- コンサルタント選定における評価方法の見直し等を行い、競争性を一層高める。
- 緊急な選定手続きが必要と認められる案件については、引き続き迅速な選定を行う。

(ロ) 有償資金協力（法第13条第1項第2号）

(i) 有償資金協力業務は、開発途上地域等に対して金利・償還期間等について緩やかな条件の下で資金を提供することによって、開発途上国の自助努力による経済発展、経済的自立を支援するものであり、条約その他の国際約束に基づき、案件を効果的・効率的に実施する。

- 円借款事業の適正かつ迅速な形成に努める。
- 我が国の政策的な優先度と開発途上国のニーズを踏まえた円借款事業を促進する。
- 円借款を通じて、開発途上国における経済活動の活性化による自立的な経済成長を支援する。

(ii) 開発効果の持続性の確保と増大のために、借入国における開発政策・制度が適切に策定・運営され、事業の形成・運営・維持管理体制等が適切に整備されるよう、我が国及び機構の持つ知見等を活用しつつ、知的協力を推進する。

- 円借款借入国との緊密な政策対話やマクロ経済調査等により、借入国の債務持続可能性等を把握し、事業実施能力の向上を図る。
- 円借款事業の開発効果を高めるための調査・研修等を今後とも推進する。
- 地方自治体、大学、民間企業、NGO等とのパートナーシップにより、円借款事業を通じた開発効果の向上に努める。

(ハ) 無償資金協力（法第13条第1項第3号）

(i) 無償資金協力業務については、被援助国側と緊密に協議を行いつつ、条約その他の国際約束に基づき、案件を適正かつ効果的・効率的に実施するとともに、外務大臣が自ら行う無償資金協力のうち、機構の関与が必要なものとして外務大臣が指定するも

のについてはその案件が適正かつ効果的・効率的に実施されるよう、その促進に努める。

- (ii) 無償資金協力事業の競争性と透明性の一層の向上を図るとともに、工期設定の柔軟化、天災や大幅な物価変動といった予め想定できない事態に対する対応の最適化等、制度の改善に係る検討を進め、入札への参加拡大を図る。
- (iii) 積算審査の強化等の取組を実施し、総合的なコストの削減を図る。

## (二) 国民等の協力活動（法第13条第1項第4号）

- (i) 本号に基づくボランティア関連業務については、国民の発意が出来る限り反映されるよう留意しつつ、開発途上地域の発展に寄与するよう、協力の質的向上に努める。このため、引き続き適格な人材の確保に努めるとともに、派遣者への適切なサポートを行う。また、事業への参加環境の改善のために必要な措置を講ずる。そのために、
  - プログラム化の中での他事業との連携促進及び他機関との協調等に対応する。
  - ボランティア人材を取り巻く参加環境や社会環境の変化にも対応しつつ、協力の質的向上に資するボランティア事業基盤の拡充につながる、募集・選考や訓練・研修方法の改善を通じた適格なボランティア人材の確保、特に社会還元にもつながる現職参加制度の拡充、現地活動の支援強化等に取り組む。
  - 帰国ボランティアについては、社会還元のための環境整備を促進すべく、進路対策支援をはじめ、ボランティアの経験を活かす場の拡充に努める。

- (ii) 機動性を有するNGO等を担い手とした事業を実施することは、現地の実情に一層合致したより適正かつ効果的な技術の移転に資するものである。このような観点から、NGO等との連携を推進し、草の根技術協力事業の実施に当たっては、開発途上地域の人々の生活改善・生計向上に直接役立つ基礎生活分野を中心として、政府対政府による国際協力事業では十分手が届き難い、草の根レベルのきめ細やかな協力を行う。また、幅広い国民の参加が得られるよう、主体的な発意が尊重されるよう配慮するとともに、手続きのさらなる迅速化に心がける。具体的には、
  - 幅広い国民の参加が得られるよう、草の根技術協力事業の実施等により、NGO等との連携を推進する。また、そのためにNGO人材育成プログラムを推進する。
  - 草の根技術協力事業については、幅広い国民から、事業の趣旨に合致した応募が得られるよう、事業例等につきわかりやすい形での説明に努めるとともに、手続きの簡素化・迅速化を図り、事務合理化を行う。
  - 草の根技術協力事業については、国民の主体的な発意が尊重され、かつ、現地の実情に合致した協力が実施できるよう、対象協力地域に関する情報提供を行う。
  - 地域奉仕団体、職域団体、社会教育関係団体などの様々な団体・個人が発意し、自ら取り組む多様な手作りの国際協力の試みに対し、側面的な支援サービスを提供す

る。このために、国内と海外できめ細やかな支援を行うとともに、市民参加協力支援事業を実施する。

- 国民の理解促進を図る上で、職員、専門家、青年海外協力隊等国际協力の経験者が国民に体験を還元する機会を充実させるとともに、国内機関を活用して、地域に密着した活動を積極的に行う。その際、市民参加協力の全国拠点として広尾センター（JICA地球ひろば）を中心に国際協力に関わる市民団体の情報発信等の活動を支援する。

(iii) 開発援助に関する意識を国民の間に育てることを目的として、開発教育支援を充実させる。具体的には、

- 講師の派遣や視察プログラムなどを通じ、「総合的な学習の時間」での取組など教育現場との連携を実施する。
- 開発教育において重要な役割を担う教員に対し、開発課題等への理解を促進するためのプログラムを実施するとともに、そのフォローアップに努める。

(ホ) 海外移住（法第13条第1項第5号）

本事業を推進するに当たっては、我が国から中南米地域等へ渡航した海外移住者の生活の定着・安定を側面から支援するものであるとの認識をもって臨むとともに、特に開発途上地域における移住者支援業務は経済協力の目的をも併せもつことに鑑み、経済・技術協力業務との十分な連携を図りつつ、移住者の属する地域の開発に資するよう留意する。事業の実施に当たっては、移住者の定着・安定化を見つつ、政府が行う個別の事業目的とその達成状況の検証及び必要性の判断を踏まえ、重点化を図る。その中で、国内で実施している移住者の子弟や日系人の日本語教師に対する日本語研修事業については、機構で実施する必要性に関する検証結果を踏まえて抜本的に見直す。また、移住者への影響にも十分配慮しつつ、調査統計事業及び営農普及事業について中期目標期間中に段階的に廃止する。

(ヘ) 災害援助等協力（法第13条第1項第6号及び第2項）

開発途上地域等における大規模災害による被災者救済のため、国際緊急援助隊派遣及び緊急援助物資供与の迅速、効率的かつ効果的な実施を図る。

- (i) 国際緊急援助隊派遣の実施に当たっては、平時より必要機材・物資の備蓄体制を整備するとともに、隊員の訓練・研修の充実を図り、緊急時に迅速、効果的かつ効率的な緊急援助活動が可能になるよう努める。また、緊急時に円滑な対応を行うため、体制整備、訓練、研修等の実施につき、主務大臣との意思疎通を図る。
- (ii) 緊急援助物資供与の実施に当たっては、被災規模、被災国のニーズ等を勘案の上、適切な規模及び内容の援助を行う。また、援助物資供与後、被供与国の物資活用状況

等についてのフォローアップを行い、今後の業務実施の改善に反映させる。また、N G Oとの連携等により、緊急援助物資がより迅速かつ効果的に被災民の手に届くよう努める。

(ト) 人材養成確保 (法第13条第1項第7号)

国際協力に係る優れた人材の養成及び確保は、広く技術協力事業全般の基盤の根幹をなすものであり、また、我が国技術協力の質的向上に直接関連するものである。このため、専門家の公募、登録、確保及び養成のための研修等の業務を援助ニーズを踏まえて適確に行い、援助人材の養成及び確保に努める。そのため、

- 国際協力人材センターにおいて、国際協力への参加機会に関する情報提供及び相談業務、人材育成機会に関する情報提供を効果的に行う。
- 援助ニーズに対応した、能力強化研修等の適切な実施に取り組み、援助人材の能力開発・強化に努める。
- 人材育成をさらに幅広く行うため、インターンシップ制度、国際援助研究機関・大学との連携講座等を推進する。

(チ) 調査及び研究 (法第13条第1項第8号)

開発途上国及び我が国を含む国際社会の情勢の変化に対する洞察と中長期的な展望を踏まえつつ、戦略的、効果的な事業を実施するために必要な調査及び研究を行う。また、それらの成果に基づき対外発信の充実に努める。

(リ) 受託業務 (法第13条第3項)

外務大臣が適当と認める場合、開発途上地域と我が国内外の国際協力に携わる幅広いリソースとの連携に係る一手段として、本邦又は外国において、政府等若しくは国際機関又は法人その他の団体の委託を受けて、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与する業務を行う。

3. 予算 (人件費の見積を含む。)、収支計画及び資金計画 (本項において有償資金協力勘定を除く。)

(1) 予算 (人件費の見積を含む。) 別表1

運営費交付金を充当して行う業務については、「1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

(2) 収支計画 別表2

保有資産の売却等により、土地・建物の効率的な活用を促進するよう見直しを行うとと

もに、自己収入の確保、固定的経費の節減、予算の効率的執行により適切な財務内容の実現を図る。

### (3) 資金計画 別表3

融資事業における債権の回収を適切に進めるとともに、急激な為替変動を事由とするドミニカ共和国移住融資債務者の債務負担増について、適切な軽減措置を講じる。また、各移住融資債務者の状況等を踏まえ、償還計画の見直しを行う。

国際協力に対する国民の参画機会を広げる等の観点から、NGO等民間の援助活動の促進に配慮しつつ、広く国民各層から寄附金を受け入れる活動を積極的に行うとともに、内閣府の委託により行われる「野口英世アフリカ賞基金」を含め受け入れた寄附金の適正な管理・運用を行う。

## 4. 短期借入金の限度額

一般勘定 670 億円

有償資金協力勘定 1,500 億円

理由：一般勘定については、国からの運営費交付金の受け入れ等が3ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。

有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、財投機関債発行時の繋ぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。

## 5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

ボリビア国農牧技術センター建物、パラグアイ国農業総合試験場土地・建物、タイ国事務所土地・建物、東京国際センター八王子別館の土地・建物、中部国際センター土地・建物、職員住宅、保養所の処分を計画

## 6. 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）

剰余金が発生した際の使途は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務、施設・設備の整備、並びに改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に必要な経費に充てることとする。

## 7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

### (1) 施設・設備に関する計画

業務実施上の必要性及び既存の施設の老朽化等に対応するため施設・設備の整備改修等を計画的に行う。

平成19年度から平成23年度の施設・設備の整備に関する計画（単位：百万円）

施設・設備の内容

財源

予定額

中部国際センター建替え	施設整備資金	2,049
本部及び国内機関等施設整備・改修	施設整備資金	7,245
計	施設整備資金	9,293

(注記) 金額 (「3. 予算 (人件費の見積を含む。)、収支計画及び資金計画 (本項において有償資金協力勘定を除く。)」にて記載のもの) については見込みである。単位未満四捨五入の関係上、合計が一致しない。なお、上記の他、業務実施状況や、施設・設備の老朽度合い、改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した施設・設備の整備、改修等が追加されることがありうる。

## (2) 人事に関する計画

### (イ) 方針

効果的かつ効率的な業務運営のため、人員の適正配置により業務運営の効率化を図る。また、業務内容の高度化及び専門化に対応するため、職員への研修、資格取得等の促進を通じた職員の資質向上を図る。具体的には、

- 的確な勤務成績の評価を行い、仕事の難易度と役割の重要性を反映した処遇を実現することで、職員の意欲をさらに引き出すとともに、業務内容の質的向上と効率化を図りうる適材適所の人事配置を行う。
- 業務内容の高度化及び専門化に対応するため、国際機関への出向等の活用も含め、国・地域・開発課題に関する知見の深化、協力プログラム策定・プロジェクトマネジメント能力の強化、並びに語学も含めたコミュニケーション能力涵養を目的とした研修又は機会を提供し、国際協力のプロフェッショナルとしての能力開発に努める。特に、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に担う体制において、各援助手法の習熟に資する職員研修を推進する。

### (ロ) 人員に係る指標

期末の常勤職員数 1,664人

中期目標期間中の人件費総額見込み (「3. 予算 (人件費の見積を含む。)、収支計画及び資金計画 (本項において有償資金協力勘定を除く。)」にて記載のもの)

64,326百万円

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。

## (3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項 (法第31条第1項及び法附則第4条第1項)

(イ) 前中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行

ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した経費の支出並びにやむを得ない事由により前中期目標期間中に完了しなかった業務（有償資金協力業務を除く。）の財源に充てることとする。

(ロ) 前中期目標期間中に回収した債権又は資金で、独立行政法人国際協力機構法施行令（平成15年政令第409号）附則第2条の定めるところにより主務大臣の承認を受けた金額については、改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した施設・設備の整備、改修等の財源に充てることとする。

(4) その他中期目標を達成するために必要な事項

(イ) 監査の充実

外部監査の実施等監査の充実を図り、適正な業務運営を図る。

(ロ) 各年度の業績評価

各年度の業績に関し、外部有識者を含めた法人自身による評価を行い、業務運営に反映させる。



## 国際協力機構 中期計画（第2期）

**予算**

別表 1

中期目標期間：平成19年度～平成23年度

（単位：百万円）

収入	運営費交付金	755,938
	事業収入	2,979
	受託収入	14,948
	寄附金収入	140
	施設整備資金より受入	9,293
	前中期目標期間繰越積立金取崩収入	1,520
	計	784,818
支出	一般管理費	57,438
	（うち特殊要因を除いた一般管理費）	55,342
	業務経費	702,998
	（うち特別業務費を除いた業務経費）	698,998
	受託経費	14,948
	寄附金事業費	140
	施設整備費	9,293
	計	784,818

〔注1〕 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

〔注2〕 無償資金協力の計画は閣議により決定されるため、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第3号イに規定される業務における贈与資金に関する予算、収支計画、資金計画は記載していない。

〔人件費の見積〕

期間中、64,326百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び、退職者給与に相当する範囲の費用である。

〔運営費交付金の算定方法〕 ルール方式を採用

〔運営費交付金の算定ルール〕 別紙のとおり

**収支計画**

別表 2

中期目標期間：平成19年度～平成23年度

(単位：百万円)

区別		
費用の部		774,373
	経常費用	774,373
	一般管理費	51,113
	(うち特殊要因を除いた一般管理費)	49,017
	業務経費	702,998
	(うち特別業務費を除いた業務経費)	698,519
	受託経費	14,948
	寄附金事業費	140
	減価償却費	5,174
	財務費用	0
	支払利息	0
	臨時損失	0
収益の部		772,853
	経常収益	772,853
	運営費交付金収益	749,613
	事業収入	2,979
	受託収入	14,948
	寄附金収入	140
	資産見返運営費交付金戻入	5,087
	資産見返補助金等戻入	87
	財務収益	0
	受取利息	0
	臨時収益	0
	純利益 (▲純損失)	▲ 1,520
	前中期目標期間繰越積立金取崩額	1,520
	目的積立金取崩額	0
	総利益 (▲総損失)	0

[注] 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

**資金計画**

別表 3

中期目標期間：平成19年度～平成23年度

(単位：百万円)

区別		
資金支出		805,622
	業務活動による支出	769,199
	一般管理費	51,113
	(うち特殊要因を除いた一般管理費)	49,017
	業務経費	702,998
	(うち特別業務費を除いた業務経費)	698,519
	受託経費	14,948
	寄附金事業費	140
	投資活動による支出	15,743
	固定資産の取得による支出	15,619
	新規貸付による支出	124
	財務活動による支出	0
	短期借入金の返済による支出	0
	国庫納付金による支払額	5,240
	次期中期目標の期間への繰越金	15,441
資金収入		805,622
	業務活動による収入	774,005
	運営費交付金による収入	755,938
	事業収入	2,979
	受託収入	14,948
	寄附金収入	140
	投資活動による収入	9,691
	固定資産の売却による収入	2,902
	貸付金の回収による収入	6,790
	財務活動による収入	0
	短期借入による収入	0
	前中期目標期間よりの繰越金	21,926

[注] 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(別紙)

〔運営費交付金の算定ルール〕

毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = B(y) + C(y) + D(y) + E(y) - F(y)$$

A(y) : 運営費交付金

B(y) : 一般管理費

C(y) : 基礎的業務費

D(y) : 特別業務費

E(y) : 特殊要因

F(y) : 事業収入

○一般管理費

各事業年度の一般管理費B(y)は以下の式により決定する。

$B(y) = \text{直前の事業年度における一般管理費 } B(y-1) \times \text{一般管理費の効率化係数 } \alpha \times \text{一般管理費の調整係数 } \sigma 1$

- ・一般管理費の効率化係数  $\alpha$

各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

- ・一般管理費の調整係数  $\sigma 1$

法令改正等に伴う業務の改変等の要素を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

○基礎的業務費

各事業年度の基礎的業務費C(y)は以下の式により決定する。

$C(y) = \text{直前の事業年度における基礎的業務費 } C(y-1) \times \text{基礎的業務費の効率化係数 } \beta \times \text{基礎的業務費の調整係数 } \sigma 2 \times \text{基礎的業務費の調整係数 } \sigma 3$

- ・基礎的業務費の効率化係数  $\beta$

各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

- ・基礎的業務費の調整係数  $\sigma 2$

政策的要素に伴う事業量の増減を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

- ・基礎的業務費の調整係数  $\sigma 3$

専門家派遣地域の分布変動等を勘案して措置する単価補正として、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

○特別業務費  $D(y)$

機構の判断のみで決定あるいは実施することが困難な国家的な政策課題に対応するために必要とされる業務経費であり、各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。

○特殊要因  $E(y)$

現時点で予測不可能な事由により時限的に生じる管理的経費であり、各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。

○事業収入  $F(y)$

・事業収入  $F(y) = \text{当該事業年度に回収する利息収入} + F(y-1) \times \delta$

$F(y-1)$  : 直前の事業年度における雑収入。

$\delta$  : 収入係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

上記の算定式に基づき、一定の仮定の下に中期計画の予算を試算。

$\alpha$  : 一般管理費の効率化係数 (0.97 と仮定)

$\beta$  : 基礎的業務費の効率化係数 (0.987 と仮定)

$\sigma 1$  : 一般管理費の調整係数 (1.00 と仮定)

$\sigma 2$  : 基礎的業務費の調整係数 (1.00 と仮定)

$\sigma 3$  : 基礎的業務費の調整係数 (1.00 と仮定)

$\delta$  : 収入係数 (1.03 と仮定)

以 上